

真庭市埋蔵文化財調査報告 6

真庭市指定史跡
高田城総合調査報告書

2015

真庭市教育委員会

序

本書は平成23年度～26年度まで実施した高田城の発掘調査等の総合調査報告です。

高田城は真庭市を代表する中・近世の山城ですが、絵図等の記録資料がほとんどなく、その全容については不明であることから総合調査を実施しました。

初年度は地形測量を行い、詳細な測量図を作成しました。2年目からは、明和元年（1764）に移封してきた三浦氏が幕府に届け出た高田城整備計画図を参考に本丸への入口と本丸内の建物跡について把握するため、トレンチと呼ばれる溝を何ヶ所か掘る、発掘調査を実施しました。

その結果、本丸への入口は、虎口と呼ばれる石積による城門であったことや門の脇には矢倉を構築していたことなどがわかりました。本丸の中心部分からは建物の規模や棟数は不明ですが、礎石がいくつか見つかりました。

高田城創建の時期や全体の規模についてはまだ不明な部分も多いですが、今回の調査によって判明した成果をもとに、今後は市民に親しまれる史跡として活用していきたいと考えております。そのために、パンフレットの作成、説明板の改修、樹木の間伐などの整備をしてまいります。

このたびの総合調査の成果報告書が当地域の歴史研究の資料として、あるいは埋蔵文化財に対する理解と関心を高めるうえで広く活用されることを期待いたします。

最後になりましたが、調査及び本書の作成に際しましては、関係者並びに地元地域の皆様から多大なご支援とご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

真庭市教育委員会

教育長 沼 信 之

例 言

- 1 本書は、真庭市史跡高田城総合調査に伴い、平成23年度から26年度にかけて実施した発掘調査等について、その成果をまとめた報告書である。
- 2 発掘調査の対象地は、真庭市勝山1-2で、高田城の本丸に該当する。
- 3 発掘調査と報告書作成は、真庭市教育委員会生涯学習課が行い、現場実務は坂田崇が担当した。
- 4 本書の編集は坂田が行い、本文の執筆は文献編を森俊弘が行ったほかは坂田が行った。
- 5 発掘調査の実施から報告書作成にあたり、次の各氏より多大なるご指導・ご助言をいただいた。略儀ながらここに記してお礼にかえさせていただく。

石田爲成（岡山県教育庁文化財課）、宇垣匡雅（岡山県教育庁文化財課）、大橋雅也（岡山県教育庁文化財課）、小郷利幸（津山市教育委員会文化課）、尾島治（津山郷土博物館）、鳥崎東（岡山県古代吉備文化財センター）、白石純（岡山理科大学、真庭市文化財保護審議会委員）、難波澄夫（真庭市文化財保護審議会委員）、乗岡実（岡山市教育委員会文化財課）、平岡正宏（津山市歴史まちづくり推進室）、森上知洋（真庭市文化財保護審議会委員）、行田裕美（津山市教育委員会：当時）、横山定（岡山県教育庁文化財課）
(50音順、敬称略)

- 6 遺構の実測・写真撮影・浄写は坂田が行い、実測の一部は坂元伸吉の補助を受けた。遺物の実測は坂田のほか、切明友子が分担し、拓本は三島有利加が行い、浄書は坂田が行った。
- 7 遺物の写真撮影にあたっては、平岡氏および津山弥生の里文化財センターのご支援を受けた。
- 8 出土遺物、実測図・写真等は、真庭市教育委員会生涯学習課が保管している。

凡 例

- 1 本報告書に用いた高度値は標高である。
- 2 方位は、第1・2・3図は座標北で、第4・7・8図は磁北である。
- 3 掲載遺物番号については、すべて通しで付している。
- 4 掲載した遺構図・土層断面図に示した網掛けは以下の範囲を示す。



- 5 土層および遺物観察表の色調は、農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修『新版標準土色帖』1970によるものである。
- 6 第1図は国土地理院発行の1/25,000地形図「横部・勝山」を複製・加筆したものである。

目 次

巻頭図版

序

例言・凡例

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	調査に至る経緯	1
第2節	地理的・歴史的環境	1
第2章	発掘調査の概要	4
第1節	調査の経過	4
第2節	遺構・遺物	6
1.	T-1・T-2の検出遺構	6
2.	T-3の検出遺構	10
3.	T-4の検出遺構	11
4.	出土遺物	12
第3章	まとめ	17
	遺物観察表	19
	図版	
	報告書抄録	
文献編		1～74

第1章 はじめに

第1節 調査に至る経緯

真庭市教育委員会では、平成23年度に真庭市総合計画の策定にあたり、「人と文化を育むまちづくり文化・芸術・学術の振興と交流の推進」の中で、古来より伝わる市民共有の歴史遺産の未来への継承を行うため文化財の調査・保存を実施していくことを基本方針として定めた。市内に多数所在する各種文化財・遺跡等のなかでも、戦国期から江戸時代にかけて美作西部最大の山城であった高田城（真庭市指定史跡）に焦点をあて、

- ・城域の詳細地形図作製
- ・城郭遺構の遺存状況など、将来の保存整備に必要な情報を収集するための発掘調査実施
- ・調査成果を周知するため解説板の整備、パンフレットの作製・配布

などを行い、勝山町並み保存地区、勝山藩主三浦家遺品等を展示する勝山郷土資料館など周辺の歴史遺産とリンクさせることによって、高田城を真庭市有数の歴史遺産として将来にわたり保存し利活用を図っていくこととした。その実現に向け、城域の詳細地形図作製を平成23年度に、発掘調査および関連文書・文献調査を平成24年度から26年度にかけて実施することとなった。

第2節 地理的・歴史的環境

勝山地域は真庭市の概ね中央に位置し、旧美作国の西端、旧真嶋・大庭両郡のほぼ中央部に相当する。岡山県の三大河川のひとつである旭川とその支流である新庄川と月田川によって形成された狭小な低地部以外の85%は山地で占められている。

旧石器・縄文時代

勝山地域において、現在までのところ旧石器時代に相当する遺跡・遺物は確認されていない。

縄文時代に入ると、前期では刺突文土器が旦地区で出土しているほか、後期の磨消文土器が県立勝山高等学校の校地内で出土している。

弥生・古墳時代

当地方において弥生時代前期の遺跡は僅少であるが、岡遺跡で木葉文の壺形土器が出土している。中期以降になると陣山遺跡、太鼓山遺跡、打角遺跡、江川遺跡、椎の木遺跡、正吉遺跡、原美尾遺跡、石原遺跡で遺物が出土している。終末期では丹塗りの壺や高杯といった祭祀用遺物を出土している月田堀の内北遺跡がある。

勝山地域では古墳は少なく、15基を数える程度である。最古の古墳は古呂々尾中にある径15m、高さ1.5mの円墳である中尾神社古墳であり、前期古墳とみられている。原美尾池遺跡からは5世紀末の須恵器が出土している。

古代

日本書紀の欽明天皇16年(555)、吉備五郡に白猪屯倉が置かれたとあり、大庭郡の一部が比定されている。和銅6年(713)、備前国のうち英田・勝田・苫田・久米・大庭・真嶋の6郡が割かれて美作国となった。勝山地域は真嶋郡高田郷・月田郷・井原郷と大庭郡の一部の範囲である。奈良時代の遺物としては、柴原地区の峪田第1遺跡で須恵器の骨蔵器が出土している。

中世以降

鎌倉時代には、寿永3年(1184年)に梶原景時が土肥実平とともに美作国他4国の守護になり、梶原景時の失脚後は和田義盛に代わっている。承久3年(1221)に起こった承久の変で敗北した後鳥羽上皇が隠岐の島に配流される際に、大庭・真嶋を通ったといわれている。承久の変の後、公家や上皇方の武士たちの所領に新補地頭として御家人が派遣されるようになり、美作においても高田荘(勝山町、現真庭市)には三浦氏が、英田河合荘(英田町、現美作市)には渋谷氏等が派遣された、と考えられている。

三浦氏と高田城

三浦氏は現在の神奈川県三浦半島を本貫地とする、鎌倉幕府でも最有力の御家人であった。しかし北条氏による専制推進の中で次第にその存在を疎まれるようになり、宝治3年(1249)、三浦義村らは北条時頼に滅ぼされてしまう。三浦一族のうち生きのびた佐原氏が、のちに三浦を名乗るようになったとされている。建武2年(1335)、後醍醐天皇や新田義貞と対立した足利尊氏が九州で力を蓄えて瀬戸内海を東上する途中、三浦介(三浦高継)に美作の新田勢を征伐するよう命じた記録が、御教書として残されている。

高田城は、高田荘の地頭として関東から来た三浦下野守貞宗の築城とされている。築城の年代については諸説があるが、概ね延文～嘉慶年間(1356～1388)の築城とされている。

貞宗以後は、行連-範連-政盛-持理-貞明-貞連-貞国と続くが、貞連以前の城主についてはほとんど記録がなく、不明な点が多い。文亀年間(1501～1504)、貞連は美作守護赤松氏の拠点である篠茸(篠向)城を攻めていることなど、このころの三浦氏は高田城を拠点にする、作西地方における領国支配者的性格を有していたと思われる。天文元年(1532)、出雲の尼子経久が美作へ侵略しはじめ、高田城も数度にわたる攻撃によりその度に落城と復興を繰り返した。その間、貞久-貞勝-貞盛と城主が交替していくなか、永禄8年(1565)、尼子氏にかわって台頭した毛利氏についた備中松山城主三村家親により高田城は落城、城主貞勝は自害するが、翌永禄9年には三浦貞盛が高田城を奪還し、貞広が城主となる。その後三村氏の勢力は衰え、毛利氏により滅ぼされることになる。永禄12年(1569)、貞広が尼子氏についたため毛利氏に攻められ落城するが、山中鹿之助の支援を受け元亀元年(1570)に再興した。その後毛利氏の侵攻を受け、天正3年(1575)、宇喜多直家による和議の勧めにより高田城を開城、城主には月田城主檜崎元兼が入った。

それから美作の地は毛利氏と宇喜多氏の争いの舞台となるが、天正12年(1584)から宇喜多氏の美作領有は関ヶ原の戦いまで続くこととなった。高田城には三浦氏の旧家臣である牧氏が入った。慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いで西軍副大将であった宇喜多秀家が敗北したことにより、美作は小早川秀秋により領有されることとなった。その秀秋の病死後、慶長8年(1603)に森忠政が入封することとなり、高田城には各務氏、大塚氏といった重臣が城番に入った。元禄10年(1697)、森氏の改易に伴い城下は幕府直轄となり幕府代官の所管となった。明和元年(1764)、三河西尾藩主であった三浦明次が当地に転じ、高田城跡に築城、真嶋・大庭両郡の一部を勝山藩2万3千石として領することとなった。明次は高田の地名を勝山に改め、勝山城の西麓に屋形を構え、以後三浦氏による統治が明治維新まで続くこととなった。

高田城に関連した既往の発掘調査としては、三の丸遺跡¹⁾ および出丸²⁾ で実施している。三の丸遺跡は勝山町役場（現真庭市勝山支局）駐車場造成工事に伴い調査をし、室町時代前期～江戸時代初期にわたる建物等の遺構や輸入陶磁器等の遺物を出土しており、三浦氏またはその家臣の館、城番の館跡の一部であると推定されている。出丸は太鼓山の地上デジタル放送施設の建設に伴い調査し、建物跡とみられる柱穴列等を確認している。

註

- 1) 橋本惣司他『高田城三の丸遺跡』 勝山町教育委員会 2005
- 2) 坂田 崇「高田城・田楽城」『真庭市埋蔵文化財調査報告』3 真庭市教育委員会 2010



- | | | | | |
|----------|------------|---------|--------------|------------|
| 1 高田城 | 6 峪田第1遺跡 | 11 舟津屋敷 | 16 かぶら山 | 21 寿和1～5号墳 |
| 2 城山窯跡群 | 7 正吉遺跡 | 12 組遺跡 | 17 高応神社東遺跡 | 22 宝泉寺跡 |
| 3 化生寺東遺跡 | 8 岡遺跡 | 13 小山古墳 | 18 谷山古墳 | |
| 4 勝山高校遺跡 | 9 椎の木1～3号墳 | 14 陣山砦跡 | 19 上江川 1～5号墳 | |
| 5 峪田第2遺跡 | 10 岡椎の木遺跡 | 15 陣山遺跡 | 20 上江川遺跡 | |

第1図 周辺遺跡分布図 (1/25,000)

第2章 発掘調査の概要

第1節 調査の経過

本調査は高田城に関する総合調査であることから、まず城郭のほぼ全域にわたっての詳細な地形図作製を平成23年度に行った。高田城は現在その城域のほとんどが公有地であるが、麓の一部には私有地もあることから、公有地部分のみを図化の対象とした。受託者はフジテクノ有限会社で、実施期間は平成23年11月21日から平成24年3月16日である。成果物として1,000分の1および2,500分の1による詳細な地形図を得ることができた(第2図)。

発掘調査については、平成24年度から実施した。まず、本丸主郭の南端部にある斜面を対象として当初幅2m長さ7mのトレンチを設定(T-1)し着手した。これは、現存する明和元年(1764)の絵図(巻頭図版参照)に本丸に出入りする門の一つがこの個所に描かれており、斜面付近や周辺において多くの瓦片が散布していること、そして埋没した石垣等の構築材とみられる岩や礫の一部が地表面に露呈していることから、門やそれに関連する遺構の確認を目的としたものである。平成24年度の調査は平成25年2月25日から3月24日までの間に行い、調査の結果、斜面に石が積まれた状態を検出したが、それがどういった性格のものであるのか、その精査等については翌年度に持ち越すこととなった。

25年度は、24年度調査で検出した斜面の石積の性格等を明らかにすることと、その上位にある平坦面での櫓跡等の遺構検出を目的として新たに幅1m長さ9mのトレンチを設定(T-2)した。このトレンチは調査の過程において石積遺構の構造・規模追及のため適宜拡張・延長の必要が生じ、T-2に直交する形でT-2-②を追加設定した。また、主郭中央部に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあり、建物の基壇跡であることを想定したことから、幅1m長さ14mのトレンチ(T-3)を設定し発掘を行った。そして主郭北辺の一端に、土塁等の構築物の痕跡を確認する目的により幅1m長さ5mのトレンチを設定(T-4)し、調査を行った(第3図)。平成25年度調査は平成25年12月16日から翌年3月31日まで行った。

26年度は、25年度調査までに検出した遺構の規模・構造等をより追求するために行った。T-2およびT-2-②で検出した石積遺構の追求のためT-2およびT-2-②の拡張・延長とT-2-③・T-2-④の追加設定をし、またT-3・T-4についても精査を行っていった。平成26年度調査は平成26年7月31日から実施し、12月10日に全トレンチの埋戻しを完了したことで現地調査を終了した。

なお、発掘調査と並行して、高田城に関する既往の文書・文献調査を行い、本書に文献編として収録している。

(調査の体制)

調査主体者 真庭市教育委員会

事務局 真庭市教育委員会

教育長 沼 信之

教育次長 谷口誠一(平成23年7月～平成25年3月)

吉田 昇(平成25年4月～平成26年3月)

新幸知典(平成26年4月～)

生涯学習課長 切明友子

調査担当者 主幹 坂田 崇(発掘調査担当)
 主幹 森 俊弘(文書・文献資料調査担当)
 (作業員) 西本 榮、堀井清史(平成25年2～3月)
 川勝 始、元島 一、山田勝己、坂元伸吉(平成25年12月～平成26年12月)

(調査経過抄録)

平成24年12月6日 白石氏と高田城現地にて、発掘調査候補箇所の選定協議。
 平成25年2月25日 24年度調査開始(T-1)。
 2月26日 斜面部の石積状況を検出。
 3月24日 現地説明会開催。参加者数約40人。24年度調査終了。
 12月16日 25年度調査開始。T-1東側部を拡張。
 平成26年1月7日 T-2調査開始。
 1月10日 T-3調査開始。
 1月14日 T-1西側部の拡張。
 1月23日 T-2にて石積遺構の一部を検出。
 2月6日 T-2で検出した石積遺構の展開状況を確認するため、T-2-②を設定し調査開始。
 2月17日 勝山小学校5年生、来跡見学。
 2月18日 T-1下位西側部を拡張。
 2月27日 T-4調査開始。
 4月5日 現地説明会開催。参加者数約50人。
 5月15日 現地指導者会議開催(出席者:石田・白石・平岡・森上)。
 6月10日～6月24日 現地指導者会議での指導事項を受け補足調査(遺構実測)実施。
 7月31日 26年度調査開始。T-2西側石積の展開状況を確認。
 8月4日 T-2-②の一部を拡幅、入口段差部を確認。
 8月12日 T-2-②での入口段差部確認に基づき、T-2-③、T-2-④を設定、調査開始。
 8月20日 T-2、西側石積の有無確認のため、西方向へ延長。
 8月26日 東西方向の1段石積の状況確認のため、T-2の北側長辺部を幅20cm拡張。
 9月15日 現地説明会開催。参加者数約60人。
 9月16日～10月7日 遺構実測作業。
 11月28日～12月3日 遺構実測(補足)作業。
 12月5日～12月10日 トレンチ埋戻し作業、調査終了。

文化財保護法に基づく文書一覧

埋蔵文化財発掘調査の報告(法第99条)

進達日付 文書番号	遺跡の名称・所在地	面積(m ²)	原因	調査を行った 地方公共団体	調査期間
平成25年3月14日 真教生第346号	高田城跡・真庭市勝山1-2外	20	保存目的調査	真庭市教育委員会	平成25年2月25日～ 平成25年3月31日
平成25年12月20日 真教生第303号	高田城跡・真庭市勝山1-2外	30	保存目的調査	真庭市教育委員会	平成25年12月16日～ 平成26年3月31日
平成26年7月31日 真教生第82号	高田城跡・真庭市勝山1-2外	19	保存目的調査	真庭市教育委員会	平成26年7月31日～ 平成26年12月10日

文化財認定(法第102条)

認定の日付 岡山県文書番号	物件名	発見の場所 遺跡の名称	発見日	認定者	発見者	土地所有者	現保管場所
平成25年4月4日 教文埋第13号	瓦・土器・鉄器他 計整理箱1箱	真庭市勝山1-2 高田城跡	平成25年3月29日	岡山県教育委 員会	真庭市教育委員会 教育長 沼 信之	真庭市	真庭市教育委員会
平成26年12月17日 教文埋第1136号	瓦・土器・鉄器等 計整理箱8箱	真庭市勝山1-2 高田城跡	平成25年12月16日～ 平成26年12月10日	岡山県教育委 員会	真庭市教育委員会 教育長 沼 信之	真庭市	真庭市教育委員会

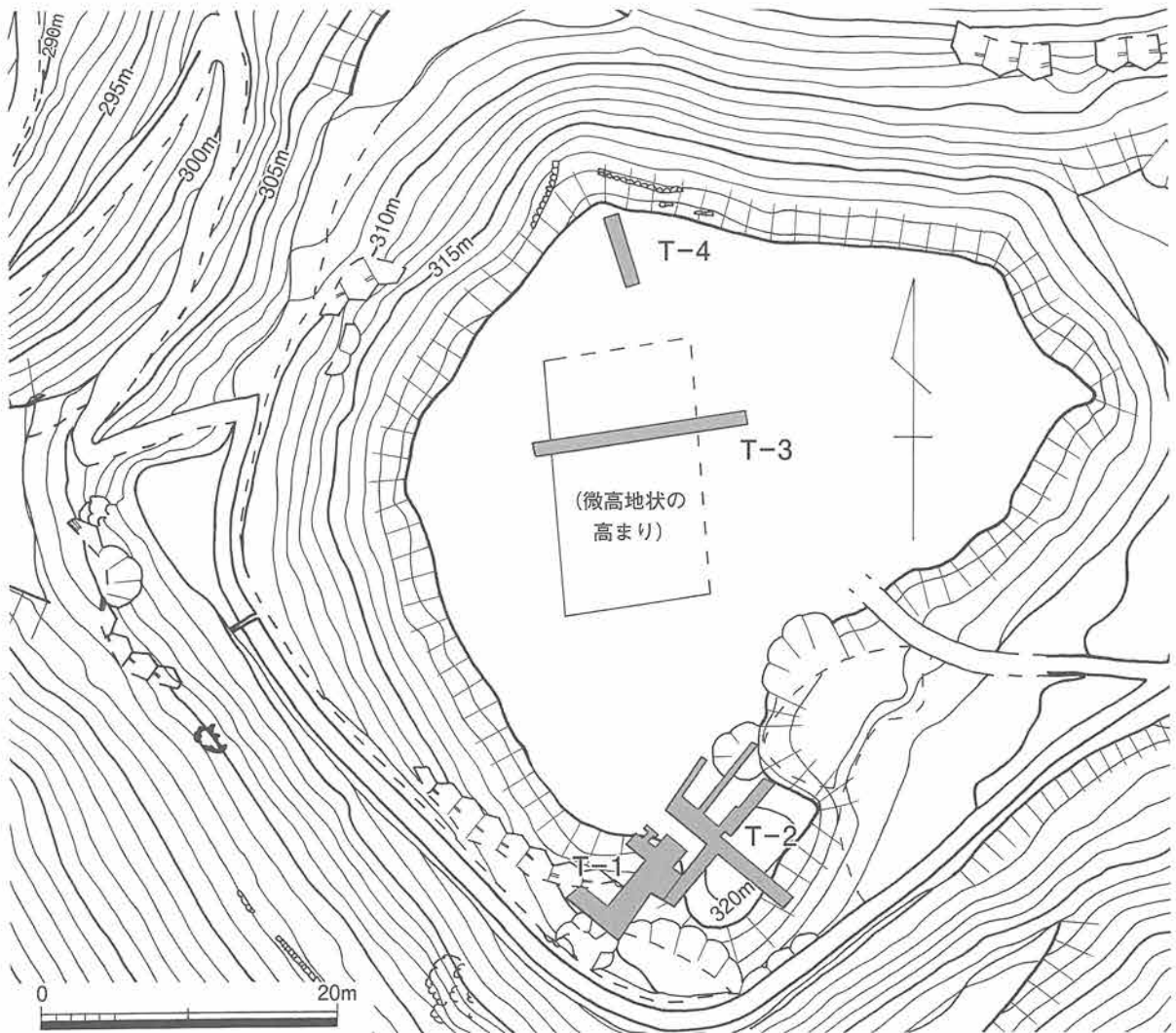
第2節 遺構・遺物

1 T-1・T-2の検出遺構(第4・5・6図)

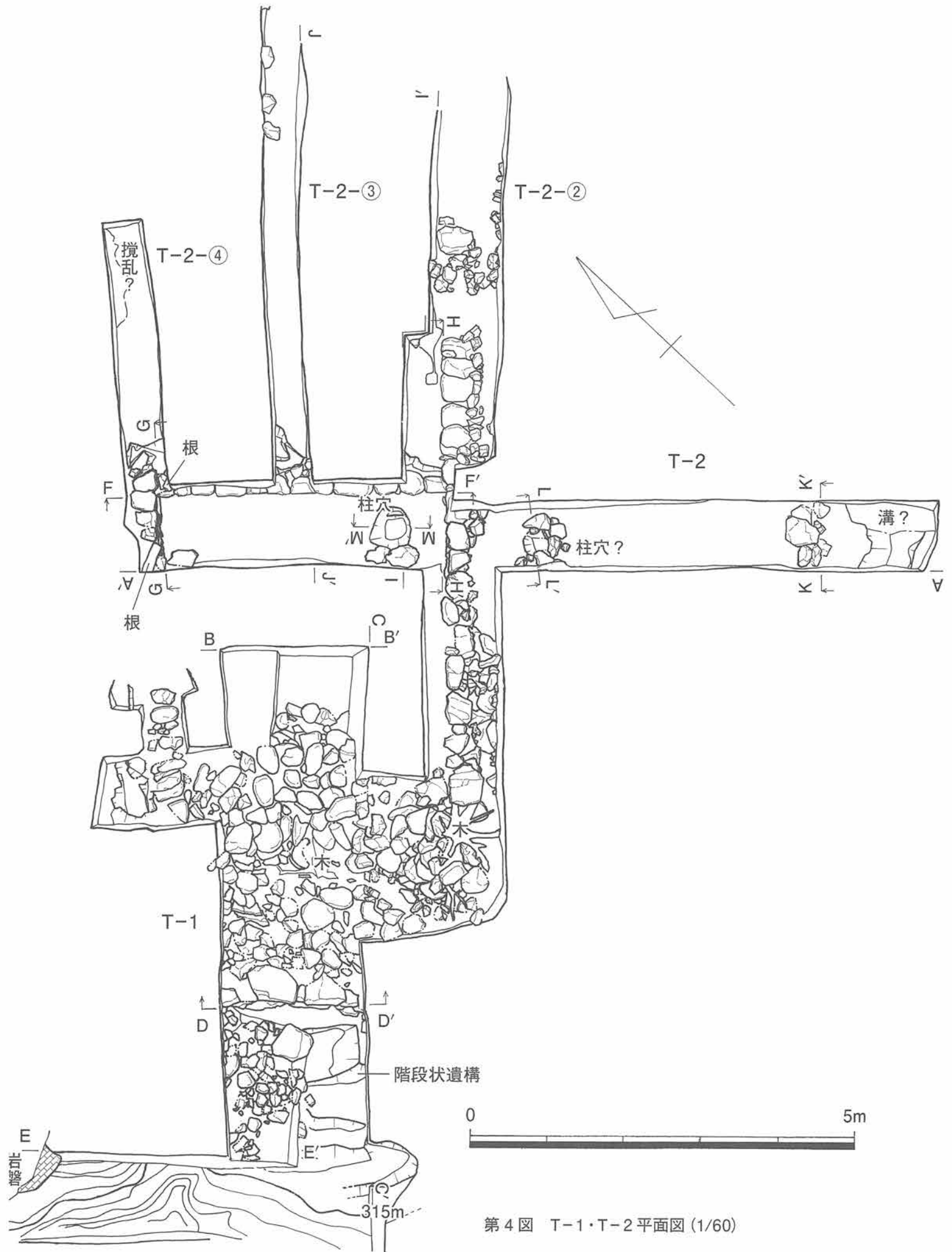
T-1・T-2においては、石積をはじめとする遺構を検出している。

石積遺構は概ね北西-南東を横方向、北東-南西を縦方向とし、平面形はいわゆる「H」形を呈している。左右の両石積の内法間で約3.7mを測り、概ね二間の規模である。左右の石積は崩落や抜き取り等により高さを減じている可能性を考慮する必要があるが、3段ないし4段積みで構築されている。なお、斜面より見て右側の石積の方が現存高が高く地山面から最大で80cmほどである。右側の方が左側より北東方向へ伸長しているが、これについても左側については破却時の抜き取り等の影響があったことを考慮する必要がある。またT-2-②の北東方向へ伸長する石積に1.1mほどの間隙があり、抜き取り等の痕跡と考えられる。横軸方向の石列は1段であり、T-2-②の土層断面から地山を50cmほど掘削し構築していることがわかる。これらのことから、

①南西方向の斜面を入口として進入する。

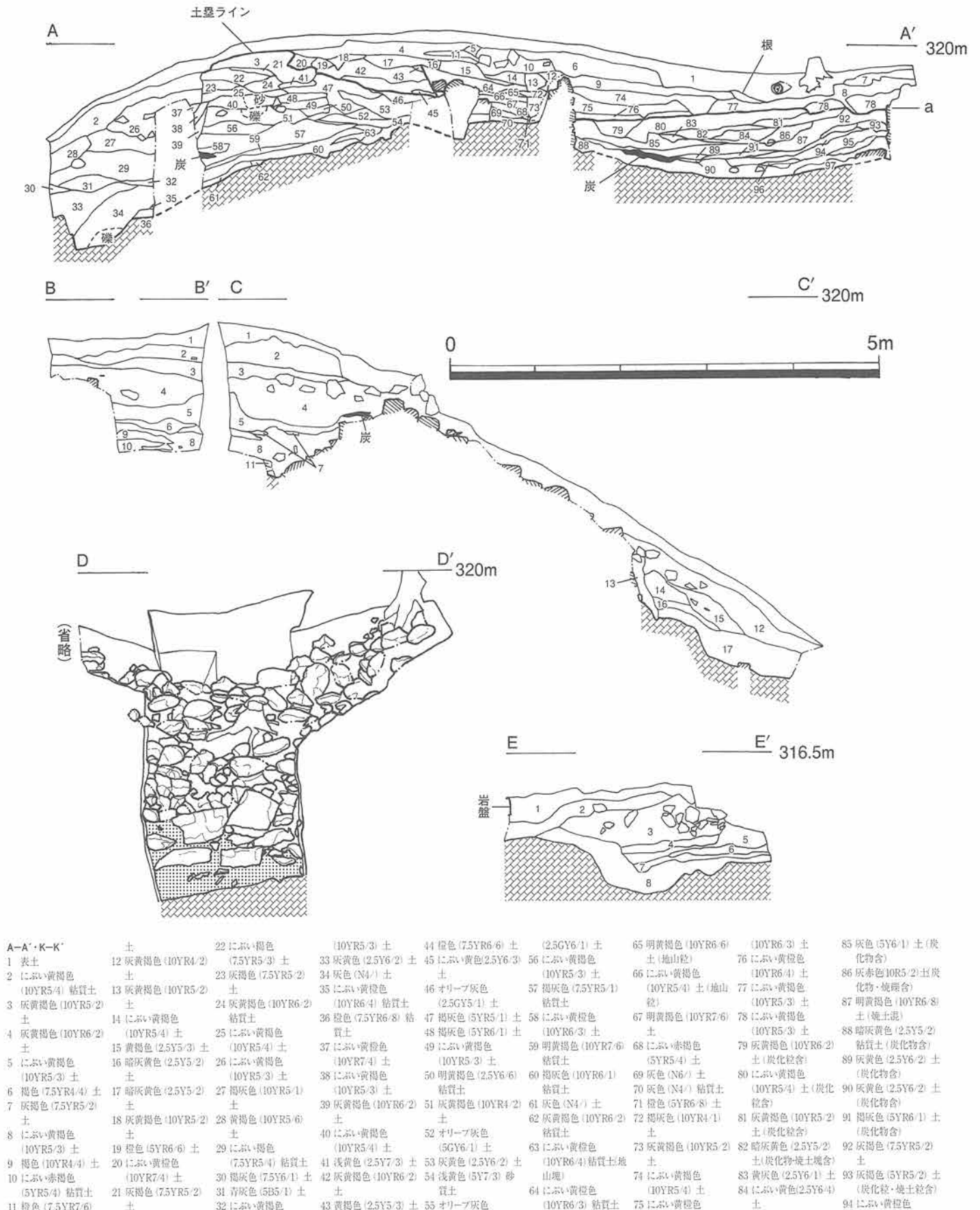


第3図 調査区配置図(1/500)

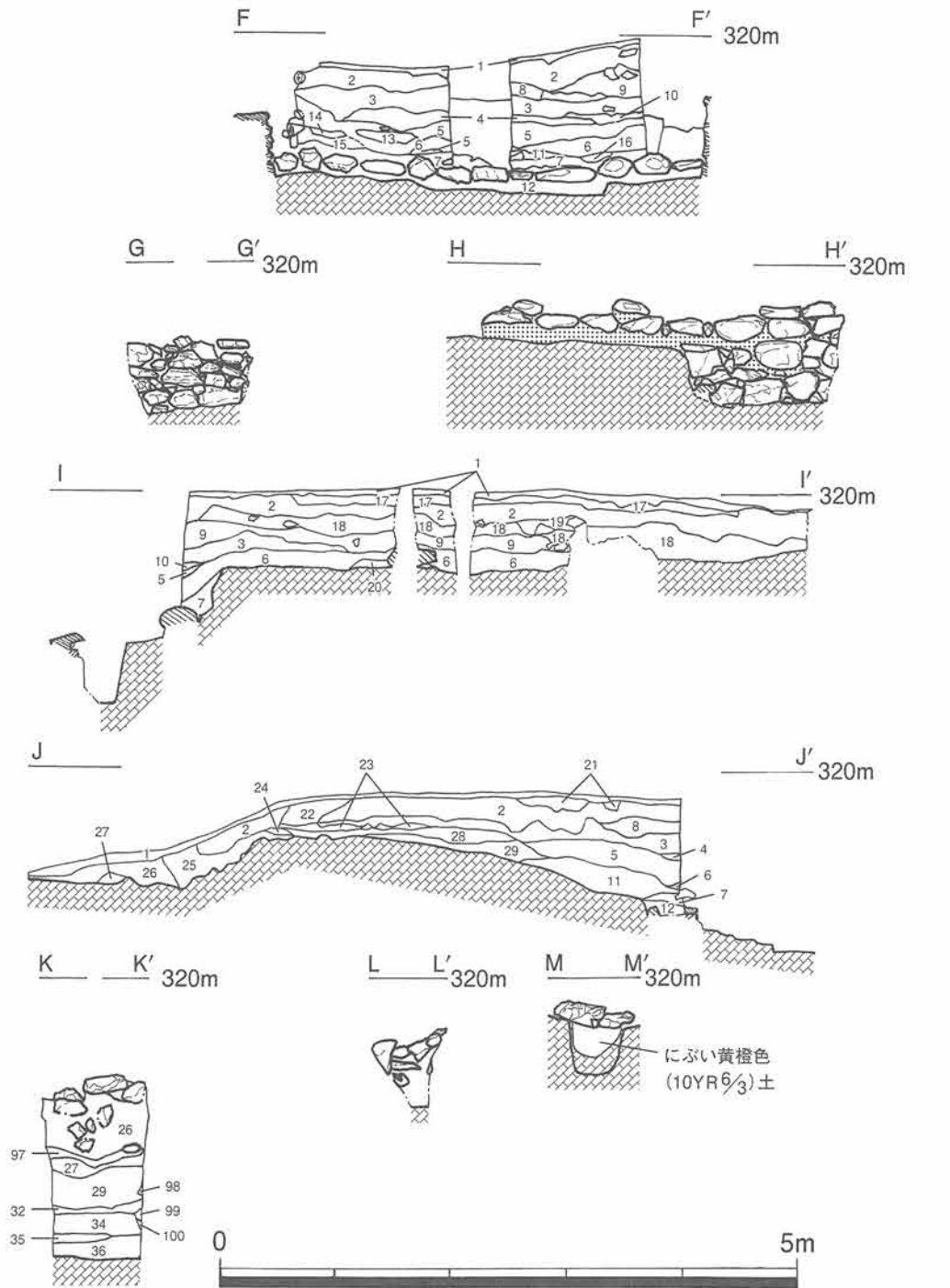


第4図 T-1・T-2平面図 (1/60)

第2章 発掘調査の概要



第5図 T-1・T-2 土層断面・遺構立面図 (1/60)



- | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| (10YR6/4) 土 | 2 にぶい褐色 (7.5YR6/3) 土 | 10 灰褐色 (5YR5/2) 土 (炭化物・焼土含) | 8 灰褐色 (5YR6/2) 土 (炭化物含) | 7 灰色 (7.5Y6/1) 土 (炭化粒含) | 14 灰褐色 (5YR5/2) 粘質土 | 22 灰黄褐色 (10YR4/2) 土 |
| 95 にぶい赤褐色 (2.5YR5/4) 土 (焼土含) | 3 にぶい褐色 (7.5YR5/4) 土 | 11 灰黄色 (2.5Y6/2) 土 (粘味?) | E-E' | 8 暗オリーブ色 (7.5Y4/3) 土 | 15 灰色 (5Y6/1) 土 (炭化物含) | 23 黄灰 (2.5Y4/1) 土 (炭化粒含) |
| 96 明黄褐色 (2.5Y6/6) 土 | 4 にぶい赤褐色 (5YR5/4) 土 | 12 にぶい褐色 (7.5YR5/4) 土 | 2 にぶい褐色 (7.5YR5/3) 土 | 9 にぶい黄褐色 (10YR5/3) 土 (炭化物含) | 16 灰色 (7.5Y6/1) 土 | 24 橙色 (5YR6/6) 土 |
| 97 灰色 (7.5Y6/1) 土 | 5 褐色 (7.5YR5/1) 土 (炭化粒含) | 13 暗褐色 (7.5YR3/3) 土 | 3 にぶい赤褐色 (5YR5/3) 土 | 10 灰黄色 (2.5Y7/2) 粘質土 | 17 明黄褐色 (10YR7/6) 土 | 25 黄褐色 (2.5Y5/3) 土 |
| 98 にぶい黄色 (2.5Y6/4) 土 | 6 褐灰色 (5YR5/1) 土 | 14 灰褐色 (7.5YR5/2) 土 | 4 灰褐色 (7.5YR6/2) 土 | 11 灰オリーブ色 (5Y6/2) 土 | 18 灰褐色 (7.5YR5/2) 土 | 26 黄褐色 (2.5Y5/3) 土 (地山塊含) |
| 99 灰黄色 (2.5Y6/2) 土 | 7 明黄褐色 (2.5Y7/6) 土 | 15 灰褐色 (7.5YR4/2) 土 | 5 褐灰色 (7.5YR6/1) 土 (炭化物含) | 12 灰オリーブ色 (5Y6/2) 粘質土 | 19 にぶい褐色 (7.5YR5/3) 土 | 27 暗灰黄色 (2.5Y5/2) 土 (地山粒) |
| 100 灰黄褐色 (10YR5/2) 土 (炭化粒含) | 8 褐灰色 (7.5YR6/1) 土 | 16 明褐灰色 (7.5YR7/2) 土 | 6 橙色 (7.5YR6/6) 土 | 13 灰黄色 (10YR5/1) 土 (炭化物・焼土含) | 20 灰白色 (7.5YR8/2) 土 (地山粒, 炭化粒含) | 28 灰黄色 (2.5Y6/2) 粘質土 |
| B-B'・C-C' | 9 灰褐色 (5YR6/2) 土 (炭化物含) | 17 灰褐色 (5YR5/2) 粘質土 | 7 褐灰色 (10YR5/1) 粘質土 | 6 灰色 (5Y5/1) 土 (炭化粒・焼土含) | 13 赤褐色 (10R5/4) 土 (炭化物・焼土含) | 21 にぶい黄橙 (10YR6/4) 土 (地山粒) |

第6図 T-2・T-2-2-②・T-2-2-③土層断面・遺構立面図 (1/60)

②概ね平坦となった面に一旦立つ。

③横方向の石積にて1段(ないしそれ以上)の段差が設けられ、それを上がり本丸中心部へ向かう。という経路をもった入口であったことが推定される。

T-1では、斜面に石が不整形に積み置かれた状況を検出している。T-1の下位にて地山を掘り込んで築かれた階段(通路)状の遺構を確認したことから、破却時に入口を封じるために行われたものであると考える。しかしながら斜面に単純に投げ込まれたものではなく、いったん仕切りのな石積を垂直に築き(第4・5図 D-D'),その背後に石を詰め込むという工法をとっている。

この入口であるが、層位的なまとまりとして観察した結果、aラインまで炭化物・焼土を多く含む土層が堆積し、その上に瓦や礫を含む土層が堆積した状態を示している(第5図 A-A')。このことから最終的に破却に際し、

- ① 石積の構築石材を入口斜面に積み上げ、封じる。
- ② 建物等の焼き払いにより生じた炭化物・焼土混じりの土砂で石積の内部を埋める。
- ③ ②の後、周辺の土砂を敷均し整地した。

という過程をうかがうことができる。

T-2では土塁状遺構の痕跡が土層断面において確認できる(第5図 A-A')。これは土層の色調が土塁状遺構の部分は暗く、対してその上の整地土層は明るいことから、明瞭に区別できるものである。この土塁状遺構の盛土中からは遺物は出土していない。土層断面の観察・検討から、構築の順序としては石積構築に先行するものである。

また、柱穴(または柱穴とみられる)遺構を2ヶ所で検出している。一つは石積の内側(第4図 M-M')にあり、地山面にて確認した。上端で径約60cmを測る。近接して大形の礫が2点あるが、石積の構築材の一部が転落したものとみられ、この柱穴状遺構と直接の構成関係はないと考える。門の柱穴であった可能性を考慮する必要がある。¹⁾

もう1ヶ所は、T-2のほぼ中央で検出している(第4図 L-L')。石積遺構の裏込めを封じた層を切り込んでいる状況が土層断面において確認できる。3方を石で囲み、覆土には炭化物を多く含む。用途等については現時点では保留とせざるをえない。

その他、T-2東南端部付近において平面・上下方向ともに不規則な状態の石積状遺構を検出している(第4図 K-K')。機能としては土塁状遺構の上面を補強するためと想定している。また、溝(または土壙?)とみられる痕跡をT-2の南東端部で確認している。

2 T-3の検出遺構(第7図)

T-3は主郭中央に東西約10m、南北約17mの微高地状の高まりがあることから、建物の基壇跡と想定し設定した。発掘の結果、表土直下の厚さ15cm程度の真砂の盛土であることが判明した。これはのちに、現代になってこの場所を造成した際に真砂を搬入し敷き均したものであることが、当時のことを知る人の証言により判明した。

地山面において、建物の礎石を2個検出している。礎石間で約2.7mの距離がある。調査範囲の都合上一部のみの検出であり、同一建物のものであるか等については不明である。その他、柱穴や土壙(または落込み)とみられる遺構の輪郭を確認している。いずれも半裁または検出面での輪郭確認に止めている。土壙(または落込み)状遺構の覆土から多くの炭化物に伴い土師質土器片が出土している。トレンチの東半部では被

熱によると思われる赤色化した面を地山面において確認している。

なお、このT-3では瓦はほとんど出土していない。

3 T-4の検出遺構(第8図)

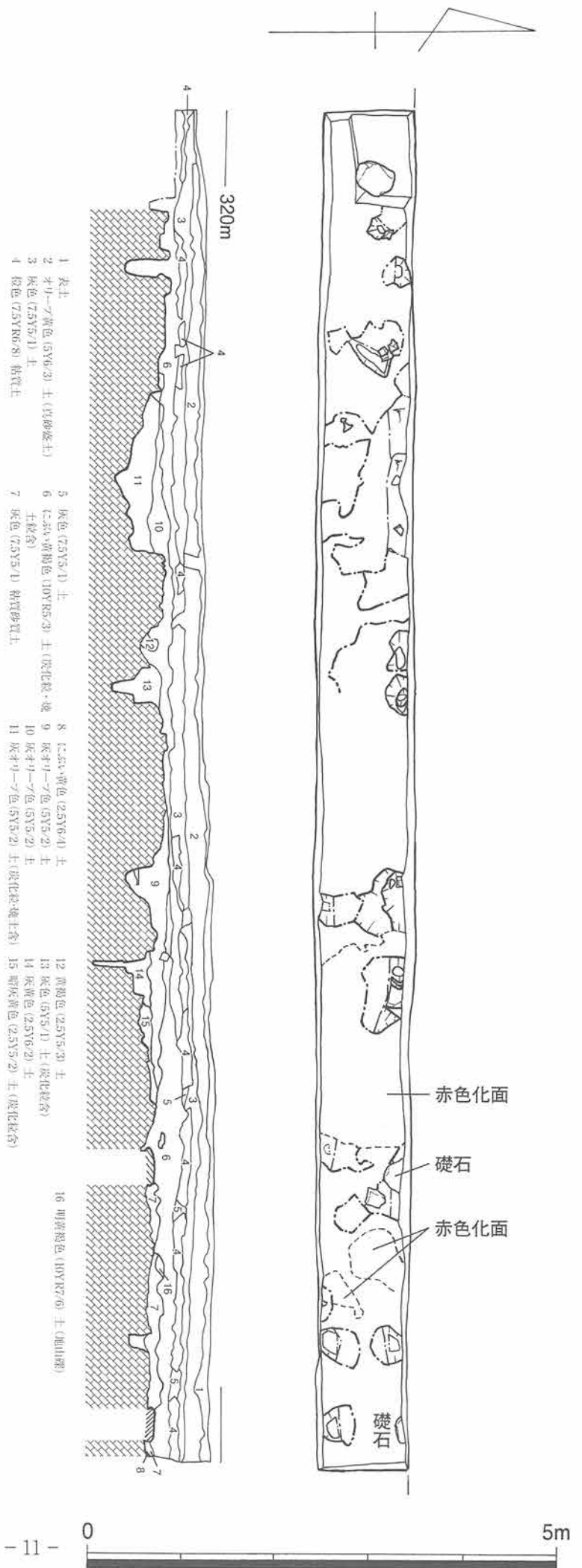
T-4においては、石積遺構を検出している。検出した石積の並びから北西-南東方向に、概ね本丸郭の外形輪郭に沿って伸びる模様である。現存するのは1段のみであり、炭化物・焼土層の上に乗る形で築かれている。炭化物・焼土層が破却時のものとすれば、破却後に構築された施設ということになる。石積から南側についてのみ地山面を確認し、北の崖方向へ地形が傾斜している様子である。傾斜した地形に幾層もの盛土を行っているが、土塁であることの明確な痕跡は土層断面では確認できていない。T-2の東端部付近においても、同様な石積状のものを検出しており、それについては土塁の端部を固める、いわゆる土留め的な役割のものであったことを想定しており、このT-4で検出した石積についても土塁または盛土による構築物の端部を固め安定させるためのもの、と想定している。

このT-4では、表土から多量の瓦が出土し、結果的に今回の調査で出土した瓦の半分以上の量を占めている。戦中～戦後期に本丸の主郭で畑作が行われており、その際に出土した瓦が寄せ集められたものと考えられる。

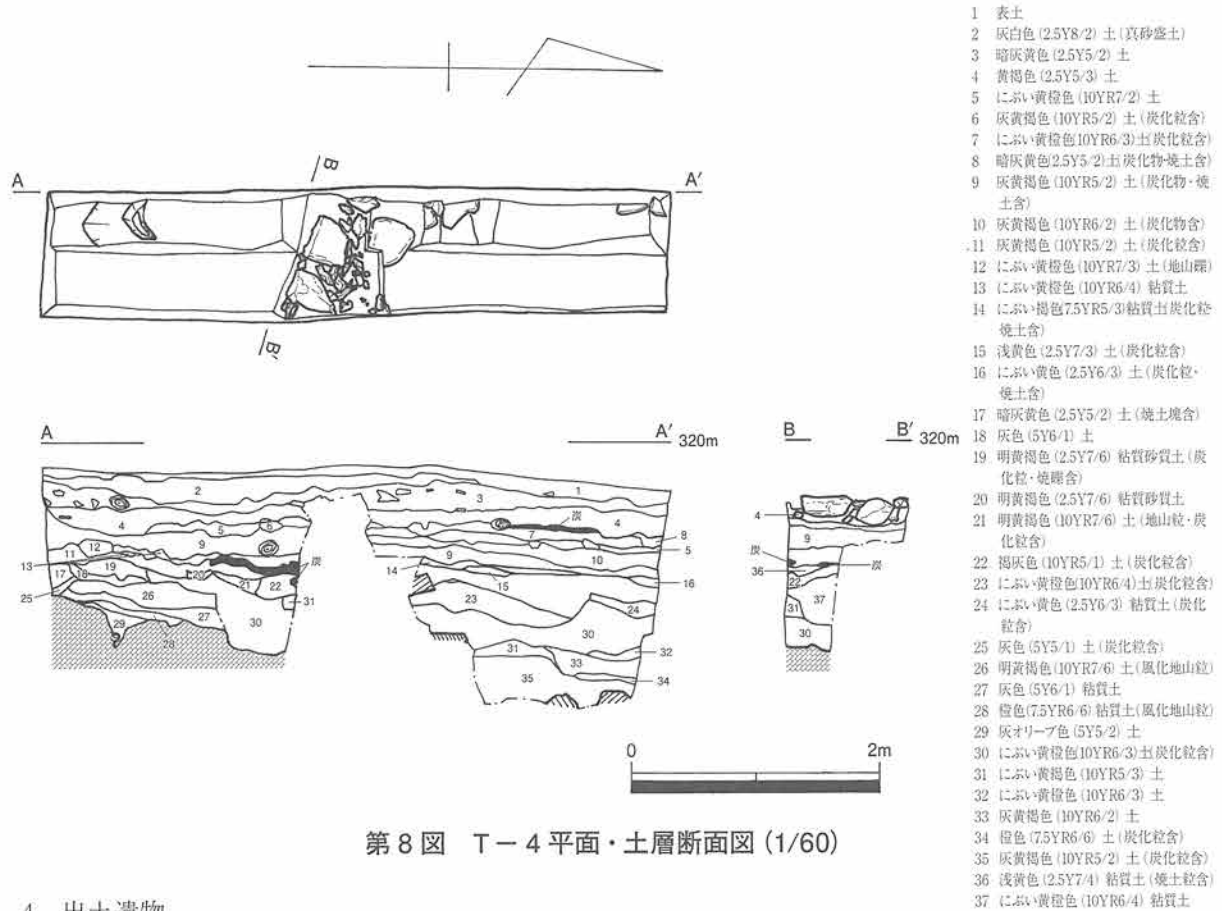
註

1) 門の屋根が瓦葺の場合、通常掘立柱ではなく礎石柱であったと考えられるため、当初門柱の可能性は低いと考えていたが、津山城本丸五番門で瓦葺の掘立柱の事例がある(平岡氏のご教示による)。ただし、津山城本丸五番門のものは柱穴の底部に礎石を有しており、その点において相違がある。

行田裕美「6. 第5次調査(平成13年度) T-6」『史跡津山城跡保存整備事業報告書I』津山市教育委員会 2007



第7図 T-3平面・土層断面図(1/60)



第8図 T-4 平面・土層断面図 (1/60)

4 出土遺物

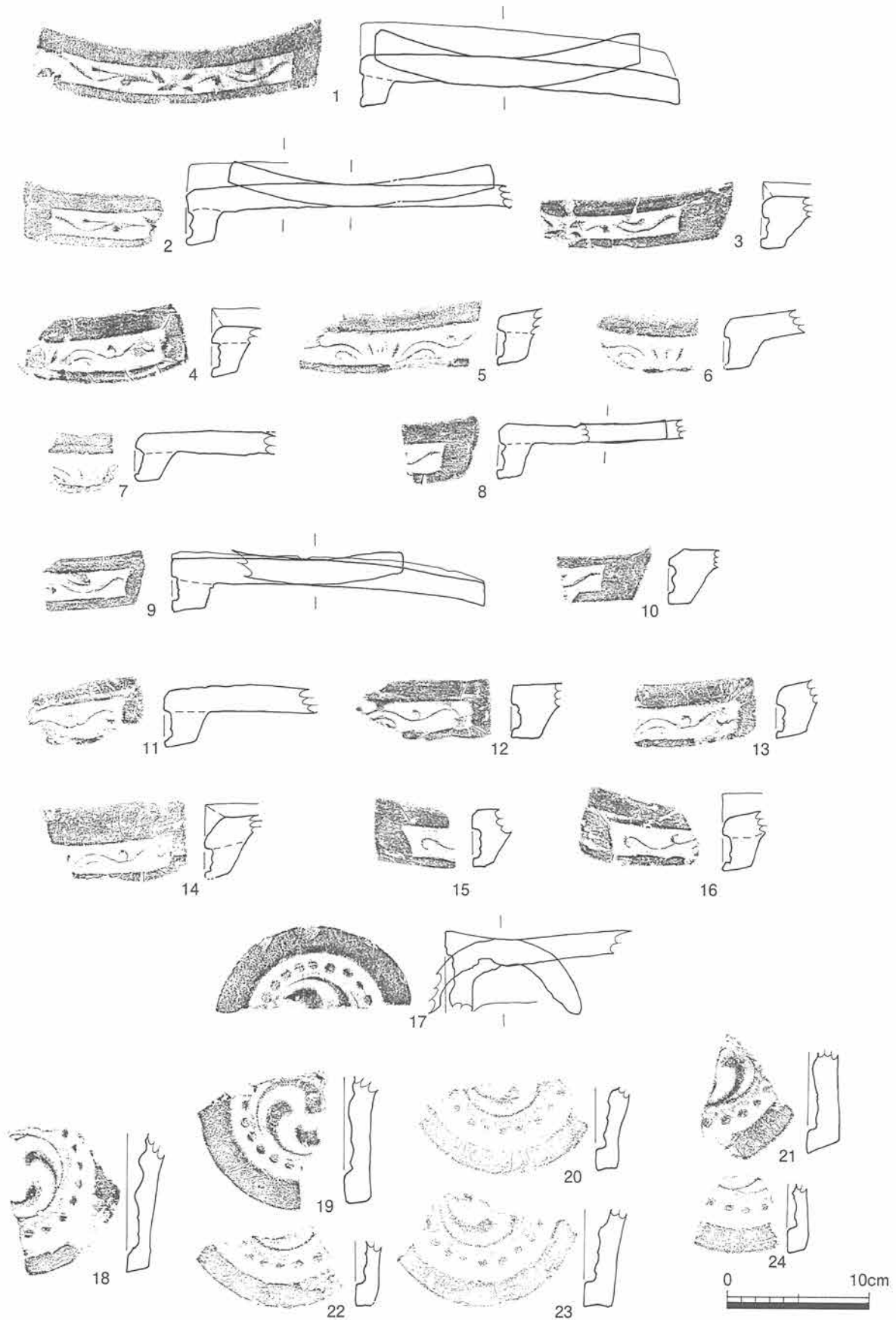
今回の調査により整理用コンテナで10箱ほどの遺物が出土しており、うち約9割を瓦が占める。瓦は大量に出土しているにも関わらず、遺物としての特徴を示す瓦当面を伴うものはごく一部である。遺物の各属性等については一覧表に委ねることとし、以下各種遺物について概観していく。

軒平瓦 (第9図 1～16)

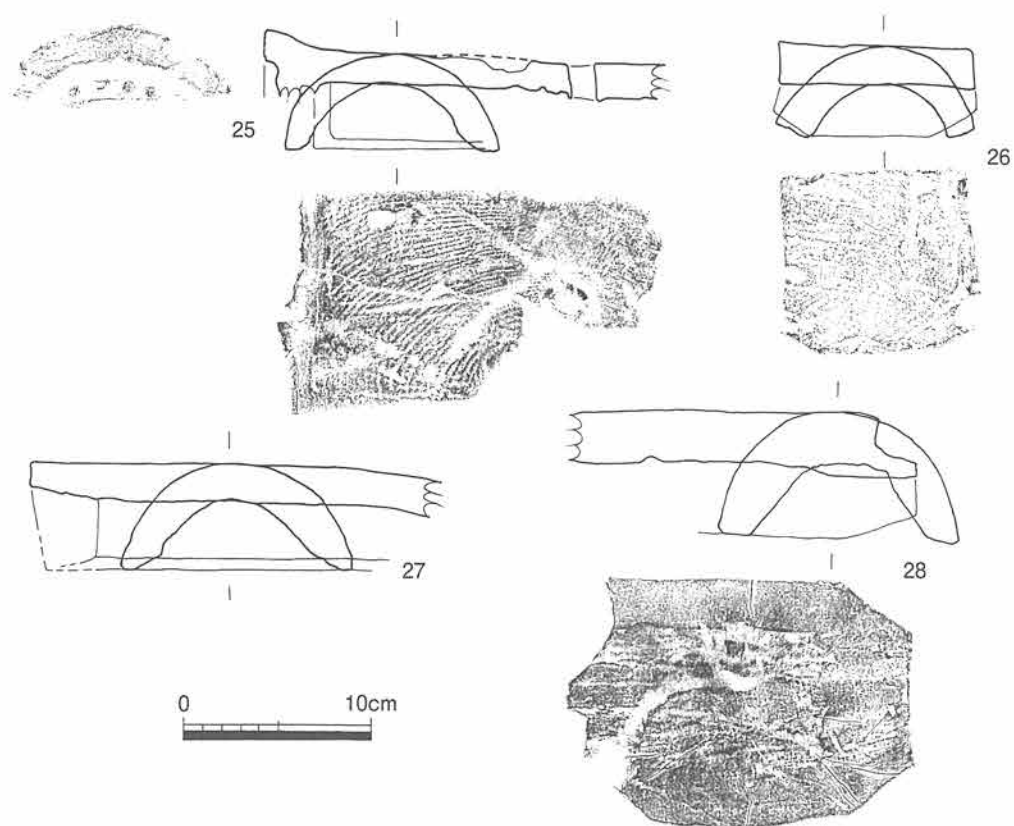
瓦はほとんどのものがT-1・T-2については斜面の堆積土や破却時の整地土層からの出土、T-4については地表面から表土中にかけての出土であり、各遺構に直接伴う状態で出土したものはない。ここでは平瓦部の後端までを有する2点を含む、16点を掲げた。瓦当の全容を示すのは1のみである。1～3は中心飾が五葉(2については残存する中心飾から推定)で唐草は2転する。4～7は中心飾が三葉のものである。4のみが中心飾から側区までの状態を観察できる資料であり、唐草が3転することが確認できる。5についても残存状態から唐草については3転と推測するが、その他のものについては不明である。側区の唐草文端部の状態から、転を生じないもの(1～3・8～10)と転を生じているもの(4・11～16)とに分類することも可能である。

軒丸瓦 (第9・10図 17～25)

9点を掲げるが瓦当の全形を残すものはない。巴文が右巻きのもものが6点を占める。正確な珠文数の把握が不可能なことから時期の比定は困難であるが、総じて巴の尾部が細長く伸びる様相を示している。17・25ともに丸瓦部内面にコビキA痕を明瞭に遺す。



第9図 出土遺物① (1/4)



第10図 出土遺物② (1/4)

丸瓦 (第10図 26～28)

特徴的なもの、製作技法のよくわかるもの3点を取り上げた。26は長さ10.7cmと大変短く、片方の側辺の角を面取りした後に焼成している。通常の平瓦・丸瓦のように多くはみられず、妻部など屋根のごく一部に使用される「役物」のひとつとみられる。

土器・陶磁器類 (第11図 29～39)

土師質土器等については、T-1・T-2では斜面堆積土や石積遺構内部の覆土、整地盛土から瓦等とともに出土し、T-3では真砂盛土から地山面までの間の包含層からの出土、T-4では石積遺構より下位の層からも多く出土している。出土した土器・陶磁器類のほとんどは復元不可な細片である。

29～33は土師質土器で、29～31を小皿、32・33を皿とした。34～36は16世紀末～17世紀初頭の中国産染付の椀であるが完形状態を復元できるものはない。37・38は備前焼の播鉢、39は壺の口縁部である。37は14世紀後半頃、38は16世紀後半の所産とみられる。

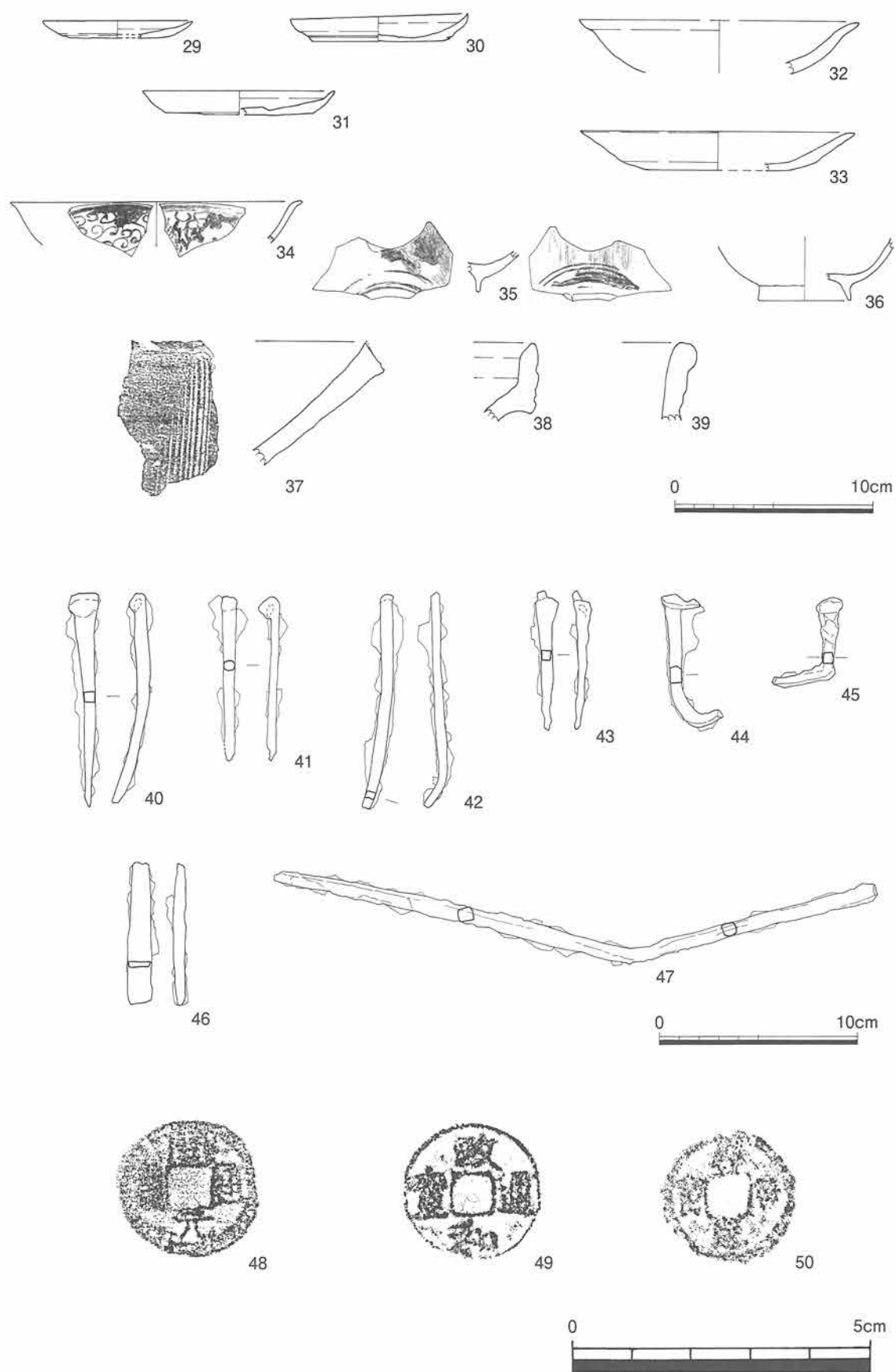
金属器 (第11図 40～47)

出土した金属器はいずれも鉄製品で、ほとんどが釘である。T-1の斜面堆積土およびT-2の石積遺構内部の覆土(焼土・炭化物を多く含む)から出土している。掲載したもののうち、40～45が鉄釘、46は刀子とみられるが詳細は不明、47は器種不明である。

銅銭（第11図 48～50）

銅銭は総数で4点あり、すべてT-2の石積遺構内部の覆土（焼土・炭化物を多く含む）より出土している。鑄文字の確認ができる3点の拓影を掲げる。

番号	種類	（国	初鑄年	重量）
48	開元通寶	（唐	621年	2g）
49	政和通寶	（宋	1111年	3g）
50	判読不可	（不明		2g）



第11図 出土遺物③ (29～47 : 1/3、48～50 : 1/1)

第3章 まとめ

今回の調査で得られた所見について、若干述べていく。

検出遺構について

今回の発掘調査で、本丸の一部ではあるが従来ほとんど不明であった構造の一部を把握することができた。まずT-1・T-2で検出した石積遺構について、規模的には南東・北西方向で約3.7mを測り、北東・南西方向については破却時の礫の積み込みや樹木があることから完全な追求は控えたため推定ではあるが、入口の段とみられる南東・北西方向の石列から南西方向へ現存長で約4m、T-2-②全体で観察される石積としては約7.6mを測る。入口としての空間を南東・北西方向の石列より前であると定めた場合、約4m四方の空間、と捉えることができる。なお、北東・南西方向の2列の石積を平面形として観察した場合、東側の石積は入口石列と直角に築かれているが、西側のものは東側と平行ではなく、若干内(南)側に軸を振った構造となっている。このことは東側の石積は先端(南西)方向に向けて地山面から上に多くの石を用いて高く積み上げられているのに対し、西側の石積については、第6図 G-G'では複数段の積み上げが確認できるが、それより南(桧の大木があるため、この間は未発掘)については基本的に1段のみ石を置き構築している。また東側については石積の背後に裏込めを明確に行っているのに対し、西側は地山の露頭を直接掘削することにより段を設け、そこに石を配置する、といった構築手法についても差異がみられる。このことは、本来の地形上の制約により生じた工程上の差であると現時点では結論付けたい。この石積遺構はその様相等から本丸南側虎口の構造の一部であると認められ、限定された調査範囲内ではあるが概ねの規模・構造について明らかにすることができた。

また、T-1・T-2で検出した石積遺構の周辺から多くの瓦が出土しており、瓦葺き建物遺構の存在を想定したが、上屋に関わる遺構は明確に見出すことはできなかった。T-2の南東半部において土塁状遺構の明瞭な断面を確認することができた。土塁状遺構と虎口を画する石積は一連の施設として同時に構築されたものなのか、土塁状遺構が先行して築かれていたのかについては結論を保留せざるをえない。石積遺構は、小振りの自然石を垂直に積み上げ、裏込めが不十分という戦国期以来の特徴を有するが、織豊系城郭の虎口を形成するものである。¹⁾

T-4で検出した石積遺構は本丸の外縁に沿う土塁の内側を画する構造であった可能性があるが判然としない。T-4で出土した瓦は表土(ほとんどがほぼ地表面)からのもので、石積遺構の下の層からは出土していない。また、T-2で検出した石積遺構は地山を整形した上に構築し、内側に炭化物・焼土層が堆積しているのに対し、T-4のものは炭化物・焼土層の上に完全に乗る形で検出している。T-2とT-4の炭化物・焼土層を同時期のものと仮定した場合、双方の石積遺構は全く違う時期のものとして構築され機能していたということになる。T-4の調査範囲が狭小であったこともあり具体的な遺構の様相も不透明といわざるをえず、これについても今後の課題としたい。

出土遺物について

出土遺物のほとんどが瓦であり、ここでは瓦を中心に言及していく。

軒平瓦の1～3は岡山城3式（慶長年間前～中葉、小早川秀秋～池田利隆の治世下）に概ね相当し、岡山城出土の瓦と同範の可能性はある。唐草文の端部が途切れている点で相違があるが、範の損傷等何らかの理由により範の一部を切除等し使用した可能性や、瓦の製作時期や使用する城郭間での較差を示すために意図的に行った可能性など種々の要因が考えられる。4～16の軒平瓦も近似する時期のものともみられ、天正年間まで遡るものではない。²⁾丸瓦でコビキ痕を明瞭に観察できるものは限定的であるが、内面にコビキA痕と吊紐痕を残すものが比較的多く、岡山城では3式で出現するコビキB痕とみられるものも少量ではあるが出土している。

土器類についてはコンテナケースで1箱ほど出土しているが、完形のものではなく器形を復元できるものもきわめて限られているため、時期比定については大変困難である。備前焼については今回出土しているのは小片ばかりであるが、16世紀後半の38の播鉢³⁾がある。また16世紀末ないしは17世紀ごく初頭の中国産染付34～36も含まれる。

以上のことを総合的に考え、今回検出した本丸南側虎口の構造は、16世紀末～17世紀ごく初頭の宇喜多期最終末～小早川期に構築され、その後森氏の治世下において津山城の支城として機能し、破城行為によって破却された、と結論付けるにいたった。その破却の時期であるが、元和元年（1615）の「一国一城令」の際に行われたものか、または島原の乱の後に発出された寛永15年（1638）の城跡破却命令によるものであるのかについては、記述された文献資料のないことから現在のところ断定は不可能である。また今回の調査で存在が明らかになった本丸虎口は1ヶ所のみであり、他の様相については依然として不明のままである。しかしながら、17世紀前半に行われた破却事例として確認できた意義は大きく、今後各地における支城のあり方を整理していくうえでその過程の一事例を示すものとして大変貴重な資料であるといえる。また、T-3で確認した各種遺構についても解釈を保留とせざるを得ないものが多く、今後の課題を多く残すこととなった。

真庭市指定史跡高田城は美作西部における中近世城郭としては、その規模・構造において他に比類のない存在であり、本市における中近世城郭遺跡の代表事例として長き将来にわたり保護・保存していかねばならない。今回の調査はあくまでもその端緒にすぎないが、これを契機として高田城のさらなる内容解明に努めていく所存である。

註

- 1) 乗岡実氏からの調査現地でのご教示に基づく。
- 2) 乗岡実「瓦について」『史跡保存整備事業 史跡岡山城跡本丸下の段発掘調査報告』岡山市教育委員会 2001
- 3) 類例として、岡山城本丸下の段油櫓郭内Ⅶ-3トレンチc面～b面間造成土出土（遺物番号910）がある（註2書と同じ）。

出土遺物観察表

(軒丸瓦)

番号	出土位置	文 様		法 量(cm)							胎土・焼成	
		中心飾	唐草	上限幅	下限幅	弧深	瓦当高	文様区高	側区片幅	平瓦厚	上角面取	器面色-断面色-断面構造-生地
1	T-1下方北半部	五葉	2転	19.0	19.3	2.2	4.5	1.6	2.0	2.0	D?	暗青灰(5B4/1)-明黄褐(10YR7/6)-単-細
2	T-1下方部	(不明)	2転				3.5	1.6	2.0	1.5	×	灰白(5Y7/1)-灰白(5Y8/1)-単-細
3	T-2-②表土下整地土層中	五葉	2転			1.6	3.6	1.5	3.4		C~D	灰(N4/)-浅黄(2.5Y7/3)-三-細
4	T-4表土	三葉	3転			1.2	3.2	1.7	1.6		×	灰(7.5Y4/1)-にぶい黄(2.5Y6/3)-単-細
5	T-4炭化層下位	三葉	3転?				3.2	1.9			×	にぶい黄褐(10YR5/4)-にぶい黄褐(10YR5/4)-単-細
6	T-4表土	三葉	(不明)				3.5	1.9				灰(10Y6/1)-灰白(2.5GY8/1)-単-細
7	T-4表土	三葉	(不明)				3.3					灰(10Y6/1)-明緑灰(7.5GY8/1)-単-細
8	T-1下方部	(不明)	(不明)				3.3	1.8	2.0		C	明黄褐(2.5Y7/6)-明黄褐(2.5Y7/6)-単-細
9	T-2下方部	(不明)	2転				3.4	1.7	1.0	1.5	×	青灰(5B5/1)-浅黄(2.5Y7/3)-表-細
10	T-1下方攪乱中	(不明)	(不明)				3.0	1.7	2.7		A	灰(N4/)-灰白(5Y7/1)-単-細
11	T-4表土	(不明)	3転?				3.6	1.9	1.3		×	灰(7.5Y5/1)-浅黄(5Y7/4)-単-細
12	T-4表土	(不明)	3転?				3.9	1.8	1.3		×	暗灰(N3/)-灰オリーブ(5Y6/2)-単-細
13	T-4表土	(不明)	3転?				4.0	1.7	1.1		×	にぶい黄褐(10YR6/4)-にぶい黄褐(10YR6/4)-単-細
14	T-4表土	(不明)	3転?				4.3	1.8	0.8		B?	灰オリーブ(7.5Y5/2)-灰白(5Y7/2)-単-細
15	T-4表土	(不明)	(不明)				4.0	2.0	2.1		×	灰(7.5Y5/1)-灰白(10Y8/1)-単-細
16	T-4表土	(不明)	3転?				3.6	2.0	2.1		×	灰(7.5Y5/1)-灰黄(2.5Y6/2)-単-細

*上角面取は、A：幅1cm以上の広い面取りが、瓦当の左右端にまで及ぶもの、B：広い面取りだが左右端まで及ばないもの、C：幅1cm以下の面取りが左右端まで及ぶもの、D：狭い面取りが左右端まで及ばないもの、×：面取りが確認できないもの、として分類した。

*断面構造は、断面中心から器表面まで変化のないものを「単」、表面のみのものを「表」、断面中心と両器表面に明確な変化がみられるものを「三」とした。

*生地は胎土に含有する砂粒等が微細とみられるものを「細」とした。

(軒丸瓦)

番号	出土位置	文 様		法 量(cm)			技法などの特徴			胎土・焼成	
		主文	珠文数	外径	文様区径	口径	コピキ	布目	その他	器面色-断面色-断面構造-生地	
17	T-1下方部	左巻三巴?	(9)				A	細	吊紐痕	にぶい黄橙(10YR7/4)-にぶい黄橙(10YR7/4)-単-細	
18	T-4表土	右巻三巴	(8)							灰(7.5Y5/1)-淡黄(2.5Y8/3)-単-細	
19	T-1下方堆積土中	左巻三巴	(7)	(10.6)	(8.0)	4.8				灰(5Y6/1)-灰白(5Y8/2)-表-細	
20	T-4表土	右巻三巴	(8)							青灰(5B5/1)-浅黄(5Y7/3)-単-細	
21	T-4表土	右巻三巴	(5)							緑灰(5G5/1)-オリーブ黄(5Y6/3)-単-細	
22	T-4表土	右巻三巴	(5)							暗青灰(5B4/1)-灰白(5Y7/2)-単-細	
23	T-4表土	右巻三巴	(9)							灰(7.5Y6/1)-にぶい黄(2.5Y6/3)-単-細	
24	T-1下方攪乱中	右巻三巴?	(4)							青灰(5B5/1)-灰白(5Y7/2)-単-細	
25	T-4表土	(不明)	(4)				A	細	吊紐痕	灰黄(2.5Y7/2)-灰白(5Y8/1)-単-細	

*珠文数は()内の数が確認できる現存数である。

*法量の()内数値は、現存部から求めた推定値である。

(丸瓦)

番号	出土位置	法量(cm)	技法などの特徴			胎土・焼成	
			コピキ	布目	その他	器面色-断面色-断面構造-生地	
26	T-2炭化物層	長10.7	B	細			暗青灰(5PB3/1)-明赤灰(5R7/1)-三-細
27	T-1下方部流入堆積土中		A				灰白(5Y7/2)-灰白(5Y7/1)-単-細
28	T-1			細	吊紐痕		にぶい黄褐(10YR5/4)-灰白(2.5Y7/1)-三-細

(土器・陶磁器)

番号	出土位置	種 類		法 量(cm)			技法など	色・胎土・焼成	
		種類	器種・部位	口径	器高	底径 高台径		露胎器面色・断面色-胎土の生地・含有物-焼成	
29	T-3	土師質土器	小皿	(7.5)	(0.9)	(4.7)	底部へラ切り?後ナデ	灰黄(2.5Y7/2)・浅黄(2.5Y7/3)-細-良好	
30	T-3	土師質土器	小皿	(8.9)	(1.4)	6.3	底部糸切り?後ナデ	浅黄橙(10YR8/3)・淡黄(2.5Y8/3)-細-良好	
31	T-4	土師質土器	小皿	(9.8)	1.2	(7.4)		灰白(10YR8/2)・にぶい黄橙(10YR7/3)-細-良好	
32	T-4	土師質土器	皿	(14.1)				浅黄橙(10YR8/3)・浅黄橙(10YR8/3)-細-良好	
33	T-4	土師質土器	皿	(13.8)	(2.0)	(7.0)		浅黄(2.5Y7/3)・淡黄(2.5Y8/3)-細-良好	
34	T-1	白磁	碗	(14.6)				全輪・淡明青灰白-灰白(5Y8/1)-陶石-良好	
35	T-2整地層	白磁	碗					全輪・淡明青灰白-灰白(5Y8/1)-陶石-良好	
36	T-4埴土・炭化層	白磁	碗			(4.7)		全輪・淡明青灰白-灰白(5Y8/1)-陶石-良好	
37	T-3	備前	播鉢・口縁					灰褐(7.5YR5/2)・灰(10Y5/1)-細・砂-良好	
38	T-2-③表土	備前	播鉢・口縁					赤灰(2.5YR4/1)・灰赤(10R5/2)-細-良好	
39	T-2-④表土	備前	壺・口縁					極暗赤褐(5YR2/3)・赤灰(2.5YR5/1)-細-良好	

*法量の()内の数値は、推定によるものである。

(鉄製品)

番号	器 種	法 量(cm)			重量(g)
		最大長	最大幅	最大厚	
40	鉄釘	10.8	1.5	0.9	22
41	鉄釘	8.3	0.8	1.1	12
42	鉄釘	10.9	0.6	0.5	17
43	鉄釘	7.1	1.2	0.8	7
44	鉄釘	8.1	1.8	0.9	19
45	鉄釘	6.7	1.3	0.6	7
46	刀子?	7.2	1.2	0.6	12
47	(不明)	31.1	1.0	0.8	57



1 高田城遠景 (南西から)



2 本丸近景 (東から)

図版2



3 T-1 調査前① (北から)



4 T-1 調査前② (南西から)



5 T-1 石積検出状況① (北東から)



6 T-1 石積検出状況② (南西から)

図版4



7 T-2 全景① (北西から)



8 T-2 全景② (南東から)



9 T-2 近景 (南東から)



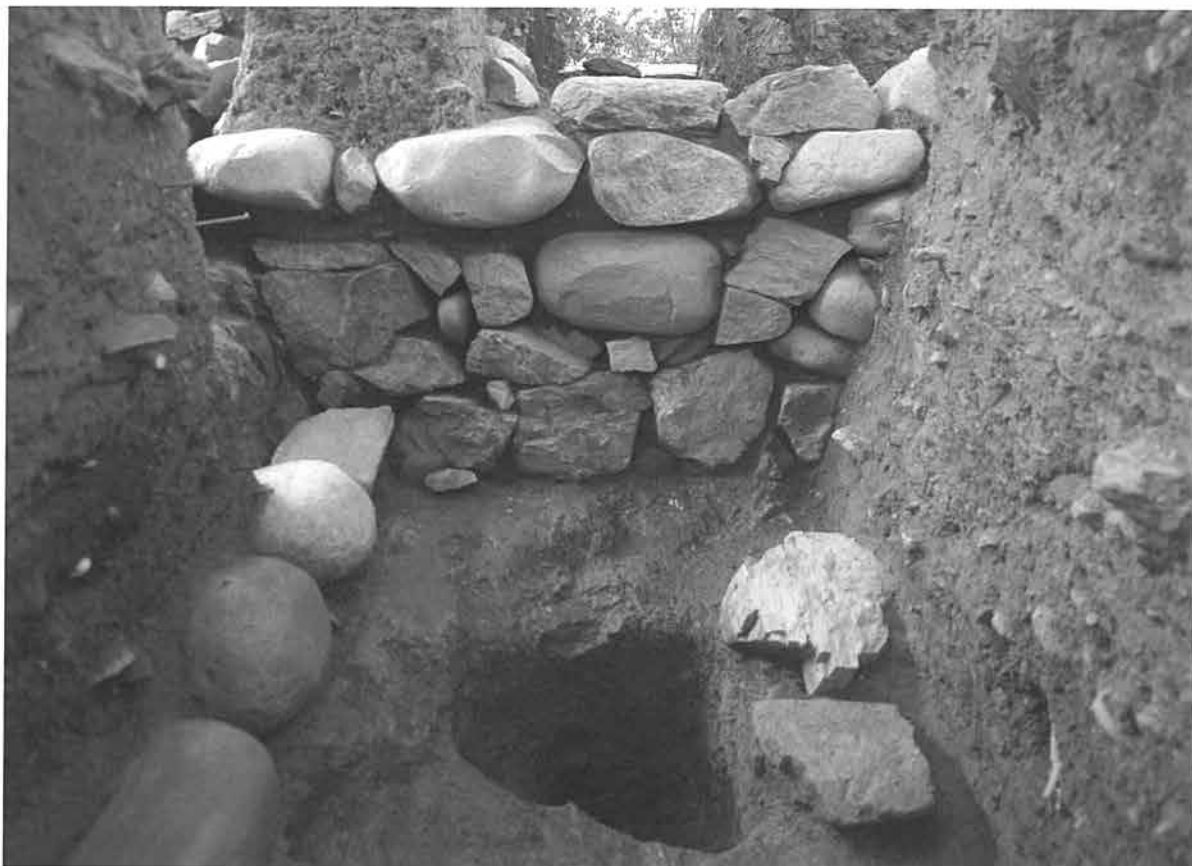
10 T-2 虎口西側石積検出状況① (南東から)



11 T-2 虎口西側石積検出状況② (南東から)



12 T-2 虎口北側石積検出状況 (南西から)



13 T-2 虎口東側石積検出状況① (北西から)



14 T-2 虎口東側石積検出状況② (北から)



15 T-2 虎口北側と東側石積の接続状況 (南西から)



16 T-2 柱穴 (?) 状遺構 (北西から)



17 T-2 柱穴検出状況 (北東から)



18 T-2 溝 (土壇?) 状遺構 (南東から)



19 T-2 土層断面① (土壘) (北から)



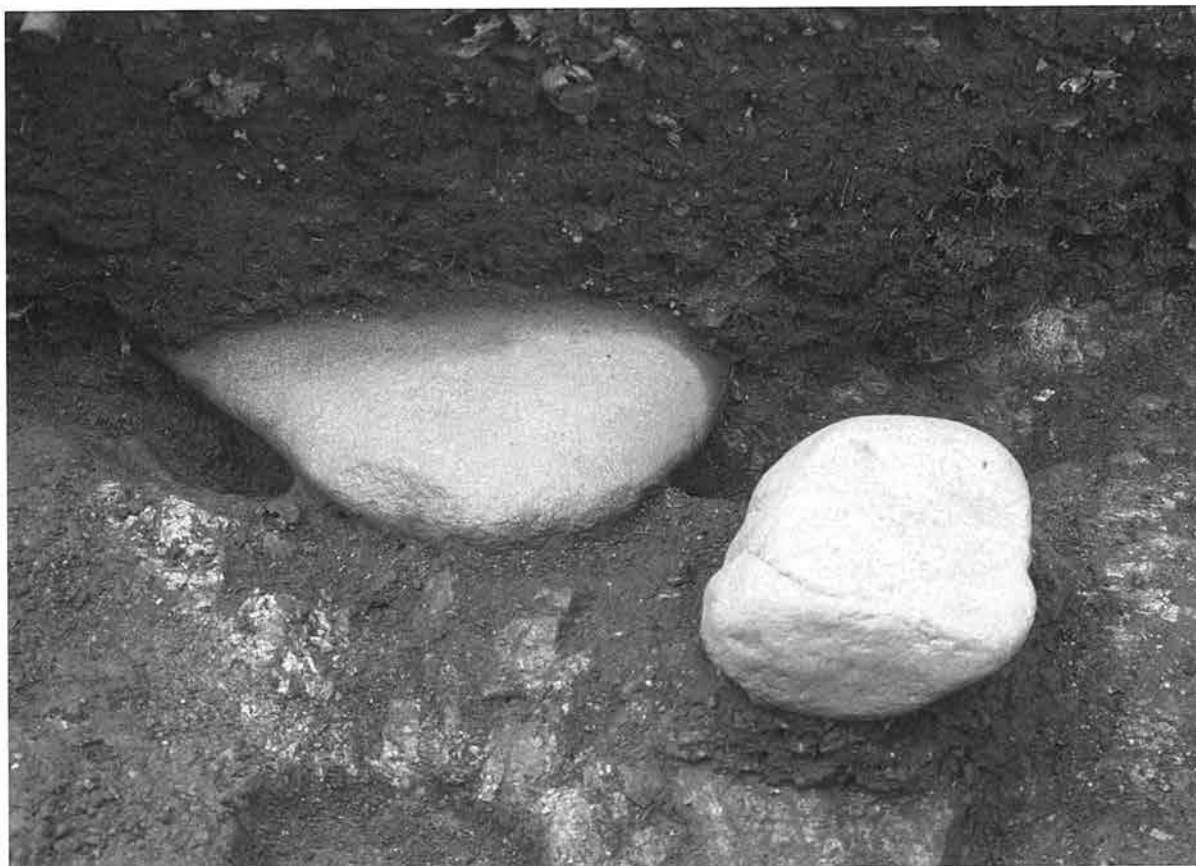
20 T-2 土層断面② (虎口内部) (北から)



21 T-3 調査前 (北から)



22 T-3 調査後 (東から)



23 T-3 礎石検出状況① (南から)



24 T-3 礎石検出状況② (南西から)



25 T-4 調査前 (南東から)



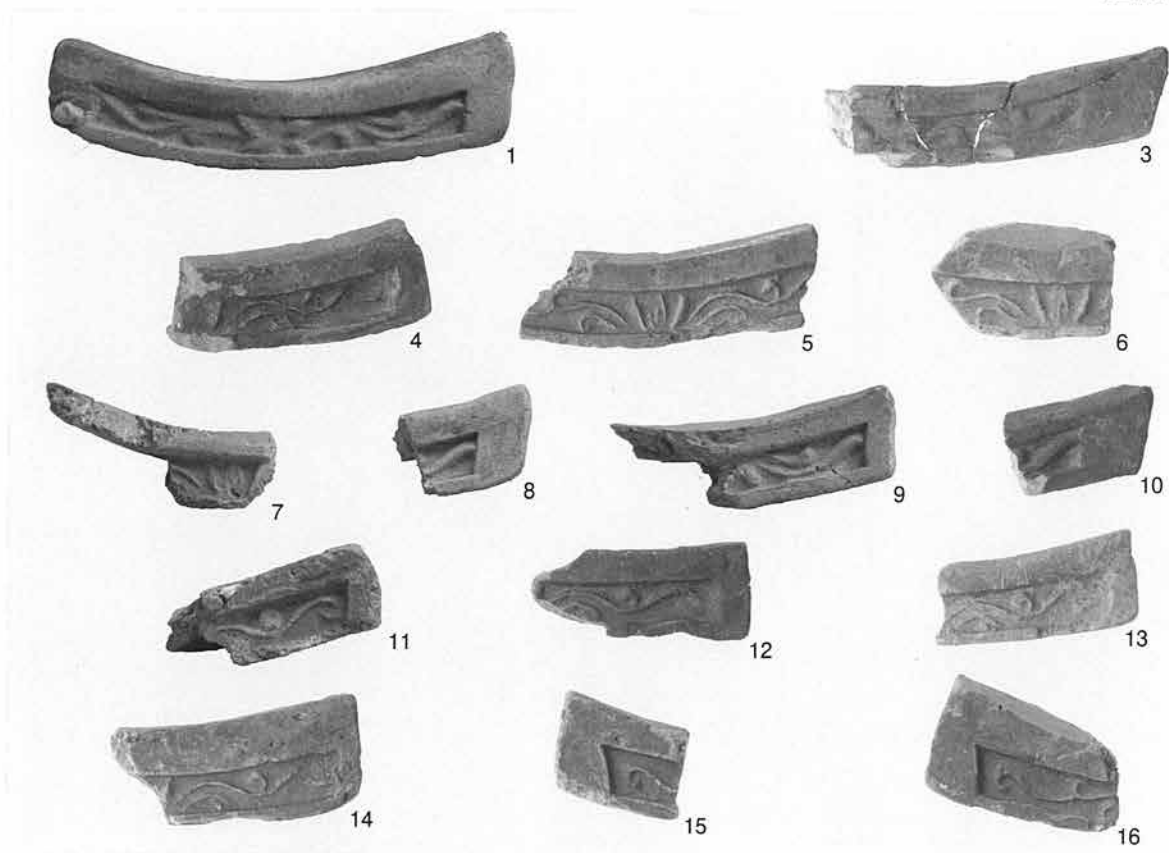
26 T-4 調査後 (南から)



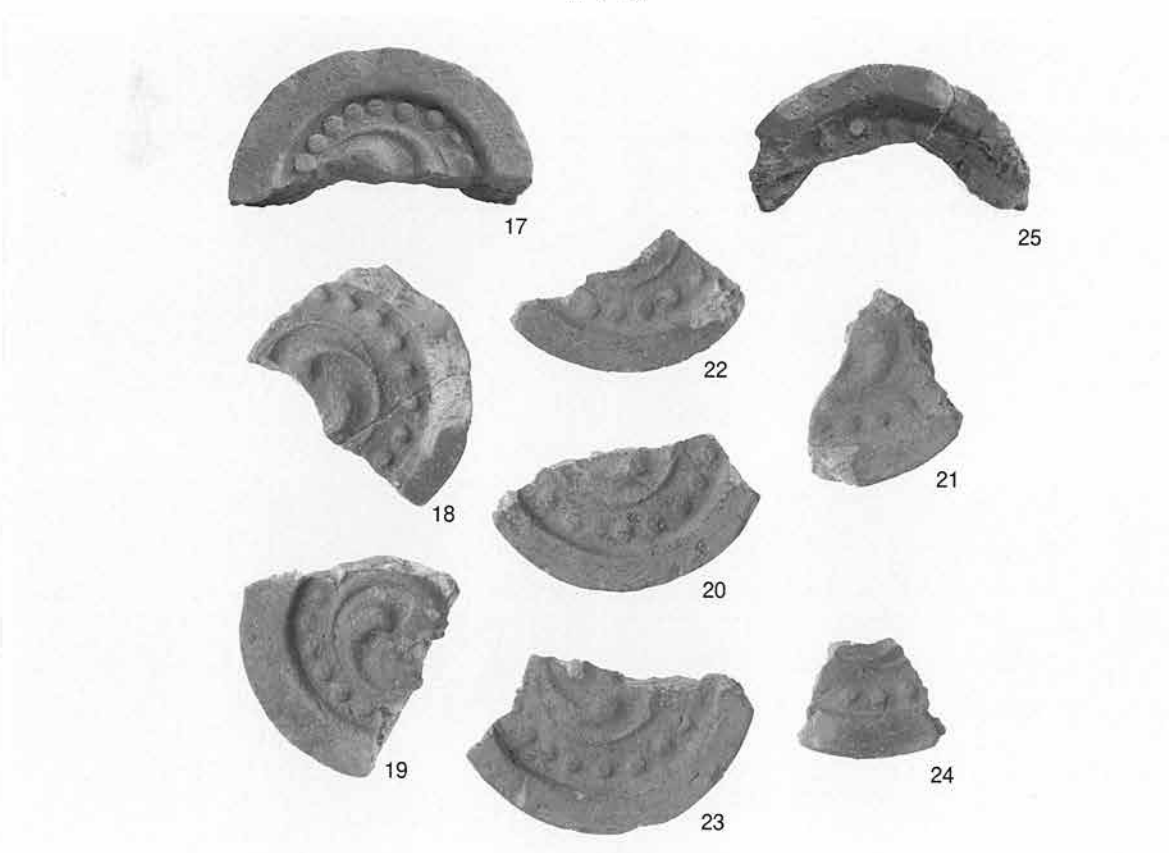
27 T-4 石積遺構検出状況（東から）



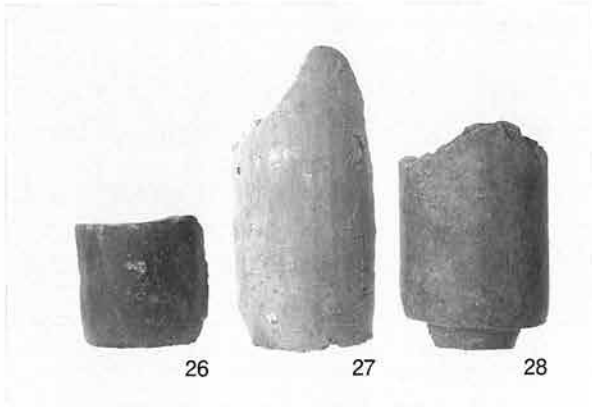
28 T-4 石積遺構背面土層断面（北東から）



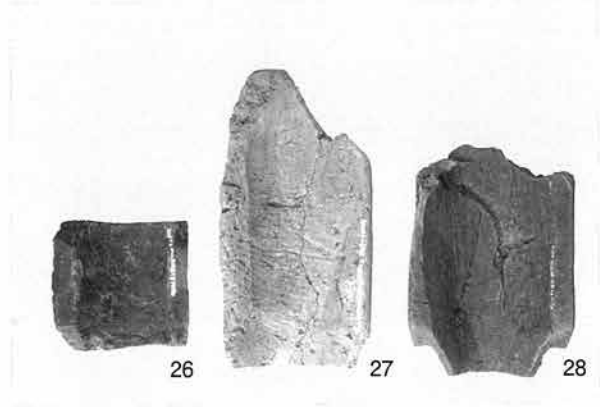
軒平瓦



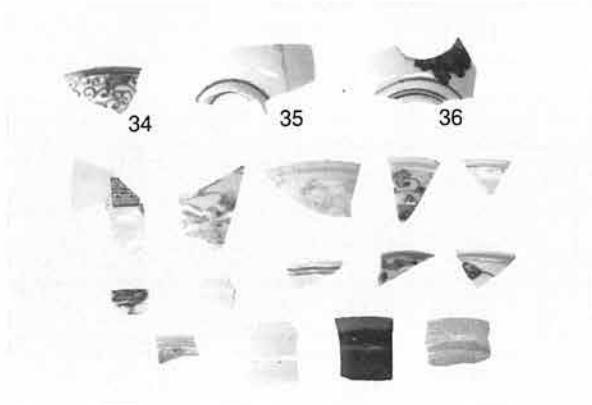
軒丸瓦
出土遺物①



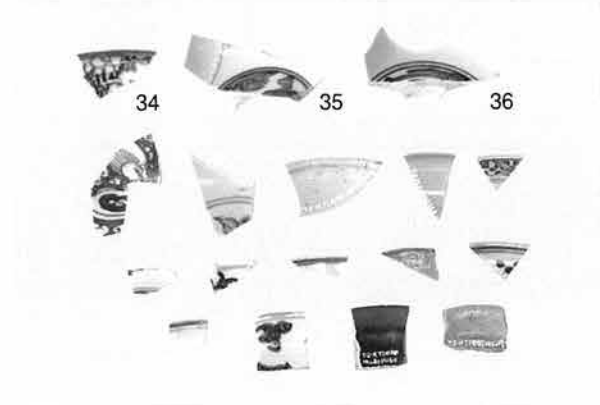
丸瓦 (表)



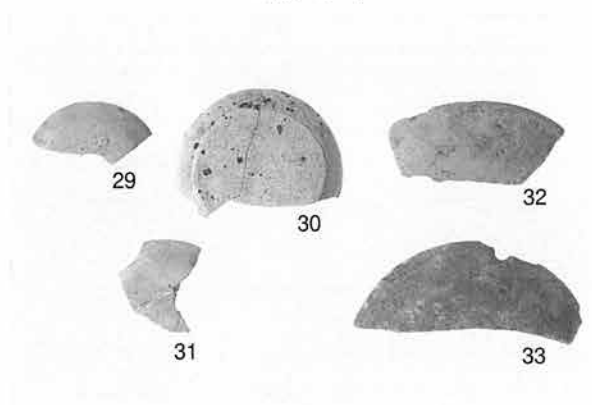
丸瓦 (裏)



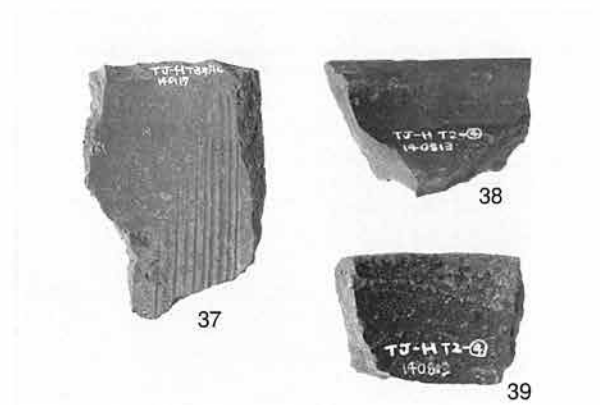
磁器 (表)



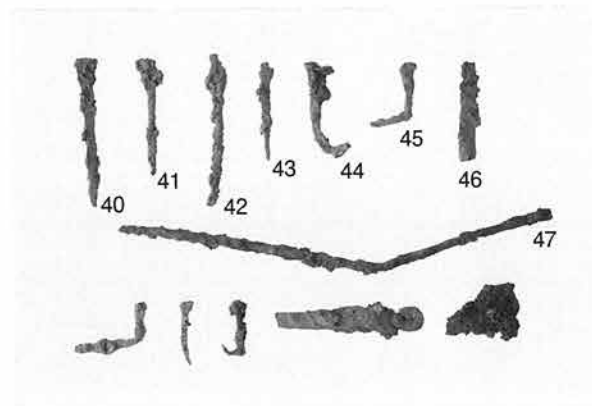
磁器 (裏)



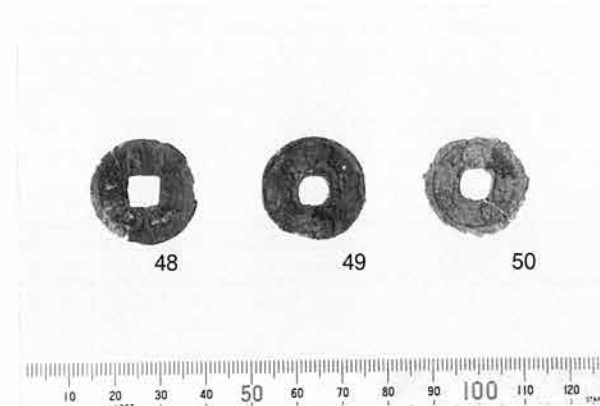
土師質土器



備前焼



鉄製品



銅銭

報 告 書 抄 録

ふりがな	まにわししていしせきたかたじょうそうごうちょうさほうこくしよ							
書名	真庭市指定史跡高田城総合調査報告書							
シリーズ名	真庭市埋蔵文化財調査報告							
シリーズ番号	6							
編著者名	坂田 崇・森 俊弘							
編集・発行機関	真庭市教育委員会							
所在地	〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2 TEL 0867-42-1094 FAX 0867-42-1416							
発行年月日	2015年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
たかなたじょうあと 高田城跡	おかやまけん 岡山県 まにわし 真庭市 かつやま 勝山 1-2	33214	335810063	35° 05′ 23″	133° 41′ 35″	20130225 ～ 20130331 20131216 ～ 20140331 20140731 ～ 20141210	69 m ²	保存目的調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
高田城跡	城	室町～江戸	虎口1、石積遺構3、 土塁1、階段状遺構1、 柱穴9、溝?1、礎石2		瓦、土師質土器、 磁器、備前焼、 鉄製品、銅銭		本丸虎口の一つと その破却状況を確認。	
要 約	<p>高田城跡は1967年に勝山町指定史跡に指定され、現在は真庭市指定史跡として保護保存している。真庭市の中・近世史上における重要遺跡の一つであるが、遺跡の実態としては不明な点が多く、長らくその解明が望まれてきた。そのため古来より伝わる市民共有の歴史遺産の未来への継承を目的とし、高田城を対象とする総合調査を実施した。本発掘調査は総合調査の一環として行ったものである。調査の結果、石積により構築された本丸虎口の一つを、その破却状況も含めて確認することができた。この虎口については、16世紀末～17世紀初頭に構築され、その後破城にあたり破却されたものと考えられる。その他、主郭中心部にて建物の礎石や郭縁辺付近においても石積遺構などを検出しており、高田城跡の構造解明に向けての手掛かりを得ることができた。</p>							

印刷データ

紙 質 表 紙=レザック 215kg

本 文=サテン金蔦110kg

写真図版=サテン金蔦110kg

文 字 モリサワ オープンタイプフォント

本 文=リュウミン PRO L-KL 14Q 正体

本文図面 Macintosh Adobe InDesign CS3、Adobe Illustrator CS3

写 真 本文図版=モノクロスキャナー175線

真庭市埋蔵文化財調査報告 6

真庭市指定史跡
高田城総合調査報告書

平成 27 年 3 月 20 日 印刷

平成 27 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 真庭市教育委員会
岡山県真庭市久世 2927-2

印 刷 有限会社 勝山印刷

駒徳丸

天文十八年二月廿日

貞勝

世、戰十歲、法名源義章

女子

吳出陣左衛門等職、與備中松山城主三浦連重親相通、七月

貞盛

立嗣奉爲、相村母津見也、相村津見至元正五年、世三浦長

女子

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

女子

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

女子

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

女子

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

貞盛

貞盛後、牧・福島等立貞盛、爲親、謀謀金田、森三村、永隆

牧河内

兵衛兼、初男友簡、擊宇山巖廟等有功、管居葛島

牧藤左衛門

稱因信、到此改家信、住天龍郡、鹿鹿城、宇喜多城、葛島

牧大膳

豐前守、公卿、巡封内

牧菅介

豐前守、公卿、巡封内

牧松壽

牧重兵衛

牧玄蕃

牧六郎左衛門

牧式部衛門

牧右馬允

牧藤藏

牧左馬助

牧采女

牧源内

貞広家臣

三浦順介

浜口平次郎

三浦弥三郎

島村次郎四郎

島村左衛門

椎原三郎五郎

舟津左兵衛

舟津木工允

舟津孫九郎

寺江田源太

石井与兵衛

福富久右衛門

宇野市郎右衛門

石井源三兵衛

有安喜三郎

内田市介

小牧又三郎

小瀬与五郎

竹内与次

内田源左衛門

草加部平内

三船十郎左衛門

三船次郎兵衛

堀内 小島

富田 御調

化生寺

以下寺庵

寺 永源寺

瀧泉寺

玉養庵

洞遵

春宗

元林 長善

威春

善瑞

遵賀

正全

威存

春察

以上貞広家臣及檀利帰仰之徒也、本書社村美甘

氏家蔵

福島右近

後任宇喜多、本在草

福島玄蕃

後任宇喜多、本在草

松岡源兵衛

石井次郎右衛門

石井助五郎

竹内四郎次郎

金田六郎左衛門

父春田加賀、死高屋平

右十三人亦三浦臣也、其姓名処々出之

元林 長善

威春 善瑞

遵賀 正全

威存

春察

以上貞広家臣及檀利帰仰之徒也、本書社村美甘

氏家蔵

福島右近

後任宇喜多、本在草

福島玄蕃

後任宇喜多、本在草

松岡源兵衛

石井次郎右衛門

石井助五郎

竹内四郎次郎

金田六郎左衛門

父春田加賀、死高屋平

右十三人亦三浦臣也、其姓名処々出之

元林 長善

威春 善瑞

遵賀 正全

威存

春察

以上貞広家臣及檀利帰仰之徒也、本書社村美甘

氏家蔵

福島右近

後任宇喜多、本在草

福島玄蕃

後任宇喜多、本在草

松岡源兵衛

石井次郎右衛門

石井助五郎

竹内四郎次郎

金田六郎左衛門

父春田加賀、死高屋平

右十三人亦三浦臣也、其姓名処々出之

元林 長善

威春 善瑞

遵賀 正全

威存

春察

以上貞広家臣及檀利帰仰之徒也、本書社村美甘

氏家蔵

福島右近

福島玄蕃

後任宇喜多、本在草

本段出張 牧河内 同式千石取
 三丸 草加部平内 同式百石取
 おくび 江川炊助(大藏) 同三百石取
 松之段上 牧道市 同式百石取
 松ヶ段 牧藤左衛門 同五百石取
 西下丸 牧大膳 同式百石取
 水ノ手 福富久右衛門 同式百石取
 同下 笠原帶膳(七) 同百石取
 同向 石井与平 同百石取
 小屋ノ段 牧兵庫 式千石取
 上町 浜口平次郎 三百石取
 同 江川小四郎 百石取
 同 船津李之丞 五十石取
 同 牧惣兵衛 五百石取
 同 此式行損シ申相不訳ス
 同 直家
 本丸 牧藤左衛門
 二丸 菅 牧菅助
 次丸 牧惣馬
 三丸 妹尾縫之丞
 おくび 牧式部左衛門
 松ヶ段 牧馬之丞
 小屋段 牧藤助
 杜村不残 新庄村
 イマイ
 イワウ名 美甘村
 上スガた

国とう
 行とう
 さたもり

下スガた
 山地
 さたとう
 つねとう

此間も少々損シ相不知シ
 右之時牧河内・藤藏、此人二片山(五)と院庄ノ御番直家より被 仰付候、牧采女目木村・福田村、牧源之丞、江原兵庫下篠向御番ヲ直家より被 仰付候
 右本書損シ申、委キ訳相知レ不申候へ共、荒々写置申候、已上

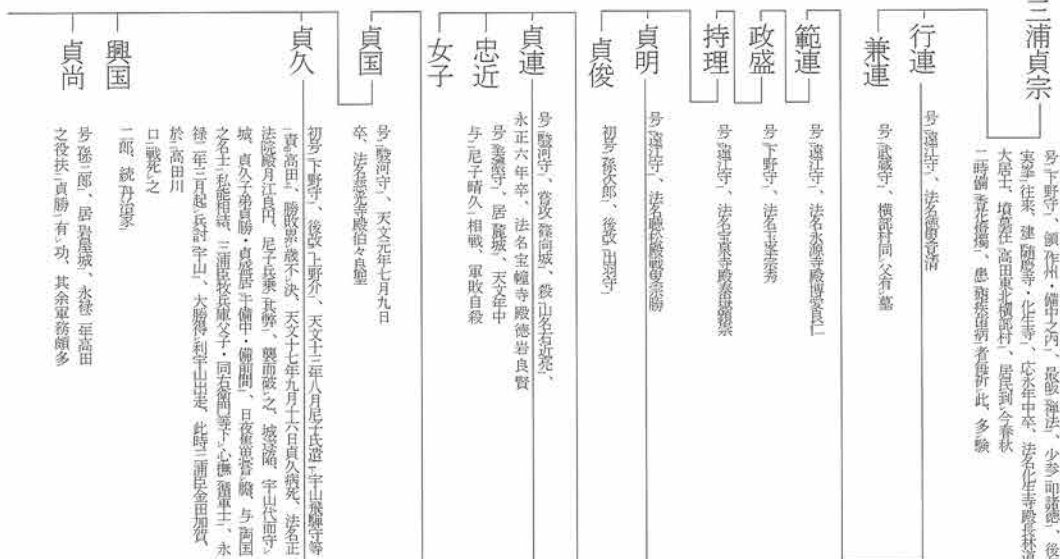
二作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城

『新訂作陽誌』三

大総山城 在高田村、本城曰如意山、山路百一十間、周六六町、其南為二廓、是曰勝山、合名大総山、両山交有坂、名須井札、両山上八分各有池、三浦氏十三世住此地、三浦亡後、毛利輝元使上月田城主權崎正忠元兼、遷而保上レ之居レ之、死何宇喜多氏併備作一州、元兼傾廢、天正十三年三月、八郎秀家遣三浦之旧臣依附備前者数人上為之留守、黃門秀秋時、服部隱岐守・同勘介・木下斎之助等守護之、慶長八年本源君鎮州、以各務四郎兵衛為守衛、同十四年使大塚丹後代中各務、大塚父子五世在此、遺跡尚存焉、夫三浦氏者東関豪家、武門魁雄、其来作州也、未詳所由焉、盖貞宗者明德・応永中人、至貞広亡、幾乎二百年、其間興廢既多、

今摘諸家記、採士民說、贅録于此、事跡恐有乖謬、姑信聞見所隨、未暇考是非、識者正之

三浦氏十三世家系



参考史料

一 従是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山
十一番御林山

一 従是南化生寺領内 西・北ハ高田村分御林山
十二番権現林

一 従是西・南化生寺領内 東・北ハ高田村分御
林山・権現林

十三番権現角

一 従是西化生寺領内 東・北ハ高田村分権現林
十四番権現林神前より西

一 従是西化生寺領内 東・南ハ高田村分 東ハ
権現林、南ハ田島在

以上勝示十四本

右元禄元年冬、杉村平次右衛門・桜井治右衛門・
平岡惣左衛門・石川左五右衛門巡検、立榜、文
義一切如「本書」、十四箇寺外若西郡有「極楽山清
眼寺」、以「非」寺領之地「除」之

一 作州高田城主寛書 下山牧家文書

『久世町史』資料編 第二卷

作州高田大づぶさ城主

文龜元年より永正六年迄ハ、
(コノ間一行殿等アリカ)
三浦貞国ト云人、大永七年過

享禄二年迄之城主也、同三年より

天文十三年迄三浦貞久城主也、

右貞久ハ貞国之子息也、二男ハ

ヲキ国トテタジメ殿ムコニナリ、則タジメラ

御取候、三番目ハ貞尚トテ岩屋ノ

城主、天文十三年八月、雲州より

尾山飛驒ト云人取出貞久ヲ責

大合戦候処ニ、貞久者籠城之内ニテ

病宛被致候、其時分より尾山飛驒

城主也、弘治二年ニ化生寺ニ玉雲野

御エイヲ作、三浦不入、飛驒ヲ守候様ニト

建立ニテ候へ共、永禄二年三月ニ三浦貞勝

飛驒ヲ責、大合戦候テ城ヲ渡シ退申候、

其時より三浦貞勝城主也、牧右衛門尉ヲ

河内ニ御なし候、永禄八年十二月ニ金田ハ

三浦ノヒクハンニテ候へ共、心替り致し備中

松山ノ家チカトムネヲ合、貞勝ニ腹ヲ切らせ

申候、其時、備前中納言殿御代節大方ハ

貞勝御代ニテ候ヲ、牧右衛門尉引取、其後

直家ノ御代ニ御成候、中納言殿ハ其後ノ御子也、

右貞勝腹ヲ御切候時、牧一トウ三浦

貞守ヲ取立、永禄九年九月ニ高田

つぶさ山へ直申候、右貞勝ニも貞広ニも

祖父ニテ候、永禄十一年二月十九日ニ芸州

衆、長・川・志ん三人たはかり貞守ニ腹ヲ

きらせ申候、然レ共牧ハきりぬけ、備中ニ居ル

貞久之御子貞広、名ヲ才五郎殿ト申ヲ

取立、元龜元年七月ニ先つ篠向ヲ

切取、同年十月ニ高田つぶさ山ヲ責

大合戦仕、取候而貞広ヲ入、七年

程之城主ニ候処ニ、芸州衆渡シ候へと直家

抜被成、十月ニならさきへ渡シ候てのき、

太こう様 尤此所大分損シ申故相知レス

高松陳へも はりまノ林田ニテ

煩死被成候、其時牧一トウ直家御施ニ而

湯山などニも居申候、其後右ならさき

高田ニ居申候ヲ、牧ニ渡シ候へと直家被

仰付、天正十二年三月ニ牧高田ニ入候て

居申候処ニ、中納言殿御代ニ成、人直ニ付

つぶさ山ハ八鳥勘助ニ被 仰付候

一貞久

一貞勝

一貞守

一貞広

右四代之内

二丸 牧官兵衛

知行千石取

二丸次 細田久右衛門 同式百石取

に高田城が廢城となつてゐることが知られる。

明暦元年（一六五五）

大塚守周、高田城下の熊野大権現社を修覆する

熊野権現棟札写 高田神社

『真庭郡誌』全

天下泰平武運長久領分安穩五穀成就

一奉修覆熊野大権現城内安全満願成就守護

明暦元乙未年九月吉日 大願主 大塚監物 守周

且 五郎左衛門

神主 木村越中 重次

延宝三年（一六七五）

大塚可明、森家を退去する

森家先代実録 卷第九

『岡山県史』津山藩文書

一延宝三乙卯年^{御年}正月十一日、大塚左門・各務兵

庫、永の暇ヲ願し所、大塚ハ原田半右衛門ヲ江戸

より差下され暇ヲ給ひ、塚田三郎兵衛ヲ使者とし

て時服・箱肴ヲ給ふ也、各務ハ段々首尾能被留也、

然る所、同三月三日、大塚奉公御構として、湯川

半右衛門・目付後藤安兵衛伏見へ差登られ、右之

旨申渡けれハ、大塚返答に、御使者ヲ以御暇被下、

塚田ヲ以御時服・御箱肴被下、只今御構ハ、乍憚

覚悟ニハ相違仕候とて、翌年四月江戸へ下り、段々

御断申御赦免也

美作略史 利

『美作略史』

大塚左門・三村伊織、切諫長義、不納、遂致禄

去 山岡家記
森家全盛記

長義嘗テ江戸ニ在リ、横山刑部左左衛門ヲ以テ近

侍ト為ス、其家ヲ継グニ及テ、刑部左衛門ノ資格

ヲ進メ、枢要ヲ委任ス、長義乃チ之ト謀リ、己ガ

叙任ノ昇進ヲ希ヒ、数々閥老ヲ其邸ニ請待シ、賄

賂百方、国用窮竭ス、於レ是、士禄及ビ社寺領ヲ

減省ス 士禄及ビ社寺領ハ、
十分ノ一ヲ減省ス、延宝三年五月、国ニ就キ

騎馬・放鷹・漁獵等、奢侈至ラザルナシ、士民怨

嗟ス、重臣大塚左門<sup>禄二千
五百石</sup>・三村伊織<sup>禄千
石</sup>、数々諫争

スレドモ聴カズ、二人遂ニ辞シ去ル

貞享元年（一六八四）

高田村の免定に古城山番が見える

真鳥郡高田村当免定之事 松浦田明氏文書

『勝山町史』上編

同式石五斗 古城山番五郎左衛門給米

元禄元年（一六八八）

化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える

作陽誌 附録 作陽誌十六箇寺境内標示 玉雲山化生寺

『新訂作陽誌』三

玉雲山化生寺

一番門之脇

一従是北・東化生寺領内 南ハ高田村分塚谷屋

市郎右衛門藪

二番竹藪

一従是北・東化生寺領内 南ハ高田村分塚谷屋

市郎右衛門藪

三番竹藪

一従是北・東化生寺領内 西・南ハ高田村分塚

谷屋市郎右衛門藪

四番竹藪

一従是東・北化生寺領内 西・南ハ高田村分忠

右衛門藪

五番竹藪

一従是北・東化生寺領内 西・南ハ高田村分忠右

衛門藪

六番古浄土寺屋布

一従是東化生寺領内 西ハ高田村分安養寺墓所

七番三之丸

一従是東・南化生寺領内 西・北ハ高田村分御

林山

八番勝山本丸

一従是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山

九番御林山

一従是南化生寺領内 北ハ高田村分御林山

十番御林山

岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫

○大塚丹後若名 次右衛門 △同 主膳三俊若名 庄右衛門

同 丹後氏次若名 左門将監 同 内膳若名 坂之丞

同 監物氏重若名 三五郎 同 左門可明若名 長次郎

△長尾隼人共一若名 兵部 同 隼人勝明若名 小一郎 左衛門・伊賀

武家聞伝記 巻第六 美作国御代々御執権之寛

岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫

慶長十三年申ノ冬ヨリ同十七年子ノ春迄

五年 大塚丹後

(中略)

寛永元年子ノ夏ヨリ同十六年卯ノ冬迄

十六年 大塚主膳(三郎)

(中略)

正保貳年酉ノ春ヨリ慶安貳年丑ノ夏迄

五年 大塚丹後(氏次)

元和六年(一六二〇)

高田町が焼失し、街道が付け替えられる

高田荘町人面々世代集 巻末別記

真庭市教育委員会蔵

□□往還道者、檀坂寺前通行、元和六甲四月大火、町家・寺院共不残焼失火元たん 作兵衛ト云、依之同年十一月三日、津山表江相願、岩瀧下夕片原町之所加瀬瀨埋上、入用銀半分 御公儀、半分町場出銀成就之上、町統新町出来、夫・往還道ト成、其頃長役之者新町ニ致屋

敷取、承応ニ地均帳有之名前左ニ記、此余之長役ハ持来屋敷ニ戻申ト相見ヘ候

寛永七年(一六三〇)

大塚三俊、高田城下の熊野大権現社を葺替する

熊野権現棟札写 高田神社

『真庭郡誌』全

天下泰平国家安楽風雨順環

一奉上尊熊野大権現社城内安全如意満願成就条

武運長久領分静寧五穀成就

寛永七年九月吉日 大願主 大塚主膳(三郎) 神主 山花太夫

寛永十五年(一六三八)

美作国内の諸城館が破却される

作陽誌 苫西郡古跡部 神戸郷 院庄城

『新訂作陽誌』七

院庄城

(中略)

凡当争奪之世、作州諸堡多為播備因伯雲去之兵所相屠而抛焉、是故院庄亦無累葉之城主、天正末片山木工允・同左馬助者居此、慶長八年本源君領刑牧、国府不愜賢旨、遂城于津山、其間歳余以院庄為仮居処、寛永十五年壞其畧跡、尽為田畝、今壕壑纔存而已

○元和元年(一六二五)の一國一城令を受けた津山藩領内の諸城館に対する措置は未詳。本史料は次掲史料と併せ、寛永期の領内における破城を示す数少ない史料といえる。

古事御改書上写

東作誌 吉野郡讚甘庄宮本村 古跡 『新訂作陽誌』七

当村在家中に構屋敷跡御坐候、三拾間四方にみへ申候、古へ宮本武仁住居仕候由、石垣は天草一揆の時分 御公儀より御意にて取崩し申候(後略)

○「森家へ書上写」とあり、内容から元禄初年、「作陽誌」編纂にあつての書上と考えられる。次掲の記事はこの書上を元に記されたもの。

東作誌 吉野郡讚甘庄宮本村 古跡

『新訂作陽誌』七

宮本武蔵屋敷

三十間四方、石垣は寛永十五年天草一揆の節自公儀命ありて取崩すと云々(後略)

正保二年(一六四五)

正保の国絵図に古城・勝山が見える

正保美作国絵図

『江戸時代の地図づくり』

古城 勝山

○古城山とその前方に勝山が並ぶ様子を示すか。これ以前

方相果ル、細野左兵衛知行 是もさへ具足ニ被切一

所ニ死ス、四郎兵衛屋敷ハ長沼郷只今ノ御屋敷也

翌朝十五日、四郎兵衛切腹ス、各務家来佐藤作大

夫瀬左衛門伯父也、四郎兵衛、扱、大塚丹後為下知

城内六口之御門々ニ物頭式人ニ組ノ足輕四拾人相

添、誰人ニても御門・内へ一人も入申間敷ト堅申付

ル、長沼太吉・今村九藏寛永十年 兩人ニ階町

ノ御門ニ番従大塚被申渡候へハ、兩人返答ニ、定

而高田之侍追付共可參、此者共儀私躰留申迪、中々

被押へ居申者共ニてハ無之、其時ハ打果可申哉と

相伺候へハ、随分差留見可申、其上ニても留り不

申候ハ、可通ト大塚被申也、然処へ同十五日午刻

ニ各務吉左衛門正保一番馳来、馬ヲハ院庄ぬめり

川ニて息ヲ乗切、歩立ニ成テ土俵空穂ヲ脇ニ付、

弓ニ手矢ヲ取添ニ階町之御門へ參、爰ヲ明よく

と呼懸る故、此門ハ大塚堅申付誰人ニても通シ申

など被申渡候間、外之御門へ被廻候へと申候へハ、

左様申ハ今村・長沼か、同名之喧嘩ニ是にて被指

押へすこゝと留る者ハ侍程之者ニハ有間じく、

実ニ門ヲ不明ハ一矢參そつと矢筈打ちかへはや射

そうニ仕候所ニ、高田侍追々十騎計懸集、只門ヲ

打破レとどうづきを懸狼藉仕候故、無了簡門ヲ為

明と也、此節忠政公ハ御在江戸ニ候へハ、以飛脚

言上可仕逆御家中物頭、其外諸役人中、大塚屋敷

ニて江戸へ之書状相認、惣侍中へ大塚文を讀せて

聞せ、此文躰ニて能候やと被申候へハ何れも御尤

ニ奉存由申候、其文躰ニ曰ク

一去ル十四日午刻、右三人之者喧嘩仕、細野・小沢

兩人ハ則即坐ニて十四日ニ相果申候、四郎兵衛ニ

ハ翌朝腹を切せ申由書状相調、此文能候哉ト再三

申候へハ、小身者名ハ玉木と申仁末座之推參、乍

恐四郎兵衛ハ、公方様へ御目見へ申上たる仁ニ御

座候、其上其身腹を被切候へハ、腹を切せ申と被

遊それハ誰人切らせ申と御尋候ハ、腹を切らせ

て御座有間布候間、只其身腹を切り申と被遊候て

ハ如何可有御座と申候へハ、大塚を初何れも尤千

万逆書状認直したると也、忠政公も四郎兵衛儀ハ

切腹不仕ハ介可申ものと御意共承ル

森忠政、森（大塚）丹後守に高田村等を加増する

森忠政知行宛行状写 齋齋集殘編五 百々清次郎藏

『大日本史料』第十二編之五

加増之地

一六六九拾四石六斗八合 高田村

一貳百八十七石一斗四升七合 西分本郷

一貳十三石八斗九升三合 屋敷分

一四十一石一斗五升四合 正吉村

一九十三石九斗五升 岡村

一拾參石二斗四升九合 芝原村之内

一七十式石七斗三升八合 畑村

一五十四石九斗四升八合 菅谷 和氣村

一九拾石八斗七升四合 神場谷

一六六十九石式斗式升 具見村世

一百三石九斗 横部村

一四十二石四斗九升八合 星山村

合千八百石

右為加増宛行畢、全可令知行者也、

慶長十三年 十一月朔日 森丹後守殿 忠政（花押影）

慶長一四年（二六〇九）

森忠政 大塚丹後守を高田城番に命じるといふ

美作国中古城之覚 武家聞伝記 卷之一

『岡山のアークイブズ』1

同十四乙酉年春・大塚前丹後息相続五代抱之

慶長一七年（二六一二）

大塚丹後守死去し、高田城下に葬られる

作陽誌 真島郡寺院部 浄土宗 本然山安養寺

『新訂作陽誌』三

寺内有「大塚丹後墓」、法諱雲照院花岳芳春、是本

源君長臣也、慶長十七年七月十一日卒、嘗領高

田大総山城

大塚氏の歴代

武家聞伝記 卷第六 御代々御組頭中

〔慶長五年〕
九月十日 御在判

宋甘四郎左衛門とのへ
宋甘太郎兵衛とのへ

川端丹後守とのへ
小瀬中務正とのへ

明石四郎兵衛とのへ
沼本新右衛門とのへ

中吉平兵衛とのへ
延原六右衛門とのへ

宋甘太郎右衛門とのへ
牧藤左衛門とのへ

慶長六年（一六〇一）

小早川秀秋、木下齋之助を高田城番に命じるといふ

美作国中古城之覚 武家聞伝記 卷之一

慶長六丑ノ歳・ハ金吾秀秋陪臣木下齋之助抱之
〔岡山のアークイブズ〕1

小早川秀秋、化生寺に寺領を寄進する

杉原紀伊守・稲葉正成連署奉書 美作化生寺文書

〔岡山県史〕家わけ史料

為社領、美作国真島郡高田村之内拾五石之事被成御
寄附候訖、弥於神前、国家安全・武運長久御祈念不
可有懈怠之旨被 仰出候也、仍状如件

慶長六年

六月五日

高田大明神

〔正徳〕
稲葉内匠頭（花押）
〔重政〕
杉原紀伊守（花押）

慶長七年（一六〇二）

西部五左衛門、化生寺の寺領を安堵する

西部五左衛門寺領安堵状写 作陽誌 真島郡寺院部禪

宗 玉雲山化生寺

〔新訂作陽誌〕三

為当寺領、敷地・田島并手作分合拾五石以高田領如
前々令寄附候畢、全可為寺領状如件

慶長七年

十一月吉日

化生寺

判

慶長八年（一六〇三）

森忠政、各務元峯を高田城番に命じるといふ

美作国中古城之覚 武家聞伝記 卷之一

〔岡山のアークイブズ〕1

〔慶長〕
同八癸卯年 各務四郎兵衛相抱

武家聞伝記 卷第六 美作国御代々御執権之覚

慶長八年卯ノ夏ヨリ同十二年申ノ冬迄
〔元徳〕
各務四郎兵衛

六年

慶長九年（一六〇四）

森忠政、化生寺に寺領を寄進する

森忠政寺領寄進状写 美作化生寺文書

東大史料編纂所影写本

為当寺領、敷地田島并手作分合拾五石令寄附状如件
慶長九年

三月十一日

化生寺

〔重政〕
忠政（花押影）

森忠政寺領寄進状（折紙） 美作化生寺文書

東大史料編纂所影写本

〔貞徳〕
為当寺領、拾七石余敷地并山林共令寄附畢、全可有
領知之状如件

慶長九年

十一月二日

化生寺

〔重政〕
忠政（花押）

慶長一三年（一六〇八）

高田城番の各務元峯が闘死する

武家聞伝記 卷第十四

〔慶長〕
岡山大学付属図書館所蔵池田家文庫
一同十三申歳十月十四日午之刻、久米南郡之内八伏

村ノ谷奥石山ニて、各務四郎兵衛 〔元徳〕
〔重政〕
也林為忠 知行千石、高田城預り
也 相手小沢彦八ノ相 喧嘩シテ双

右式千五百五十石 山内半役分引

千石慶五ヨリ無役引

完メ四万式千五百拾石五斗

この頃か

宇喜多秀家、不破内匠を高田城番に命じるといふ

美作国中古城之覺 武家聞伝記 卷之一

『岡山のアーカイブズ』1

右之城ハ、天正年中・宇喜多家臣不破内匠抱之

○年未詳であるが、しばらくここに収める。

慶長五年（一六〇〇）

宇喜多秀家、高田城番小瀬中務正等に人質の供出を命じる

宇喜多秀家直状写 岩国徴古館所蔵沼元家文書

『久世町史』資料編 第一卷

急度申遣候

一此表之事、赤坂之敵陣へ諸口より取寄候故、敵うろたへ候てはや、敗軍可仕躰と相見へ候、五三日中ニ吉左右可申遣候、可御心易候、てんのあたゆる所天下之御弓箭此時隙明事態も入度所へ敵参候て有之事候間、老人も不殘可討果事眼前之事一関東之儀ハ家康領内へ三日他行申候、景勝より切入候て関東諸所みたれ候て無正躰由上々注進候故、中々内府可罷上覚悟夢ニ無之候、あわれり候へ

ハ一度ニ打果度候事

一大津之城輝元より城をかり可申よし被申候へハ、

人質遣申うへハ城を渡事迷惑之由被申候へハ、則大坂より被取詰、本丸一ツニ罷成候、余之儀ハ定可有宥免やと存候、此段このついでニ一段可然成行候間、可心易候事

一其元番等之儀、此刻肝用之候間、不可有由断、然ハ各手前うたかい候て申遣にてハなく候へ共、為外間候間、其方面々人質之儀被差越尤候

一岡山在番之儀ハ六四・六六御座候間、此両人人質之儀早々差上尤候、四郎左衛門事むす子を早々差上可申候、我々そはニ召遣へ候間、一刻も差急此表へ差越尤候、然者河内守ニ申候て一人案内者こい候て差越尤候、太郎兵衛人質之儀、おとこの子無之候ハ、不及是非候、お子之候へハおとこの子差上尤候事

一常山在番丹後事、是又慥候人質差上尤候、自然実子無之候て養子成共差のぼらせ可申事

一小串在番新右衛門事ハ、せかれ爰元ニ有之事候へ共、今一人差のほせ尤事、

一小倉長田右衛門承事、左近、越中守所ニ有之事候へ共、今一人せかれ於有之ハ、此方へ差越可申事

一広瀬太郎右衛門・牧藤左衛門両人事、七郎右衛門外ニせかれ於有之ハ早々差上可申事、六太郎右衛門ニハむす子有之由候間、早々差越尤候、不可有由断候

一赤徳平兵衛・六右衛門事、是又せかれ於有之ハ

早々差越可申候、六右衛門ハせかれ有之由候間、差上、早々可差上候事

一高田中務事、助六弟於有之ハ早々差越候可申候、自就人質差上可申候、自然於無之ハ右之姿ニ可申付候事

一倉敷四郎兵衛事、是者せかれ此方ニ居申候間、今一人も人質として差出尤候、何誰所ニ一人奉公仕有之様ニ申候、是ハわれ、一切不知候、此段ハ其方より能々入念候て申越候ハ、其上を以我々そはへ可召寄候事、

右之通、早々何待及、むすめ子などハ差上事、堅無用候間、可有其心へ候事

一各人質取候へハ、家来能ニハ不及事ニ候へとも、各内にて知行かたをも取申もの之人質之儀、是又家中能を取集、岡山四郎・太郎兵衛両人所へ相渡尤候、女房とむすめとハ出事無用候、むす子又ハ兄弟又親にても差出尤候、此通堅可被申付候、小給之者ハ不入事、悪心をたくみ候てもいかと存候ものを取集候て、岡山へ差越尤候、是又不入事候へ共、為人寄候間、如此候、久しく留置候事ニ

あらす候、先此刻如此申付候事ハ何かと結句わきより申候へハ悪候間、此上ニ可被申付候、少も不可有由断候、是方へ差越候共、河内所より人をこい候て差越尤候、各尤之人質、十二三よりしたの子ハ於大坂ニかわちニ渡尤候、十二三よりうの子ハ陣へ差越尤候、先岡山より大坂迄相計候ハ、以其上又かわち所より致注進候へと申遣事候也

相渡、然間為替地、於備中国都窪郡西庄式拾石差遣也

文祿四年

十二月吉日

岡市丞とのへ

○印文「豊臣秀家」
(黒印カ)

宇喜多秀家黒印状 美作化生寺文書

『岡山県史』家わけ史料

化生寺領之事

一高拾石也

作州真島郡

高田内

右内 六斗ハ

九石四斗ハ

田島

右如書付之、田島之上中下ヲ引合、化生寺之本願可相渡、然間、為替地、於備中国窪屋郡西庄拾石差遣候也

文祿四年

十二月吉日

岡市丞とのへ

○印文「豊臣秀家」
(黒印)

備前国四十八ヶ寺領并分国中大社領目録写

備前金山寺文書

『岡山県古文書集』第一編

〔表紙〕
「備前国四拾八ヶ寺領」

并分国中大社領

目録

備前国四拾八箇寺書立之事 次第不同

(中略)

四十八箇寺之外御寄附寺領之事

(中略)

一宝泉寺

(中略)

一化生寺

(中略)

以上

御分国大社之事

(中略)

高田宮大明神

拾五石

惣以上 三千石也

右雖異神仏、祈願念相同、茲武運長久国家安全懇丹不可有怠慢者也

文祿四年十二月吉日

御判在之

○以上、高田城関係のもののみ掲出した。

遍照院(黒印)

慶長三年(一五九八)

宇喜多秀家、戸川達安に高田周辺の地を預け置く

宇喜多秀家所領預状 秋元興朝所蔵文書

『久世町史』資料編 第二卷

猶以至只今荒地之所、従来年令開発候様ニ可申付事肝要候、已上

作劔山内・高田近辺五千百石之事目録別紙、預ケ置訖

彼地百姓等相寛様ニ加撫育、田地不荒様可申付、然間、三ヶ年者先半役可相勤者也

慶長三

九月九日

戸川肥後守殿

○印文「豊臣秀家」
(花押)

○この年八月に豊臣秀吉が没している。秀家の措置は没後の混乱に備えたものと考えられ、高田城も戸川達安によつて両国境目を固めるための修築が行われた可能性を指摘できる。

宇喜多秀家土帳 慶長初

一戸川肥後守(預安)

此内 七千石

千石

五千百石

四千九百七拾石

(中略)

一岡 市丞

三千百六拾石内

五百石 文三加

千石 慶三、高田城領

(中略)

与力分式万式千四百六十石五斗

自分式万五千六百石

都合四万八千六拾石五斗内

式千石城領加 無役
四万六千六拾石五斗 肥後守分

霜月廿日

牧菅介

信正 (花押)

天正一七年 (一五八九) 頃か

宇喜多秀家、服部隠岐守を高田城に置くといふ

作州高田城主覚書 下出牧文書

『久世町史』資料編 第二卷

中納言殿御代二成、人直二付つふさ山八八鳥勘助二被 仰付候

○宇喜多氏領国では天正十七年に破城が行われた形跡があり、服部氏の在番も諸城の破却として岡山城を中心とする支城体制の整備と関係すると考えられる。

岡山藩士服部弥三郎奉公書

岡山大学附属図書館池田家文庫

一高祖父服部隠岐守、大坂御陣之時 御城方二而同所於川口討死仕候由承伝候

一曾祖父服部藤内儀、隠岐守嫡子二而御座候、宇喜田中納言秀家卿之従者二而知行千石給、弓鉄炮之足輕四拾人、伊賀ノ者式拾人預、美作国高田城預、城代二居申候、秀家卿逝去已後ハ浪人仕、備前国上道郡浦間村二住居、同所二て病死仕候

○享保四年 (一七一九) の書上。隠岐守の子、藤内を高田城代とするが訛伝による事跡の混同か。検討を要する。

服部力隠岐守社役安堵状 美作岡田家文書

『高野神社の文化財』

ここに収める。

作州西郡之社役之儀、前々其方存知之儀候哉、就其被申之通承知候、左候間、西郡之儀ハ注連保等之儀、雖可被申付候、万一違乱之儀候ハ、急々注進可申候、恐々謹言

〔永和三三年〕

十一月十五日

〔服部之〕 隠岐守 (花押)

注連大夫殿へまいる

○付年号は後筆で、文言や体裁などからかなり降るとの指摘がある (湊哲夫氏の御教示)。服部氏の発給文書か。

高田城主服部隠岐、中島本政に脇指を与える

中島本政覚書 第五条 西島氏文書

『倉敷市史』第十冊

一同笹吹城下二而はさま九郎兵衛と申者、牧修理と申者を切候而おち申候、某迄かけ呼返し切合仕ふせ申候、其時兵庫介より知行くれ申候、同国高田城主服部隠岐と申仁脇指くれ申候、同宮ノ城主市三郎兵衛と申仁刀くれ、御内池田加右衛門・左馬助兄弟子供迄存知、其子細ハ其時牧左馬助・室六右衛門と申者、深手負申候、作州之事者不及申、備中国阿賀郡鈴木次郎兵衛・同三郎左衛門・室左内・津々能存知候、右之手負申候後九郎兵衛と申者ハ同皆部野々上と申所ノ者二而御座候、此時某名中島与右衛門と申候事

○年末詳であるが、この頃のことと思われるのでしばらく

文禄三年 (一五九四)

宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり措置を命じる

宇喜多秀家直状写 備藩古文書 卷二 二日市町小松屋宝次郎所藏

宝次郎所藏

東京大学史料編纂所架蔵

作州高田一養事、岡山在城可仕候旨申承候、無異儀相越候やう可申付候也

文禄三

十一月十五日

〔宇喜多秀家〕 (花押影)

角南太郎右衛門とのへ

○石作州高田青木一養ハ小松屋宝次郎先祖ナリ」と記す。

文禄四年 (一五九五)

宇喜多秀家、高田村の給人岡市丞に替地を与える

宇喜多秀家黒印状 美作化生寺文書

『久世町史』資料編第一卷

宝泉寺領之事

作州真島郡内

一高式拾石也

高田牧原

右内

右内 壱石式斗ハ 屋敷 拾八石八斗ハ 田畠

右如書付之、田畠上中下ヲ引合、宝泉寺本願二可

三浦貞勝の子桃寿丸、京都で圧死するという

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家系 三浦貞勝子桃寿丸

『新訂作陽誌』三

桃寿丸 (中略) 天正十年桃寿同秀家謁秀吉公

一、同十二年詣洛遭地震一圧死、

○「作州高田城主寛書」に桃寿丸のことは見えない。あるいは次掲の事件と関係あるか。

宇野主水日記 天正十四年二月条

『石山本願寺日記』下巻

一廿一日、此比千人ギリト号シテ、大坂ノ町中ニテ人夫風情ノモノあまたうちころす由種々風聞アリ、大谷紀ノ介ト云小姓衆悪瘡氣ニツキテ、千人コロシテ其血ヲネブレバ彼病平愈スルトテ此儀申付云々、世上風聞也

(豊臣秀吉)

今廿一日、関白殿ノ御耳へ入テ、如此之儀今迄申

さぬ曲事ニ候間、町奉行衆ヲ生害させらるべき事

なれば、命をバ御免なさるゝトテ、町奉行三人被

追籠畢、此咎人申上ニおきてハ、御褒美トシテ金

十枚可被下之由、高札ヲタテラル、也、此儀被仰

付、関白殿ハ御上落也、午刻終ヨリ

盗人事、人ヲキル事、博奕事、酔狂人事、徒者

事

此五ヶ条ヲ高札ニセラレテ、金十枚ツ、其高札ニ打ツケラレテアリ、金ハ二枚ノ札ニ廿枚アリ

右之千人ギリノ族アラハレテ、数多被石籠云々、

十一月廿七日廿八日之比現候、三月三日四日ノ比

五人生害、大谷紀介所行之由風聞一円雑説也、宇

喜多次郎九郎生害ノ衆也

多聞院日記 三十二 天正十四年三月二日条

増補統史料大成41 『多聞院日記』四

一近般於大坂并京辺千人切興行、五六十人モ既被切、

金子廿枚ノ高札ニ被打置、町奉行曲事トテ被追失

之処、令才学処、大名衆究竟ノ仁共七人擲取、今

日於住吉表生害、依之塩干ノ神事モ無之云々、人

数二万計ノヲクレ也ト、内輪裏反也、実否ハ不知

多聞院日記 三十二 天正十四年三月八日条

増補統史料大成41 『多聞院日記』四

大坂ニテ千人切悪行衆、大名衆ノ息タチ四五人生

害了云々

天正一四年(一五八六)

牧家信、勇山寺領を安堵する

牧家信書状(巻紙) 美作勇山寺文書

(編纂者不明)

『岡山県古文書集』第三輯

牧藤左衛門尉

家信

以上

(墨引) 大寺様 御同宿中

当地領知仕候ニ付而、先規之筋目を以、御寺領相立

申候様にと尤無余儀御理候、乍去少身之儀ニ候条、

御存分之儀ニ難致分別候、雖然子細有御寺之事ニ候

間、高式拾石之所令同心候、可有其御心得候、委細

同名(編纂者不明)可申候、恐惶謹言

天正十四

七月十二日

○次掲史料は年未詳であるが、しばらくここに収める。

牧家信書状(モト折紙)

美作岡田家文書

『高野神社の文化財』

御折券令拜見候、仍而此間野原ニ神楽仕候哉、一円

不存候て不及是非候、又明日ひの上ニ仕之由、これ

も至今日ゆめく不存儀候間、則只今人ヲ遣指留可

申候条、可御心安候く、恐々謹言

牧藤

十一月廿日

市又次

まいる御返報

家信(花押)

牧信正書状(モト折紙)

美作岡田家文書

『高野神社の文化財』

御懇忝拜上申候、然者野原ニ神楽御座候へ共、此方

へ無其理仕候間、少茂其儀不存候、定而我等如在之

様ニ思召之段迷惑申候、次、日之上ニ神楽仕之儀、

しめ之大夫呼不申候ハ、先々相延候へ之由、家信被

申事候、於向後口疎意有間敷候、恐惶謹言

談專一ニ存候、自最前、安国^(忠理)・林木^(忠長)、使など不届候間、此兩人を言つめにもさせられ、蜂彦・黒官分別候へは成事と思召候、一円之御不覚悟ニて候、大なる事ハ、近年信長之下ニても、羽柴くんと申候て、世上操をも又弓矢をも手ニ取候て、鏝をもつき、城をも責候て被存候、又少事之儀ハ、小者一ケニても、又乞食をも仕候て被存候仁か、申成などにてハ成間敷候、日本を手之内ニまわし候、今日までハ名人ニて候、明日之不慮ハ不存候、今程御相手ニ御成候てハ如何と存候て、誠夜も日も不明やうに我等ハ存候、定而座敷之内にて、是程ならば、芝田時引切御弓矢ニさせられ候か、さまざま、今もさせらるれば成事なと被仰仁も、十人ニ七八人ハ可有御座候、それも尤候、乍去、今之御操ニてハ破可申候、左候時、五日十日之内ニ、大分限小分限ニよらず、境目江打出、短束をも被申仁ハ御座有間敷候、秀吉ハ弓矢と被存候ハ、十日之内ニ可被出候、左なく候共、来廿日比ニハ可被下候、早々分別行候様ニ、境目御調簡要ニ存候、其御調之趣者

一 備中内郡御残候て、作州之事速ニ御渡之事
 一 伯州八橋三頭御残し候て、諾城御渡之事
 一 右分御渡候ても、露塵ほとも被申懸候所成候する
 とハ不存候、備中新見から松辺、被仰さまによつて可有分別候哉、最前・林木工・我等ハ此申分ニて候、其段申候へは、言はつめにさせられ候て、ちと芸州之贖負をも仕候へなと被仰、安国寺分別

仕候へは成事と思召候間、無申事候てハ及晩、喧嘩かまへにて、何之御座敷よりも毎度罷立候、一作伯不澄内ニ可有御理と思召候者、從兩人使者可相副候之条、前後不存可然仁一人つゝ、從御三家様御上せ可然之由、被申候事

一作伯無残相澄、何之所成共、一所、北ニ八橋計ニて候者、蜂彦可罷上候、是も前後不存口才なる分別者同道可仕之由被申候、林李・一任、兩人間一人可召具由候事

一 高田・岩屋・宮山・高仙江自是申遣候儀、曾以不成候条、從其方可被仰遣候、遠国ニて候間、継夜於日不被仰遣候者、秀吉下向之内すみかね可申候、此上ニても、下々御弓矢ニさせられ候て可然と思召候者、無申事候、以大躰之御分別可被見合事、專一ニ存候、毎時長文進上申候間、例之事と思召候ハて、被入御精、此状御覽候て御分別專要存候、其故、秀吉下向可為近々候、二月ハ雜賀立と陳觸候、其内ニ此方被見廻之由候、むさくんとさせられ候て腹を立させられ候てハ如何ニ存候、御侮候てハ可為大曲事候、能々御遠慮此時候、正月御礼儀等、先上風ニめされ候て可然存候、大酒上句の御相談ハすみ申ましく候、恐惶謹言

安国寺
 正月十一日
 児三石
 児市
 井又右

天正十一年
 元正元年
 元正元年
 元正元年
 元正元年

惠瓊(花押)

宇喜多氏、榑崎元兼が退去した高田城に牧一党を置

作州高田城主覚書 下岩牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

其後右ならさき高田ニ居申候ヲ、牧ニ渡シ候へと直家被仰付、天正十三年三月ニ牧高田ニ入候て居申候処ニ(下略)

作州高田城主覚書 下岩牧文書

直家

本丸 牧藤左衛門
 二丸 牧菅助
 次丸 牧惣馬
 三丸 妹尾縫之丞
 おくび 牧式部左衛門
 松ヶ段 牧馬之丞
 小屋段 牧藤助
 社村不残 新庄村

イマイ
 イワウ名 美甘村
 上スガた
 下スガた
 山地

国とう
 行とう
 さたもり
 さたとう
 つねとう

此間も少々損ジ相不知ジ

○社村以下の諸名は、牧藤助の所領か。「作陽誌」に拠れば、菅助(介)は「藤左衛門子」、藤助は「河内長子」とある。

〔天正十一年〕
十二月十八日

林木工

就長〔花押〕

一任齋

惠瓊〔花押〕

佐与三左 御申之
〔佐世元巻〕

植崎元兼、高田城下の熊野大権現社を造修する

熊野権現棟札写 高田神社

『真庭郡誌』全

天下泰平武運長栄国下安全百姓出生五穀豊稔

一奉造修熊野大権現御宝殿如意内満折誓成就

城中安主大願成就

天正十一年未十二月吉日

大願成就 植崎弾正忠元兼

婆多朝臣彦四郎

○本棟札は神主木村越中により本殿扉へ彫刻された写。

作陽誌 真島郡神社部 高田庄 熊野三所権現社

『新訂作陽誌』三

天正十二年十二月植崎弾正忠元兼修「造之」棟札

尚存焉

天正十二年（二五八四）

羽柴秀吉、高田城の毛利氏保有を許容せず

羽柴秀吉書状〔折紙〕 小早川家文書

『大日本古文書』家分け第十一 小早川公署之一

旧冬廿六日、同廿八日書状両通、令披見候

一虎倉・升形城請取由、尤候事

一伊賀与三郎城事、入念可請取事

一草刈城是又可被入念事

一城々何角申候て、自然不相渡所をハ、其許之人数を以取巻、帰鹿垣を結候て、干殺候之様可被申付候事

候事

一高田・松山・児島・八橋等事、只今又可任言由、

沙汰限事候、重々相究儀候を、右様ニ申候者成次

第二仕候て、安国寺ニ佗言可被作候、然者本へ立

帰候て、最前從彼方仕出候任誓紙旨、国五共ニ此

方可召置候条、只今兎角申候段、却而祝着候事

一永々逗留、苦勞令察候、上洛候者茶を可振舞候、

寒天時分さそと存候、小袖一重宛遣候、尚々其許

儀無油断可被申付候、恐々謹言

〔天正十二年〕
正月二日

筑前守

秀吉〔花押〕

蜂須賀彦右衛門尉殿

黒田官兵衛尉殿

安国寺惠瓊書状〔折紙〕 毛利家文書

『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三

去十四日之御書、致頂戴候、先度遂注進様、外郡

諸城之儀引渡申候、乍勿論、至川西聊無其煩候、

請取候所も少人数入替躰候条、錯乱之趣少も無御

座候

一虎倉・岩屋、其外作州衆之儀引付之段、種々雖申

操候、曾以無分別候、先虎倉之事、急度請取候て

作州江可打越之由候、先書ニ如申上候、早々作州

城々の儀、高田一城被相残、被成御渡候事專ニ

存候、城衆可為油断之条、片時頓可被仰遣候、此

条元俊・春良・渡石・児三石へも重畳雖申候、

吉田之御意しかく不承之由候、此上ニて不被仰

届、片崩ニ仕候者、罷退衆も可致速懷候、為御心

得候

一高田・松山・児島、其外奥郡之儀、川東之内過分

之儀候、今一往御任言とハ被仰候、今度之兩人底

意ハ澄申間敷之由、内々被申候、此儀又重而被申

切候者、ケ条之内ニて候へ共、公私事新やうに俄

可被思召候間、御三殿、御間之御談合、内々可被

成御澄候

一筑州来正月廿日ニハ必下向と被申下候、少も虚言

ニて御座有間敷候、自然佞人など我等おとし候て、

当座申候など、申候共、不可有御許容候、境目之

儀も、川切之内分別有間敷候、筑州も罷下候て司

被相澄と被思召、其時之無御仰天事、乍恐肝心ニ

存候

一就夫、蜂彦・黒官も、御渡候処をハ多分請取申、

至中途罷下、御礼儀相調、御料人様請取候て可罷

上之由候、筑州被下候て、外郡はかり請取申、内

郡・作州・児島江かけ候てむさくしと仕くさし、

御礼をも不申、御料人をも請取申候へて被下候上

ニてふたくと候て、いかくと申事候

一正月も何も入不申候、御三殿様御打合候て、御相

之正慶小僧か如此申候事、口広申事ニて候へ共、

井孫四

付 児島之事、未済候

けにとは京都五畿内之儀ハ不及申、日本半国者見

一 御一人御指上之事

廻申候条、世上不被御覽衆之御目とハちと違可申

安国寺惠瓊・林就長連署書状(折紙) 毛利家文書

付 人質之事

候、然共、芸州の御旁ハ底慢心御座候て、世上之

『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三

一 来島之事未済候

者を御見こなし候、是も飯田殿道かたの御恩ニて

尚々、今之分ニ所々澄不申候者、兩人共ニ可罷

一 御縁辺之事未済候

候、唯今之世上ハ、男も衣装も言便さハやかなる

上之由候、非虚言候、かしく

以上、此上ニて候

も入不申候、いかやうなる分限者も、かけ馬一疋

急度申上候、追々從秀吉、境目請取渡延引曲事之

一 芸州各様御分別ハ、於岩崎陳被仰定候者、信長被

ニて公用をかなへ申候、出陣之時者、分限辻之人

由、如此被申下候、先書兩度致進上候、昨日

出と申ニ付候てこそ被作たる御神文にて候、国切

数召具候、不入事をのけ候と相見え候、仏の前之

至林木所以一書如申候、秀吉分別と御国上下之御

之事も右之分に候、今又對秀吉候てハ御約束もさ

説経ニて候へ共、余 公私當時之御分別相違と相

分別と、天地相違仕候

まて無之事、国切川切之事ハ、自彼方こそ申懸候

見之候之間、くり言ながら申上候

一 秀吉者、於岩崎陣互以誓紙申定候之辻、今以可為

へ、こなたにハ終無御請付と上下思召、殊更自 毛

一 自藤四郎殿殿様、以ケ条被仰下候儀、桂民太被申

同前之由被存候、雖然、秀吉諸所氣遣之砌、一度

利家人質共出候て、御懇望共ハ無是非事と思召、

下さま、能々可被聞召候、此由可有御披露候、恐

本意候、信長御果候後、更以血判申談候仕相見え

可成程之儀をハ被仰理候て、可有御覽候と思召

安国寺

不申候、秀吉よりハ五ヶ国備後・雲伯作中と申定候へ共、

一 今度外郡諸城引渡候付而、公私之御分別事之外相

十二月十五日

惠瓊(花押)

態不載 神文、其時備後・雲州之事者放手可申之

違候、去年二郡ニて備中相澄、伊賀・中村引付候

林李允

由申出候キ、又其後及ニケ度、安国寺被指上候間、

候、去夏林下之節者備中・作州・伯州三ヶ国無抜

就長(花押)

備中外郡切取候城下二郡、備前・作州之内無残、

二 渡給候ハ、和平可仕候、其段無御分別、八月朔

吳々此一通之儀、早々新庄様・沼田様・福原殿(高川元忠)な

伯州三郡充と申定候、其段をも種々被仰、秀吉手

日出勢候て、一弓矢可仕之由被申候、其後安国上

とへ被遂御談合、專一ニ奉存候、無届と被思召敷候

前被見懸、今月来月と被作候間、去年正月五日以

候て種々申理、御両所御上之上ニ備中川きり、伯

返々、重而上之返答到来之上ニて無御仰天事、正

安国寺申放候処、重而林木工被指上候間、手前隙

州三郡・備前・作州無抜にと被申定候、其時ハ各

月朔日より可有御相談候、只今世上ハ、人の短束

を明候間留置申候、はや天下存知候之条、内々の

御悦ニて、御両所上を被申候、御あいしらひ共よ

非大形候、不可有御油断候、人の姿を不申候、人

どうたまり一廉申懸度候へ共、重而安国寺被指上、

上より事新申にて無之候、高田も松山も児島も御

佐与三左

御佗言候之条、備中河切ニ申定候、其時之条数大

約束之内ニて候、此段を上さまに能々御納得候て、

福原殿

一 備中川切内郡未相澄候

所々への御触、御心持專一ニ存候、可預御披露候、

伊但

御申之

一 伯耆二郡充未済候

恐惶謹言

八橋・尾高之間へ只今差出儀いかゝに候条、諸城荷物等取越候へん間之儀、先々新見之下市^二座之宿居被申付、何篇對馬守付心候へと可被仰付候、^三而彼表へ可差出候、暫時之儀候、猶重々可申述候、恐々謹言

^(天正十一年)
極月十一日

^(尾高)
元春 御判

(墨引)

駿河守

元春

^(谷田)
經高進之候

安国寺惠瓊・林就長連署書状(折紙)

毛利家文書

『大日本古文書』家わけ第八 毛利家文書之三

態申上候

一 備中外郡諸城之事、悉引渡申候、無是非存候、雖然、如此させられ、向後堅固之御調、一儀^二相極候

一作州江一兩日中^二蜂彦右・黒官可罷越之由候、片時^茂被差急、案内可被仰遣事、簡要^二存候、今までも被仰渡さる事御延引、御無届にて候、被指急候者、片崩^二可仕候、高田一城被相残、早々御渡

專^一二存候

一 虎倉之儀、^(伊賀守)尽善美佗言雖申候、一円無分別候、於虎倉・岩屋之儀者、^(中村相定)第一岡山相障候、自然上衆兩人当座分別候ても、^(宇喜多秀宗)八郎母所より直文にて申上せ候へ者、兩人失面目之由候、^(安国寺惠瓊)退城日限相延候やうにと雖申候、是も無分別候、やうく来廿二三日ニしかと可有退城之由申懸候、一任無面目事、可

申様無之候、責而十七八日之比罷越、其身之恙、荷物以下無相違之様^二可引退存候

一 児島・松山・高田之事、ちと多過たる御愁訴にて候、中にも児島之儀共ハ、曾分引仕間敷由にて候、雖然、此一所^二底意被縮候て、可有御佗言候哉一つ、高田・新見江かけ候て可被仰理候哉一つ、松山城領所共^二可被仰理候哉一つ、此三つにて候、左候処ヲ、大服^二被仰懸、一度^二不相澄返答被申切候時、重^而御佗言候共、見苦敷御仕合たるへく候、以書立被申懸たる所者、多分可讀取と相聞え候、内々此御議定、御^二殿様・貞俊御間之御相談、乍恐專^一二存候、年改候者、御公事も新罷成、上辺之弓矢も、二月ハ四国・雜賀両口へ可被仕懸と相聞え候、自然又今之分之ねり公事^二させられ候て、弓矢之ふり替^二御あひ候はぬやうにと存候、左候てハ、重^而之御操ハ成申間敷候

一 来島之儀、最前書立^二載被申入候条、何之道にても本渡させ可申之由候、無御分別候時者、来島一儀ハ御破^二て候、從土州申分^二ハ、阿讃之儀放手可申之条、与州をハ土佐江可被付之由、佗言半候、先度書立^二ハ不載候へ共、言渡しに芸州様へ付可申之由被申候之条、土州へ之返答、今までハ被申切候、然共、来島無御分別と墨付被下候者、其分可申上之由、^(羽卷)黒官申事候

一 御次御縁辺之儀、^(羽卷)秀吉書状被指下候之間、^(天女)進上申候、是ハされ言ながら、此方之を被打置、豊州と被申合候か、不然者、宇喜多兄弟共之内数多候条、

被申合候者、弥世上六ヶ敷可罷成候、殊更御造作不入之やうに請取、御次へハ筑州したて候て可渡之由被申候時者、さのミ御手間も不入御事候か

一 当時此方 公私之御心中見懸申候に、去年以来数度之出入ハ御忘却候て、於于今者、無故境目御渡候と思召、上下御腰氣候、雖尤之儀候、さりとしてハ鳥執取詰候時、北口之衆御後巻も不成申候、又去年南表、冠山・宮路山責落、高松^二重^二重^二取巻候後、やうく猿懸・河辺あたりまで御打出候、又当年来年と候ても、上衆ハ十月十五日之間^二可罷出候、芸州之儀ハ、御^二殿様中途まで御打出候共、五十日三十日之内^二ハ著陣御座有間敷候、又南北一口にも互^二成申間敷候、此以後も児島・松山・高田辺之儀無分別之由申候者、書立之内と乍御存知、又可有御仰天候、御^二殿様・貞俊・元俊御内談、乍恐此時候、正月も何も入不申候、大内家崩候時分の御まねをハ先々御止候て、^(毛利元就)日頼様弓矢御取出、^(毛利元就)尼子与州之被取出候時之御まね、乍恐當時之上風^二あひ可申候、目出度事^二ても無御座候、^(天正)義隆之儀被思召出候事、無是非存候、山名・赤松・土紀・細川・朝倉などのやうなる衆、大名たてにて跡もなく被失候、眼前^二、河野殿^二長曾我部毎事仕勝候、大友殿^二百性のやうなる龍造寺仕詰候、又只今の天下を見^二なし候て、^(豊)甲斐武田殿、当年芝田・滝川氣持たてにて即時^二打負候、芸州之御事も、いまた六七ヶ国御たち候間、各御丈夫にて、可為御長久候、誠鉢ひらきのやうなる此間

天正九年（一五八二）

岡本秀伝・牧左馬助、高田近辺の通路で鷺見氏を討ち取る。また宇喜多直家、左馬助と市三郎兵衛に命じ寺畑城を夜討させる。

牧左馬助覚書 第十一、十二条 美作国諸家感状記 大庭郡社村牧九郎左衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

『天日本史料』家わけ第八 毛利家文書之四

一作州高田ニ毛利衆被居候を路次を留候而、岡本権之丞・某を被遣候刻朝待仕候処ニ、岩見之銀山鷺見源之丞と申者通候を某と名乗合太刀打仕、則源之丞首討取、某も式ヶ所手負申候

一毛利衆寺畑を責詰、陣を居候時、直家より毛利陳江夜働仕候得と市三郎兵衛江被申付候処、何哉覽相延候とて牧源之丞・某ニ被仰付、則式人夜働仕散々切乱手負・死人三拾四人有之、其時為褒美太刀一腰・所領目木村ニ而給候事

○年未詳であるが、この頃のことと考えられることから、しばらくここに収める。

牧左馬助、高田神代で榑崎元兼の家臣を討ち取る

牧左馬助覚書 第十四条 美作国感状記 大庭郡社村牧九郎左衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

一作州高田神代ニ而朝待仕、奈良崎家頼を討取申候事

○年未詳であるが、この頃のことと考えられることから、しばらくここに収める。

天正一〇年（一五八二）

高田表で羽柴秀吉の使者が磔となる

福岡（草苅）重継書状 毛利家文書

『天日本史料』家わけ第八 毛利家文書之四

一其後又従大閣様 智行之御書立・御神文両通被持せ下候、即相賜 御墨付等添候而、御檢使ニ被召置候蔵田与三右衛門ニ黒岩上佐守を相添渡進上申候処、作州高田へ被引上せ、榑崎彈正ニ被仰付、はたものニ被成御上候、大閣様御神文をハ私ニ被返下候間、ニ今所持仕候事

○本文書に見える羽柴秀吉の使者下向は、天正十年初頭の、ことと考えられる。

天正一一年（一五八三）

福原元俊、草苅氏への対応のため高田表に赴く

児玉元良書状写 閏閏録卷二十四 草苅太郎右衛門

『萩藩閏閏録』第一卷

去十八日之御状到来令拜見候、其表様子御紙面之趣具遂披露候、去六日備前衆罷出、両城取付之人教指籠付而御難堪之由、無余儀被存候、然者貴城程近相絡之処、御人教被差下、宗徒之敵教輩被討捕候、同十八日河端居城於山下防戦、軍忠状一見被仕之、

封裏被進候、兩度御勝利之段、誠無比類被存候、將

又福原元俊、至高田被指上候間、万事被仰談候、弥御賢略專要之由被申事候、委細直被申入候間、不能重筆候、恐々謹言

九月二日

元良判

草苅殿 御返報

児玉三郎右衛門尉

草苅殿 御返報

元良

羽柴秀吉と毛利氏の和睦交渉の過程で、高田城など美作国内諸城の引渡しが話し合われる

吉川元春書状写 吉川家中并寺社文書十

『久世町史』資料編 第一卷

急度令申候、今度京芸和談之儀ニ付而、南北分目之儀為可申談、至岡山蜂須賀・黒田被差下候条、從吉田、渡石見・児三、從隆景・我等、井又右・児市差出候、重疊此間中申談之由候、然者於南表ハ、児島之常山・松山・高田之儀、何と被申候共相渡間敷との儀候、自余之城之儀者可被渡との儀ニて候、備中外郡之儀、庭妹・松島・幸山・宮山・妹尾之儀、早被相渡之由候、伯州之儀、両城之儀者残置、其外ハ可相渡之由申遣候、乍去荷物等悉取越候て、其後可渡置との申合候、就夫、至八橋国衆にハ完治・天少五・湯民、從爰元、森越・栗彦・山形日向・二内蔵・井木工差出候、然者伯州諸城為請取手蜂須賀一所之者一人差下候、左候へハ、彼者之儀、

湯豊(湯原家傳)

塩豊(塩原元政)

小与門兵(小川元政)

寺備(寺田)

参

吉川元春書状写

吉川家中并寺社文書十

『久世町史』資料編 第一卷

一筆令申候、仍御本陣之儀、近日至高田表可被成御着之由候、然者我等之事、(急務)急度可打廻内意候、左候間、(注意)口部方計可有出陣之由申遣候、内々支度候て、從高田一左右次第二可被罷出之通、御助言可為本望候、為其申進候、謹言

(天正八年)

九月十七日

經高進之候

駿河

元春 御判

毛利輝元、一兩日中の高田陣替を報じる

毛利輝元書状写

関関録八十九 白井勘左衛門

『秋藩関関録』第一卷

判紙三枚遣之候

兵糧追々至山内差出候由肝心候、祝山之儀、殊外相弱之由候、爰許一兩日至高田陣替候、(小早川)隆景は昨日被打立候、愈其許不可有油断候、其方短息心遣之段中々令察候、(天正八年)謹言

十月十九日

児市

輝元 御判

毛利輝元、高田城から山見に出陣、高仙築城を命ず

小早川隆景書状写

関関録一百 児玉惣兵衛

『秋藩関関録』第一卷

近日者不申承候

一此表之儀、去四日自高田、二山近辺迄輝元被成御

山陣、所々山見等被仰付、先以岩屋尾頸高仙一城被取付候、普請悉相調候、一段之在所山柄と申、岩屋之向城葛下への此方伝、其外当国西郡之事共、

多分敷付たる趣にて候、城督之事三沢方可有馳走由、被申付、而被成御頼可有在番旨相澄候、手強可被相抱条是又肝要候、祝山之儀敵数ヶ所相城重々

雖取付候、城中之儀今日迄八堅固候、雖然一人雪深在所と申、無勢にて此方行等難相計候、就夫最

前以来之首尾候条、元春是非一とをり於御打廻者可成程之可被及御行段、至伯州重畳相談候彼打廻

り之有無二より候て、祝山之儀者善にも悪にも年内可相澄候、左候共草苅其外成其覚悟候条、可御

心安候、乍去上二此境迄御打出之事候条、前後二て社候すれ、急度一行被仰付候へて不叶儀候、其

段可有御推量候

一北口之儀、鳥取堅固被持堅候、羽衣石・岩倉数ヶ所相城被取付之由候、何篇彼表之儀者、定而從元

春可被申下候条、こま／＼不及申候

一豊筑表之儀、先度甲田被差上彼是承候、又申候つ、其以後之趣無相易儀候哉、某元年内可有御逗留段、

自上被仰出之由候、寒中弥御辛勞之程致推量候、

去年不能面談候条、一入御床敷候、可為御同意候、

此境如形被明御隙候、外郡打出又御方も於御上者、必於途中可懸御目候、(児玉惣兵衛)内蔵太爰元在陣之事候条每

事相談候、於様株者万々從彼方可被申候、猶期後音候、恐々謹言

十一月廿三日

左衛

児 周 まいる 申給へ

隆景

毛利輝元、要時には高田へ連絡するよう枡形城將に指示する

毛利輝元書状写

藩中諸家古文書彙十五

『久世町史』資料編 第一卷

急度企使者候、祝山之儀、福田其外被退候、然上者其面弥堅固之御心遣相極此節候、敵及行候者即加勢

之儀可申付候、随而爰元之儀宮山付城相調候条、来(至中途)行為可差急、先以置申達令陣替候、其境口左右可

承之、此方在陣所中間二一勢残置候、何篇之趣至高田於御注進者即出張不可有遅々候、猶志道左馬助可

申達候、恐々謹言

極月廿七日

吉田源四郎殿

森脇飛騨守殿

輝元公御判

(天正八年)
九月七日
湯 彈御宿所

元春 御判

吉川元春書状写 閔閔録五十一 小川右衛門兵衛

『秋藩閔閔録』第一卷

中間三郎兵衛被差越候、去二日之紙面并口上具承知候、何ヶ度申候、而茂今度之儀、各無比類粉骨申、茂疎候、青、彦事頓上着之由尤可然候、於加勢之儀者一切無緩候、既輝元御事去三日吉田御打立候、頃漸新見・高田之間可為御着陳候、隆景事者急度高田被罷着由候、我等事、茂山内通彼表可打越覺悟候、何茂諸行示合儀迄候、兵糧等之儀是又追々差上候条可心安候、吳々其表江加勢之儀者、南北共、二少、茂無油断候条、雖不及申候、其内弥堅固覚語專一迄候、万吉、恐々謹言

(天正八年)
九月八日

(吉川)
元春 御判

湯 豐
塩 豐
小 右兵衛

吉川元春書状写 閔閔録五十一 小川右衛門兵衛

『秋藩閔閔録』第一卷

如此申候处、従某元之両使只今下着候、趣具承候候、弥行不可有緩候、兵糧・銀子等之事、是又心得候、差上申候、急度申候、何ヶ度申候、而茂某許之儀、各以無二之覚悟被指堅候段、誠無比類次第候、就夫加勢之儀無緩

(毛利)
候、既輝元御事去三日吉田を被成御打立、至備後山中御着陳候、追々御陳易之由候条、不日高田可為御着候、隆景事者不及申候、我等茂来十六日山内迄しかと打立候、十七日二者高田可打廻候条、輝元・隆景申談、行之儀不可有油断候条、旁々本意眼前候、雖不及申候、其内之儀弥堅固之御行肝心候、具雖可申候、迎右日限陳易之事情間、無別条候、万吉、恐々謹言

(天正八年)
九月十日

(吉川)
元春 御判

湯 豐
塩 豐
小 右兵衛

吉川元春書状写 東作誌 東南条郡苦田郷東一宮村東山方

農茂右衛門家藏矢野氏

『新訂作陽誌』四

小切紙
今度直家其口差話、種々申噺付而、為始猪俣備前へ申合構逆意候、既当城及落去候处、各以無二之覚悟、彼謀叛人悉立出し、盛雅并此方番衆被仰談差堅、于今相堪候段、寔無比類御粉骨申、疎候、併对当方御入魂之至、一切不可有忘却候、急度高田打廻令加勢、御本意眼前候、弥旁被仰談御馳走肝要候、万々従中途可申之条間、擱筆候、恐々謹言
九月十一日
矢野孫六殿 進之
同九郎三郎殿

上書

表に 矢野孫六殿

裏に 同九郎三郎殿

裏に (墨引)

駿河

元春

吉川元春、九月十九日に高田着陣という

蔵田元貞書状写 閔閔録五十一 小川右衛門兵衛

『秋藩閔閔録』第一卷

少も、不可有御短心候、御待付肝要候、

今日益形罷帰候、某許儀御堅固段、更以無申計候一降景様頓可有御打出候处、元春様高田御打越被聞召合付、成羽御逗留候、然者元春様十八日二しかと山内江御陳替候、十九日高田可有御着由被仰越候、少も、日限不可有相違候、勿論降景様御同前可有御着候、可御心安候、一備中庄・多治部、檜、彈頓爰許可罷出由被仰渡、高田着候、此表江之儀檜、彈被申分在之付、而延引候、乍去貞俊昨日高田御着候条、堅可被仰渡候、一兩日中可有上着候、申談何とそ可及行候、乍去迎悉此表御上着之儀候之条、あふなき事、八大事存候、一扱も、可被開御運候条、目出度候、随分罷下相催候、廿日内高田御着たるへ候、御着候ハ、可申入候、恐々謹言
九月十五日
元貞判

小早川隆景書状写 関関録五十一 小川右衛門兵衛

『秋藩関関録』第一卷

爰許出張延引二付而、児玉善右衛門方被差出候、誠
至于今当城堅固被相抱之段更無比類迄候、仍明後
日輝元出張候、其外追々二高田可令着陳候条、於于
今者事多不及申候、万々彼方可申談候、殊元春伯州
隙明、其口被打廻候条、打まるミ可及行候間、勝利
眼前候、猶児 善口上ニ申候条、不能一二候、恐々
謹言

(天正八年)

八月廿四日

湯 豊
塩 豊
小 右

隆景 御判

小早川隆景書状写 関関録五十一 小川右衛門兵衛

『秋藩関関録』第一卷

猶々於于今者はや悉被打立候儀候間、外儀内儀之申
分茂無之候、堅固ニ行可被待屈事肝要候、さて
今度之被抱様、無比類申疎候、於此上行肝要迄候、
従高田追々可申談候、恐々謹言

(天正八年)

八月廿四日

湯 豊
塩 豊
小 右

隆景 御判

小早川隆景書状写 藩中諸家古文書纂十五

『久世町史』資料編 第一卷

祝山衆於覚悟者、更無残所迄候、然間、兵糧之儀此

一 少成共属可口籠口従至高田・升形口所之置兵
糧 一 式百二百之間是非可被差籠候、臆而於高田過
分ニ相調儀候条、少口旁御手前相違之儀有間敷候、
御覚悟たてて此条被召、左候ハ、にて候、不
可有曲候、随分く御分別候て、御短東專一候、恐々
謹言

(天正八年)

九月二日

松源
森飛
吉源 御番所

左衛門佐公
隆景公御判

小早川隆景書状写 藩中諸家古文書纂十五

『久世町史』資料編 第一卷

就祝山之儀、至高田被仰越候通、追々到来儘令承知
候、福三并番衆中重畳無比類覚悟之段、更不能言悟
候、去廿八日輝元途中出張候間、弥路次等無滞着陣
之儀追々申下候間、臆以不可有緩候、吾等事元春申
合候間、同日高田 一着陣候間、則きれて其内為
可口口五日貞俊打立候、松源其外彼方在陣衆中、
至其許片時茂口被罷出、旁被申談可有短束之由、昨
日重畳申遣候、何と様ニ行待付候様、弥御才覚
併其国弓矢之可為太利迄候、恐々謹言

(天正八年)

九月二日

吉源
森飛 御番所

左衛門公
隆景公御判

小早川隆景書状写 関関録五十一 小川右衛門兵衛

『秋藩関関録』第一卷

去二日之御状、昨日五日到来令披見候、何ケ度申候
而も某許旁御覚悟之段無比類候、先書ニ如申、備中
内郡之衆中悉到舛形、櫓 弾相添差出候、於趣者可
申談候、吾等事應而高田可令着陳候条、其内之御覚
悟肝心候、泫も各打立候儀候間、其内不慮候てハ不
可有曲候、委細従藏 与所可申候、恐々謹言

(天正八年)

九月六日

福三
小 与門兵
湯 豊

隆景 御判

吉川元春書状写 関関録百十五之一 湯原文左衛門

『秋藩関関録』第一卷

又一入之一種到来候、則賞翫候、猶桂左可申候
対左馬助被申越候趣承知候、仍祝山之儀幾度申候而
茂 今度堅固之段太慶迄候、其以後打続之、昨夕茂
我等籠置候鉄炮放為使罷越候、殊外手堅趣之由候、
左候而加勢并兵糧之儀急度可差籠之催半候、隆景事
頓高田着之由候、貞俊ハ一昨日五高田江被罷越たる
由候、勿論御本陣之儀茂不日彼表被成御着之由候、
従此口茂令加勢候条、彼城衆弥本意迄候、猶重々可
申候、恐々謹言

(吉川)

駿河守

頓差下候、小田草之城取付除明候者、至富田打廻

候て、羽衣石への行之儀、重畳談合申、一行可申

付候、其段者追々可申下候間、不能申候

一内之養性之儀付而、一段日夜辛勞にて伽候之由、

乍勿論、於我等祝着無申計候、元長・元棟被仰談

一日も早々被取直快気候様、御短息干要候、おこ

りハおち申候のよし候へ共、春以來之氣相むさ／

の上も、か様ニ被相煩事、何共無心許さ、申疎

候、於御養性者不可有緩候へ共、猶以可被付御心

候事、頼入候へ、元長・元棟へも以書状可申候

へ共、聽而一人可差下候間、此之由を被相心得候

て可給候へ、恐々謹言

五月十日

一 (墨訂)

経言 まいる

申給へ

湯原右京進殿

小早川隆景書状写 閔閔録百十五之一 湯原文左衛門

『秋藩閔閔録』第二卷

今度因州表為手合、備前之者共其境与風打越、二ヶ

所之不慮不及是非候、灘手切之相動、於于今者為始

直家多分打入候条、不可有珍儀候、兩度雖申候、

通路不輒候哉、曾無御左右候条、無心元候、至高田

先一勢被差出候、此節各被指堅、無異儀被相拘様、

御短束肝心候、聽而可罷出候条、勝利眼前候、幾度

申候、而茂日夜之軍勞更無申計候、猶追々可申候、恐々

謹言

六月九日

湯原右京進殿 まいる

隆景 御判

小早川隆景書状写 閔閔録五十一 小川右衛門兵衛

『秋藩閔閔録』第二卷

今度因州表為手合、備前之者共其境与風打越、二ヶ

所之不慮不及是非候、灘手切被相動、於于今者為

始直家、多分打入候之条、不可有珍儀候、兩度雖申

候、通路不輒候哉、曾無御左右候条、無心元候、至

高田先一勢被差出候、此節各被指堅、無異儀被相抱

候様、御短束肝心候、聽而可取出之条、勝利眼前候、

幾度申候、而茂日夜之軍勞更無申計候、猶追々可申述候、

恐々謹言

六月九日

小川右衛門兵衛尉殿 進之候

隆景 御判

毛利輝元書状写 閔閔録卷百十五之四 湯原文左衛門

『秋藩閔閔録』第二卷

先度者乍御返事、其表之様鉢具申下得其意候、先以

当分堅固之由候間肝要候、兵糧之儀以銀子差籠候、

則此者遣之候、趣可申候、至高田者頓口、中指出候、

爰元之儀、隆景被越候間令相談、其口心付之儀不

可有油断候、城内彼是之様鉢具可申越候、不及申候

へ共、此時之氣遣千万へ肝心候、通路不輒候条節々

不申遣候、仍銀子三枚進之候、音信計候、猶重々可

申候、恐々謹言

六月十五日

湯原豊前守殿

輝元 御判

小早川隆景、まもなくの高田着陣を報じる

小早川隆景書状写 閔閔録百十五之一 湯原文左衛門

『秋藩閔閔録』第二卷

備前衆其表江、就打出、追々御注進到来披見候、先

書ニ如申、諸警固之儀浦辺差廻及行候、爰許之儀悉

打立候間、聽而高田可上着候、何ヶ度候、而茂無不慮

様、旁御才覚肝要候、委細藏、与申合、舛形差上候

間、可有演説候、吉事追々可申候、恐々謹言

八月廿日

湯豊 寺備

隆景 御判

小早川隆景書状写

閔閔録百十五之一 湯原文左衛門

『秋藩閔閔録』第二卷

態令申候、元春陣替以來其境同篇候哉承度候、每事

堅固御才覚干要候、岡山衆東郡藏敷口打出之由候

間、為押諸警固今日乗浮候之条、甲斐敷人数難打出

候、定而事々敷申響、所々可及武略候、被得其心、

何篇手堅御覚悟專一候、高田口急度一勢被指出候、

於時儀者可被仰談候、猶追々可申承候、恐々謹言

五月廿八日

隆景 御判

伯耆騒動シケル間、備中口ハ隆景様、伯州口ハ元春様、美作口ハ直二被成御発向ケル、作州高田ノ付城トシテ、備前ヨリ宮山・篠葺・寺畑・岩屋ト云山ヲ向城ニシタリケルヲ、一々ニ責崩シ、敵共数人打取ケル、吾等モ野口先一兵衛ト云者ヲ打取タリケル

安西軍策 卷第五 美作国所々ノ城没落事

天正七年、宇喜田直家、信長ニ一味セシカハ、渠カ領国ヲ攻取ント、二月初旬輝元・元春・元長・広家・隆景其勢三万余騎作州へ発向シ、宇喜田カ所々ニ勢ヲ入置城々ヲ取圍マル、同九日大寺畑・小寺畑へ仕寄ヲ付攻近付ケレハ、敵不叶トヤ思ケン小寺畑脱レ甲降人ニ出ル、廿六日大寺畑ヲハ仕寄ヲ付テ攻ケレハ、此由ヲ聞テ砥石山ノ城ハ不レ攻明退ヲ、吉川勢早懸付数十人討取ケリカ、リシ処ニ、大寺畑ノ城中ニ反逆人出来、高田ノ城ニ居ケル榑崎弾正ニ相闘ヲシテ城中ノ固屋ニ火ヲ懸レハ、榑崎一番ニ懸付切岸へ著、是ヲ見テ吉川勢モ急切岸マテ寄タリ、城中ノ兵トモ稠射立防ケルカ、皆落ントヤ思ケン門外へ出タルヲ、宇喜田カ加勢富山半右衛門制留ケレハ、城中へ三十人計入ケル者跡ヲ顧招ケル、吉川衆味方人カト思弥攻寄レハ、城兵是ヲ見テ矢先ヲ揃散々ニ射、味方モ手負多カリケレハ、当城ヲ攻落コトナリカタク先引退、其後仕寄ヲ間近付ケレハ江原兵庫助城ヲ明テ篠吹へ落ケルヤ(下略)

作陽誌 大庭郡山川部 久世保 陣山

『新訂作陽誌』三

陣山 在久世原方村、伝言、寺畑之戦敵屯此、仍名陣山、高田村界杉河原至生健神社、長十町、安世比嶋為一本陣

慈恩寺内陣書付 武家聞伝記 卷第七

『久世町史』資料編 第一卷

当寺御富貴之由申候得共、備前衆永々御在陳ニ付、悉及大破候段、中々不及是非次第候、当寺無事之姿五年拾年者成ましく候、芸州衆近日至院庄表陳替之旨、其沙汰候、左様ニ候者及一戦実否可仕覚悟候、愈々能敵と渡相太刀打を仕分捕申度事無申限候、日々を送り無油断候、若又此本堂誰人か御陳所可被仰候共、御本堂の御心持可然御狼籍共ハ御無用ニテ候、ケ様ニ書をくものハ五畿内近所之者候

抑此弓箭之成行、芸州当国至高田表被成御打出、寺畑籠城ニ罷成、依難儀御現形候へ共、難相統候之処、虫喰原又四郎殿・真木菅兵衛殿御退候、急度上虫喰国候ハ、高田表ニ押寄芸州衆悉討捕高名可仕候、於先陳者宮山小瀬修理衛・市三郎兵衛・新身平内丞被差籠候、岩屋之儀長船又左衛門殿堅固ニ被相踐候、於後陳者岡平内殿・富川平右衛門殿御在陳候、作州表之儀者可御心安候、近日ニ羽柴筑前守御出勢候、各至備中・備後御在陳之御用意可然存候、左様ニ候へハ於石州金山二所可被仰付由内存ニテ候、いかにもくこくち御たしなミ、專要ニテ候、虎口ニテハ分

限ハ少身之者も同前にて候、乍恐可仕覚悟無極候おかしく候

天正八年三月下旬 播州之住、十日之番手ニ当寺ニ在陳候、岩屋南口へ之送番ニ候

当寺一段見事ニ承及虫喰 松見物仕はやくあき申候、十日之虫喰 留仕候得ハ可致帰陳候

房頭覚書 第四十三条

『広島県史』古代中世資料編III

一浮田依二心、備前・美作至被取懸、度々合戦是在、大寺畑又小寺畑切クツス、敵味方手ヲイ死人数人在、宮山事可被切落相定ル、然所ニ上勢五六千至上月下向ス、美作口へモアケ手ノ衆下向風聞ス、然者作劬高田ヲ帰陣在、備中水田ト云所陣取タマフ

吉川元春書状 吉川家文書

『大日本古文書』家わけ第九 吉川家文書之二

返々、此間中追々申下候へ共、一度も返事無到来候間、何共不審心もとなく存候之処、初度ニ差下候弥左衛門尉昨晚上着、某元御実左右承候而、目出候、能々御養性干要候今度我等賀茂罷出候付而、人数余短息之故、自御方十人程先走之者被仰付被差上候者可為祝着之由申候処、則被仰付、御出誠御造作之至候、高田打帰候之間、先帰申候、重而御打出之可被召連候条、

往不及御届如此候段、更以不能分別儀迄候、先人質等之儀を被仰遣候て、弥彼表之趣被聞召切可被仰越候通尤ニ存候、何篇御思惟肝要候、鹿野・鬼城之儀も□□差籠堅固被□付候由、可然候、因州之儀者至今日不相替趣候由、是又專要候

一備前表之儀、境目一二ヶ所要害取付之由候、月田之儀申付候由候哉、自高田も其分ニ申越候、宮山之儀をも諸軍人取付候由候条、左候へハ高田□□之通路相□□然間、從是元彼伝之一城可被仰付候由、尤肝心候、盛重之罷出可取付候由被申候哉、寔短束之段不浅候、自此方も彼伝之一城可取誘との儀候、下野守国吉表罷居候て、右之一城之短束仕半候、追々自□元も人数等遣之、於様躰者重畳被仰越可申入候、猶期万吉候、恐々謹言

（天正七年）
九月八日
（吉田）
元春 御返報

右馬頭
輝元 御判

天正八年（一五八〇）

吉川元春、一兩日中に高田表へ陣替と報じる

吉川元春書状写 関関録百十五之三 湯原文左衛門

『秋藩関関録』第三卷

去五日之御状到来披見候、仍某許無相替儀之由、尤肝要候、当城儀乍勿論堅固段、一入太慶候、弥無御油断福、三被仰談、無異儀様御才覚專一迄候、此表四敵一着儀者先状申候、一兩日中高田表令陳易、寺

畑・宮山儀則時可討果候、御吉左右艦而可申入候、弥無緩作州表可及行条、其城本意不可有程候、吉事追々可申入候、恐々謹言

（天正八年）
正月九日
（湯原春樹）
湯 右まいる

（吉田）
元春 御判

蔵田元貞書状写 関関録百十五之一 湯原文左衛門

『秋藩関関録』第三卷

此表四敵一着之儀者、頓盛雅申入候条、可被仰入候、一兩日中高田表被成御陳替、寺畑・宮山儀可被討果儀定候、仍御申儀随分申候而相調進之候、於伯州二百五十石被遣候、在所坪着儀者、彼表落着之上ニ而可被進之由候、可御心安候、弥又重而可被仰越候、披露可申候、御使如御存知混分入魂申候、御吉事重畳可申入候、恐々謹言

（天正八年）
正月九日
（湯原春樹）
湯 右まいる

（佐野方）
蔵田与三右衛門事也
元貞判

吉川元春、近日中に高田陣替と報じる

吉川元春書状 関関録百 兄玉物兵衛

『秋藩関関録』第三卷

吳々児 周至等岡上着候て、氣遣之段可有御推量候、綿貫宗右衛門尉差遣申談矣
一筆令申候、其表長々御在番申茂疎候、殊諸警固并尼崎番衆中悉被罷下候处ニ、御方之儀岩屋堅固ニ依

在番、大坂・尼崎・花熊之儀 無違儀大坂衆被相抱之由、其方当城被踏堪候故候、誠忠儀之至候、無比類候、弥堅固其表御短束肝要候、為始冷泉院方、各被差上之由候条、御易候て可有下向哉と可然候、此表之儀四敵之事者頓落去候て、至備前内賀茂御陣易候而、伊賀城廻・作州荻田悉討果放火候、一二ヶ所要害被申付、近日至高田陣易候而、寺畑と申敵城可被及御行之由候、吉さ右追々可申述候、差急候間令省略候、恐々謹言

（天正八年）
正月十七日
（佐野）
兒玉内蔵大夫殿 進之候

（吉田）
駿河
元春 御判

吉川元春、二月三日至高田へ陣替したと報じる

吉川元春書状写 吉川家中并社文書十

『久世町史』資料編 第二卷

急度申入候、昨日爰元至高田陣替候、然者兵粮闕如之儀候、就其用段之儀申候て、此者進之候、万兩人申聞候、委細可申入候、猶任口上候、恐々謹言

（天正八年）
二月四日
（佐野）
今田上野介殿 進之候

（吉田）
駿河
元春 御判

身自鏡

廿三ノ歳ハ、例ノ宇喜田め亦敵ニ成、備中・作州・

『国史字』第六十九号

十二月十三日

元春御判
元長御判

上野介殿 御返事

上書 (墨引)

上野介殿 御返事

駿河 治部

吉川元春書状写 吉川家中并寺社文書十

『久世町史』資料編 第一卷

追申候、御折紙披見候、上口無異儀趣、自高田茂被
申越候、可然候、三星之儀堅固之通信瀬源二郎申候
て肝要候、此表出張之儀、来廿六日必定候、弥儀定
之趣自是重畳可令申候、年内承候趣、是又承知候、
爰許各出張之事情条、諸口同断之儀、不可有油断候、
我等事も廿六日可打出候者、五日吉田へ出候て于今
逗留候、一兩日中帰城候する条、自新庄追々可申遣候
間、先以不能巨細候、恐々謹言

天正六年乙

正月十八日

今上 進之候

元春 御判

天正七年(一五七九)

鈴木氏が宇喜多方に属し、高田・松山間を封鎖する

宇喜多直家書状写

美作国諸家感状記 真島郡関村鈴木

九右衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

鈴木名字一類中并庄官衆、此方有一味、松山・高田

之間通道可被指切之由、然者水田七百貫之事一円可
相計候、此由可被相違候、恐々謹言

九月五日

直家

花房助兵衛殿

市三郎兵衛殿

吉川元春と小早川隆景、高田表の儀につき連絡を受
ける

吉川元春書状(折紙) 小早川家文書

『大日本古文書』家わけ第十一

隆景まいる 御返報

駿河守

尚々、藏田事、羽衣石・山田事を爰元にて被聞
候て被申候、自此方も一人、自尾高も一人相副
差上申候、誠無比類、能被上候と申事候

高田表之儀付而一々被仰越候処、從安国寺内状被

差下候哉、其趣具承知申候、其御事候、爰許にも

其取沙汰迄候、羽衣石儀先日如申候、山出可討果

行候処、彼仁堅固之以覚悟切抜、至鹿野罷退候、

此儀肝要候

一对此方無別儀由、血判之以神文、広瀬若狭守与申
者差越、重畳申分候、雖然、彼申様更不及分別候、
内証ハ相澄候而、申組衆中調相待候歟、又ハ手
前之覚悟為可仕候哉、此方をあやつり候と聞候、
此方にも山内一城為可申付候間、先以東之儀を請
引候て彼使指返候、南条人質歴々之者云州にも罷

居候、彼者共捨置候て、如此儀不及是非候

一御人数上へ悉被差上、某元御小者一人之仕合にて

御氣遣之由、察申候、從吉田茂於于今者、御調可

為御出張候、追々御催促肝要候、吉田御出張御延

引故、惣の衆も不罷出候、御油断之儀候へ

一彼両所之事、被仰越候様ニ可為必定と存候、自某

許能々輝元へ御申肝要候

一此表相談之趣、其分目をも不申入様被仰越候、尤

候、乍去、彼御両所ニ頓御返事申談候て、差返申

候間、不及申候、此方儀者、從某元蒙仰旨ニ何茂

任候て、丹々之儀ハ不能申候、但州之儀も捨置候、

右両人さへ如此候時ハ、因州儀も如何可在之候哉、

其氣遣可有御察候、猶様躰追々可申述候、恐々謹

言

九月七日

元春(花押)

隆景まいる 御返報

毛利輝元書状写 藩中諸家古文書彙十

『久世町史』資料編 第一卷

去五日之御折紙到来、今朝拝見候、先以南条家中
之趣具被仰越令承知候、寔山田事、对此方別而從
前々馳走之段淵底致存知候、然者今度重人質之儀
以山田、豐統被仰遣候処、不能許容、結局者朝日
山田至宅所南条自身押懸之腹を可切遣之行候処、
山田以手柄父子共切抜、至鹿野罷退之由、誠肝要
存候、左候へハ、自豊統至其許只今被申様ニ〇ハ、
此方無別儀候由理等申越候て、如仰御方様江も一

よ、条々申越したれども、国中の輩の手に余る溢者を、御辺一人行向ひて、退治は思ひも寄らぬ事なり、是非決し難しといふ、秀長いふは、いやとよ美作国中の手に余る者を某一人参り退治せば一家の面目たり、又仕損じて某討たれ候とても一家の恥辱には侍らず、第一御辺の外祖父の災難を頼み来るを、いやと申さばこそ誠に一家の恥辱なり、主君に弓を引く曲者いかで通し候べき、明後日は参着すべしと、返事せられよといふ、秀長は斎田の城へ帰り人数を集めて出馬す、舎弟三尾寺の宥善法印へ使を立てけるは、御辺は武勇を好み、いつも某が跡を追うて来る条、法師には似合はず、殊に今度は大事の軍なれば、必ず追ひ来るべからずとなり、法印、其意を得候といふ、則ち用意して美作指して行き、先に出て合ひ、秀長に向つていひけるは、追ひ来るなど仰せられ候故、先へ参りて候とて笑ひけり、此法印、長刀を以て数度奮あり、高田に着きければ、二の丸の門前に人数を立て、藏人門櫓へ上り扇を以て招く、侍一人乗寄せければいひけるは、是へ向ひ給ふは、備中の植木殿と見えたり、中黒に櫓の紋の旗靡く条、疑なし、某生前の大慶なり、願はくは、唯一騎来り給へ、某も一人出でて、相手組の勝負をせんといふ、使者還りて秀長に告ぐ、秀長いふは、汝等は是に捉つて見物せよ、必ず弓鉄炮停止すべしと、いひ捨て、馳せ出す、弟の法印は長刀を以て脇に添ひたり、藏人門を開かせて一人歩み寄る、弟の般若坊、脇に添ひたり、勇を振ひ鐘を靡かせて暫く戦ひけり、敵味

方の見物、迭に汗を流し拳を握つて氣遣し心を勞す、彼安保・秋山が京都にて力戦せしには、弥益つて覺えたり、終に藏人討たれぬれば、般若坊をば法印突伏せ、兩人ながら頭をも捕らず引入りけり、天晴都方にて斯様の働侍らば、京童、扇のぼさら絵にも書かんずらんと人々謂ひたり、元兼は秀長が手を取りて本丸へ請じ入れ、饗応引出物して帰しけり、同国大場郡に篠吹の城主江原兵庫といふ人あり、元兼と肩を双ぶる大名なり、勇士には兼田六郎左衛門・真木左馬助・同源丞・福島玄蕃・桶山新助などいふ者共、数十度の場を踏んで他の勇を誹る輩なるが、今度秀長が力戦を聞きて称美しければ、江原兵庫よりも使を馳せて、向後は書言せしむべき由言通しけり、扱藏人が一族をば迫懸けく誅伐し、元兼は福島右近といふ者を家老とす

○「作陽誌」は、三浦氏と同じく高田城主であつた権崎元兼かとする。今はこれに従う。

天正五年（一五七七）

高田城に忍びが付くという

吉川元長・元春連署書状写

吉川家中并寺社文書十

『久世町史』資料編 第一卷

去八日之御状今日十二到来披見候

一上勢下□ 打下、但州表之儀、大田殿舎弟逆意

付而、不慮之仕合、不及是非候、就其、屋形其外

余弱々敷、羽柴被申談候、無曲次第候、然処垣屋

駿河守方之儀者、此方別而被申談候、筋目無相違被踏堪、既二男弥七郎方為人質被差下候、無二之覚悟之談、無比類候、左候間、但州之事可成ほと八引成候者、当時大雪と申、斯儀者不成之候、至播州打入作州表可及行、短息二候哉、播州佐用郡事ハ羽柴一味之由候、於于今者後藤方之儀肝要迄候、如先年馳走走者三星表相支可有安否と存候

一宇喜多事、至作州被向之由候、其段如何候哉、無心元候、弥被聞合可被申越候、直家衆於何之境目合戦共候つる哉、直家人数少々越度之由、無心許候、定為指儀二てハ有間敷候

一其表衆中、多治部なと者去五日中午途迄出張候哉、於珍儀者追々某許江可被申越条、注進肝要候

一石蟹・伊達向人事、淡州岩屋ニ在番候哉、彼表無事之由、可然候、石蟹方每事某許被付心入魂之由、於我等祝着候、以使者礼可申候、先下次書状認進候間、御方可然被存候者、可被相着候

一井又右、自松山之折紙披見候

一去比作州高田へ忍共付候哉、城内ちと油断之様候つるか、相替儀候ハ、可被申越候

一羽柴事、播州表之儀為志候哉、彼表二て為在番之由風聞候之通、可有如何候哉、於事実者弥可為到来候、雲伯諸牢人、今度羽柴ニ随逐候か、左様可有之事候、就其、所々可付心之由承候、得其意候、因州表之儀、其短息氣遣迄候、猶以可付心候、何も自是態可申候間、不能詳候、恐々謹言

隣「古希」、小早川隆景以「其自レ少莊著」武名、「宥怒帰」之三浦陣、「衆徳」小早川

三浦貞広、宇喜多直家の仲裁で高田城を毛利氏に明け渡す

毛利輝元書状写 関関録六 毛利伊勢

態可申入存候処、広頼ヨリ預御飛脚候間令申候、天神山之儀ハ委細申候キ、作州高田之事、去十一日令落去候、於于今者無残所申付候間、可御心安候、因州之儀、私部二・三之丸迄任口之由候、はや可為一途候、吉左右追々申述候、尚期万慶候、恐々謹言

(天正三年) 九月十四日

正頼参 御宿所

輝元(花押)

作州高田城主寛書 下山牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

則貞広ヲ入、七年程之城主ニ候処ニ、芸州衆渡シ候ヘと直家拔被成、十月ニならさきへ渡シ候てのき、太こう様 尤此所大分損シ申故相知レス 高松陳へも
はりまノ林田ニテ煩死被成候、其時牧一とう直家御施ニ而湯山などニも居申候

○「作陽誌」は破損の多いこの記事を受けて、貞広は備中で戦死あるいは播磨の林田で病死とするが、羽柴秀吉に属し備中高松陣に出陣したのち林田で病死したと読むべ

きであらう。

天正四年(一五七六)

三浦貞広、牧菅兵衛尉に高田下城時の氣遣いを謝す

三浦貞広書状写 下河内牧家文書

去年高田下城之刻、其方機遣之故、江兵父子被逐入

魂、公私無恙被退之段、本望難忘子細候、必以本意之上者、久清芳恩之儀可存進候、於向後も機遣可為

祝着候、恐々謹言

五月十八日

牧菅兵衛尉殿

この頃か

備前伊賀氏の侵攻した地に高田が見える

虎倉記 類纂虎倉記三

『玉備群書集成』第二輯

一采地、備前ノ内長田ノ庄三拾八村、建部ノ郷・宇甘郷式拾ヶ村、勝尾・日心寺・菅野・栢谷・吉尾・野々口・小山・宇垣・赤阪郡ノ内吉田・土田・伊田・尾谷・矢原・平岡、備中ノ内吉川・田土・竹ノ庄八ヶ村・有漢郷・水田郷・中津井・宮地・皆部郷
久隆責取分
作劬ノ内上山・栗原・一色・関・大井手・鹿田・

真島・久瀬・高田・井原・月田・目木・田原山ノ上・且士・吉村・堺和・シロノシマの辺迄不残、此外処々有之候得共、分ニ覚不申候、慥ニ存面ノ手形覚也

榑崎力元兼、備中植木氏を頼み同名蔵人を討つとい

別通先祖覚 第九条 植木唯助所蔵

『皆部村誌』

一作州高田三浦本兼方へ植木下総やとわれ、同蔵人と申者下総討取申覚

西国太平記 卷之二 植木秀長、三浦蔵人を討つ事

国史叢書『西国太平記・毛利秀元記』

天文廿一年の頃かとよ、美作国高田の城主三浦元兼より、備中松山の城主庄高資へ一封の書を馳せたり、彼家老三浦蔵人、剛強にして武男人に勝れたれども、主君元兼に恨あらて高田の二ノ丸へ引籠る、元兼、手勢を以て攻むと雖も利なかりけり、一族の中も同じく取籠を、其中に蔵人が舍弟華莊寺の般若坊、強力が悪僧なり、御辺より頼み遣し、植木下総守秀長馳せ来りて退治を冀ふ所に候、某は老衰なれば制止力及ばすといふ、高資の母は元兼が娘なり、如何あらんと案じ煩ふ所に、秀長潜に此事を聞き松山へ行きて、元兼殿より頼み来る条、風聞に候故、真偽を定めん為めに是へ参りたりといふ、高資、さればと

くと甲を脱て彼所に捨て、跪て申けるは、某年考い候へば遠路の御供成がたし、是迄こそ云ふまゝに、鎧の袖を押しまくり、已に脇指を抜かんとす、元親屹と見て弥介が右の腕をひしと取り、我遠路を凌がんことは期しがたし、先途は此時ぞ、しばし止れと有りければ、無是非一仰に隨へり、久式塀に手を懸けると、元親取て返し本丸へ上らんとす、久式抜かされじと引返す、家人共は両將の騒嘩を取て押出し、二十余人取次になつて、五月二十二日闇を返路の幸と數百尋の岩石片時の間につく、元親は細道よりすべり落て、大石に当て右の肩をつき正氣已に絶んとす、一族付慕ふ者共も、跡より敵の進み来ると心は急ぐ落路の闇に、元親は早息絶えぬと見捨て、散々にこそは成りにけり、年頃召使ひける同朋児阿弥・中間加介は元親退出あれども不_レ知由にて夜廻りせしが、いつの間にか追付きけん、つゝと寄て元親の手を引立て肩にかけ、児阿弥・加介・弥介・石田・内田主従六人、高橋川を打渡り阿部山差して入りにけり、二町計を行く所に又太刀の鞘走て、右の膝の口深く切りかたけり、又素足にて有りければ、左の踵を一文字に踏切り一・みも不_レ叶、元親を流し、天道吾をすつるか、汝等四五人は従ひたりとて何の奇特もあるまじければ、松山へ還て各一身をも立てよとて、加介に国光の長刀を賜はる、石田が親は敵方であり、頼寄る方も有るべしとて暇を給りぬ、扱内田は數多の妻子を打捨て、是迄の比類なき働也、降人に出て妻や子供を尋ねよと兼光の刀を遣せば、

三人一同に涙に咽び御返事申さざりしが、何となく還行く、今は児阿弥・弥介兩人残り、元親の手を取て弥深敷中へ引入れ、膝を枕にさせまゐらせ、胸より足へ摩でさすれ共、人の心地もなければ只さめどと泣居たり、児阿弥つくぐと案するに、氣色正くましめて、吾等最後の働をも御覽するにあらざれば、犬死して何かせん、落行かばやと思ひ、二十二日の戌の刻に側なる小山にかけ上り、四方を見廻す由にて終に捨て、ぞ返りける、舞の弥介は是を見て無_レ便思へ共、心弱くて叶ふまじ、よし／＼爰にて自害すべし、比興成る哉御家人等、死出の山まで付慕はんと、誓ひし事も虚ら言にて、阿部山迄も不_レ来と独言して徘徊せしが、又思ふ様、昔越後の忠太光家が木曾義仲に先達て自害せし事、詮なきやうに語り伝はれば、元親存命の間は可_レ付慕と思定む、明れば二十三日辰の刻に、元親氣色少し快くなり、如何に弥介、扱児阿弥はと御尋あれば、昨日戌の刻に欠落仕る由申す、元親心細く思ひ、我世に有ん時二世までと慕ひし者共も、却て比興の魁しける所に、汝一人残り居たる覚悟の程こそ浅からぬ、弥介承り、我二代の御厚恩を蒙る事誠に以て不_レ輕、報謝しがたしと存ずる故、更に命を不_レ惜、爰に存じ出せる事の候、某は松山の岸根に上り、元親と名乗て腹切るべし、其間に中津井口を目にかけて高田の方へ忍び給へと云へば、元親聞て、昔前漢の高祖の城を楚の項羽が責し時、紀信が諫に相似たりと感喜更に不_レ斜、我身の疵多く露命続き難し、斯く云ふ間にも

如何なる下輩の手に可_レ懸も不_レ知、汝は急ぎ松山へ上り檢使を乞へ、腹切るべしとあれば、正き主君を殺す敵を迎に行く事候まじ、たとへ罷上り候共、身命助らん為にたばかる様に心得、言の下に可_レ誅と申す、尤也、其印には袂を切り可_レ遣、又老母の方へは鬢の髪を可_レ遣、若亦不_レ帰来一ば供仏施僧の當を頼むぞと再三進むれども、兎角の返事も不_レ申、明れば二十四日の早旦に又弥介を召寄せ、只疾く登城せよ、消えかゝる露の身の置所なきに付ても、益なき日を送るぞとて、理を分けてぞ口説き給へば、弥介承り、誠に敬は隨へとこそ申候へとて、御印の物御形見の鬢の髪をとりそへ、高橋川を渡りしが、幾度思返しても君を殺害の使難、心得、所詮敵の中へ馳入り討死すべしと志し、敵陣數百人の待懸けたる真中へ行き向へば、即時に搦取て彼の印と鬢の髪の由来を尋ねたれ共、本より思ひ定ゆたる事なれば、子細に不_レ及唯疾く殺せと云ひ、二十六日の辰の刻に終に空敷成にけり、松柏は彰於歲寒、貞臣は見_二於国危_一と云へば、心の操正き下臈かなと感せぬ人は無かりけり

牧尚春、小早川隆景の捕虜となるも許されるという

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏家臣

牧兵庫

牧兵庫 菅保「寺畑城」、後為「芸兵」被_レ虜、此時齒

『新訂作陽誌』三

去十六日至真木城被及道、以秀粉骨則時彼山被切崩、宗清者數輩被討捕候、三ヶ国去年以來之干戈、如此之三合力、自他以無之候、併当家得名譽候、殊二加茂家対当方累年悪心奴原被討果候、恰云恰本望非一候、必本意節一廉可達其賞候、今度忠心輩・郎徒・僕従以下神妙之通能々可有褒言候、感悦之余太刀一腰進之候、弥此節可被励武勇忠略者也、仍而感状如件

天正三

三月十八日

牧菅兵衛尉殿

貞広判

作陽誌 大庭郡山川部 久世保 寺畑堡

『新訂作陽誌』三

寺畑堡 在久世山方村、高八町、又三坂村有二小寺畑、高四町余、両山相對、天文頃牧兵庫・牧菅兵衛父子相繼居此、属三浦下野守貞久、数立二軍功、天文十六年貞久事于備中皆部、菅兵衛死之、其子幸松丸又称菅兵衛、与毛利・草刈等兵、仍戰有功、高田・真木城等下可併見、曾孫在久世村

小早川隆景、三村元親の高田方への逃走に備える

小早川隆景書状(折紙) 備中莊家文書

三村勝法師之事、於其表被懸留、三村孫兵衛尉手之

者江被渡置之由、早々預御注進之候、(津々加賀守)賀州速之御覺悟、更不及言語候、後入魂之段、(三村)廳而使者可申述候、至于三孫兵所、即時相尋遣候、元親事定高田被心懸可被落行之条、是非於其境被討留候様、御才覺千万頼存候、恐々謹言

天正三年

五月廿三日

津々加賀守殿

土師新右衛門殿

御返報

小早川

隆景(花押)

備中兵乱記 卷之中 元親落阿部山事

『土庄備群書集成』第二輯

五月二十一日の暮方に、馬酔木勢籠ケ檀の兵騒るを聞て、渡辺市郎兵衛尉、其外南江・山川両家の者共も、懸落する者共を留る由にて、是も同く落失にけり、残り留る人としては、吉良常陸守・同七郎左衛門・輕部・布施・三村・大藏右京亮・石川久式・雄西堂、其外八田・木村・樂々尾・山口・内田・八木・上田・梶屋織部・舞の弥介・同甚六・児阿弥、総べて勇兵五十騎計なり、中にも二十四人は一間所に集り、今生の事は申に不レ及、死出の山迄御供申すべしと誓ひしかば、元親笑を含みて、君臣の道、忠義の誠、日月末レ落地と喜悅の色を顕せり、扱新席并衣裳迄寄せ、腹切らんと座敷を作り盃を廻し、如何に各辞世はなきかと宣へば、芦雪と云ふ盲人計り懷中より短冊一つ取出す、元親一覽有所に、早馬酔木より鼻

の丸へ火を懸け、大手より障子ヶ瀧へ焼上り、折節辰巳より吹きける風即時に吹きかけ、麓一里四方は如レ昼成りにけり、元親は只疾く敵近づけかし、腹切らんと計云ひける所に、久式押留め、一先遠島へも落行き給へ、天神・高田堅固にあれば落処の頼みも候也、先一身を保ち給ひて、信長の兼約、豊後の誓紙をも御守り候へかしと強て申しければ、元親あざ笑て、遠き味方の頼みも此時節は無レ之、縦へ明日は天下の主と成るとても、流石清和の始を汚す事、返すくも口惜しかるべしと宜へば、久式、仰尤也、乍レ去名を万代に残すとも、屍の鬱憤を散じたるためしはあらじ、是より船際迄は御供申すべし、自然の時を存じ、飛渡りの使をも求置候へと云へば、元親聞て、左もありぬべし、乍レ去某においては其儀なし、御辺は一先讃岐の方へ忍び落ちて、阿州の役、因丹を催し、重て本懐を遂げられば草葉の影にても憤りを散せんと、心強く辞すれども、久式色をかへて、御為を存る故、某居城をも捨退き一所に籠城す、為レ誰にか命を惜むべき、八幡も御照覽あれ、一足も引まじく候と高声に諫むれば、元親の家人ども、主君の腹切らん時見捨てんも口惜かるべし、義思へば忽ち命を失ふ、所詮一先引落し、山下に見失ひたる様にして散々に可レ成と心底に思入れ、久式一同に口を揃て諫言す、元親情々思案して、一人の覺悟にて数人の命を失はん事も不便也、一先久式を落し置き、岸より立帰り腹可レ切と決定して、去らばとて上下一度に座敷を立つ、中にも舞の弥介は、暫

石与 進之候

岡本氏秀書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

猶々先度ハ岩屋衆被成御行、数人被打取之段心
地能存候、弓削衆ハ罷帰り候ても一兩人打果候
由申候

年甫之御慶申納候、近日者御方表相替儀無御座候哉
無心元、仍信長爰元加勢之事依令議定、神太郎為迎
至堺去晦日ニ被罷上候、然時ハ彼出勢弥可為火急と
存候、日限等追々可有其外聞之条、自是以使者可被
申入候、因州衆被仰談答相候様ニ御行御計策肝心候、
阿州衆之事も長閑ニ成候条、至兎島可有渡海候由被
申越候、為催促馬場右近太夫被付置候、次ニ松山表
之事此表へ通路就不自由、此頃之趣不聞申候、御方
へハ寔可相聞候、此御返事ニ委可預示候、難路之儀乍
恐ニ紙令申候、恐々謹言

二月七日

氏秀判

有庭
浜平
江大
牧菅
石与

まいる 御宿所

山中幸盛、美作境出勢について三浦氏に誓紙を送る

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

内々被仰越山鹿至其堺取出候事、既以神文候申上之条、
寔不可有緩と大慶候、併各御堅慮故候、猶以方々御
智略此節候、当表之儀も子細候条、彼動管ニ相候様
ニ随分可申付候、次ニ信長此方加勢之事申調候、以
其首尾神太郎事去晦日ニ差上候条、弥不可有油断候
今少之御辛身候間、各被仰進御粉骨、於宗景も可為
喜悅候、委細猶御同兵衛令申之条、不能多筆候、恐々
謹言

謹言

二月十七日

宗景判

石与 進之候

岡本秀広書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

就通路不輒其後不申承誠ニ相似疎略候、仍其表無恙
愈堅固之趣、珍重ニ存候、猶方方御行等無御緩被仰
付、度々勝利之旨重々被聞候、因茲為始貴所被擯御
手柄、御辛身故候、更無其隱候、尤簡心之刻、山鹿因
州表江明隙、至其表急度可被打出之旨、様子段々被
仰越候、是又簡要存候、然時ハ諸始末相汰候条、望
ニ御本意不可有程候、上辺調候儀も首尾無変化候条、
御疑心有間敷、貴殿并兵庫殿へ以一書可申入候得共、
克様ニ御心得所希候、咄頓而可遂御見参候条、万々
期其節候、恐々謹言

二月十七日

秀庫判

牧菅 まいる

岡本秀広書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

久敷被致無沙汰之条、為御音信并次被進候、可然様
ニ御取成簡要候、仍以御約諾首尾山鹿至境目出張之
由誠ニ珍重存候、弥御行等不可有御行候条、御本意
眼前候、宗景満足不過之候、此面之儀無相替儀候条、
可御心安候、御方杯御道敵猶以矢手候、貴殿江も可
然様可預御披露候、万々任御上々候条、不能多意候、
恐々謹言

三月朔日

秀広判

牧菅 御宿所

牧氏等、真木山城を夜討ちして伊賀勢を逐つ

三浦貞広書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

今夜各真木城相動而切取候由、寺畑より申越候事実
候者、満足不過之候、辛身粉骨無申方候、若衆中何
茂此由可申達候、未注進候得共余不審候間、此方よ
り申遣候、於実儀者趣具可申越候、恐々謹言

三月廿六日

貞広判

牧菅へ

三浦貞広感状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

ても即時に四人射ふせたり、扱元範の前に跪き、御暇乞候とて、腹かき切て失にけり、根古屋千番以下は切て出て、或は敵と引組て差違て死するもあり、或は太刀を打折て引もあり、然所に伊勢の入道は進み出、大昔にて云けるは、元範此岩の中に籠り給ふと思ひ、斯く手痛くは責るか、元範は松山を心懸て疾く石蟹口へ退きしか共、落延び給はん間、踏堪ゆべしとて、我々四五人残居て候也と云へば、各とも可レ遁か、早く参候はんと寄手我先にと差向ふ、伊勢の入道走り向ふ敵の弓手の腕を切て落し、無手と組ける所に、後より安原顔左衛門に組伏られ、伊勢の入道は果にけり、扱元範は太刀を抜きからくと打笑ひ、只今伊勢の坊が事をちんじ、松山へ退くと云へ共、爰に残て候也、我と思はん人々は最後の働き見よやと云へば、吾先にと進み寄る、手本に進む兵を一人切伏せ、三人に手を負はせ、其透間に腹切らんと見廻す所を、遠矢に射ける鋒矢、咽輪の外れに籠深に立て臥す所を、備後の住人東江平内首を搔落す、痛ましき哉、落城前の中余り竟東なく思ひ、女子童乞集め養食を与へ、人々言ひ様など問ひ給へ共、本より不レ知事なれば、左右答へる事もなし、誠に負薪の言廊廂の語と、黄石公が書にも有とぞ思ひ合せける、翌日八日の早旦には、近習の者共に夢物語りをぞせられる、今曉の夢に、某が頸を某実検すと見つる事こそ不思議なれ、聖人に夢なしと云へ共、某は聖人に非ずと、少し心にもや懸らんと覺ゆる所に、流石洞濟両家の禅意をも問尋めれば、

戯れに取なして大笑なして云く、如何様存命の程久しからじと、女中へも暇乞とて重代の太刀などを送り、其外近習の者共まで、馴染たる言葉の末も今日までとこそ覺ゆれとて、盃三返巡しける、折節敵の火矢鉄炮雨の如し、去れば三日の内に、元範の首を則輝元の陣に送りける。夢の前表こそは不思議なれ(後略)

牧管兵衛尉等、宇喜多勢の陣所多田山を夜討する

三浦貞広感状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

今度岩屋衆至多田山取出候付而、去廿二日夜討申付候、其方以心遣若者共引卒被罷出、即時彼陳被切崩、数人手負・死人被仕成被勝利候事、誠粉骨不淺候、剩其方家来者共、敵数十人討伏、或ハ太刀討、各無比類、此節之儀二候間、弥氣遣頼入候、何様以本意之上可宛行其賞者也、仍而感状如件

天正三

正月廿七日

貞広判

牧管兵衛尉殿

浜口家職書状写 美作国諸家感状記 久米南条郡下神目

村賢納善二郎所持

『久世町史』資料編 第一卷

去廿二日、高田衆夜討仕候処、手前粉骨之段、忠節無比類候、弥忠儀肝要候、恐々謹言

二月二日

家職

神納三郎右衛門殿

牧左馬助覚書 第四条 美作国諸家感状記 大庭郡社村牧

九郎左衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

一作州高田之城主三浦被居候を備前浮田直家責被申、先手花房助兵衛・沼本新右衛門兩人罷出、久世多田山二居候を、高田より牧源之丞・石井源太・某三人其外侍とも夜中二働仕、鏝下二而首老討取候、為褒美太刀一腰給候事、花房助兵衛・沼本新右衛門能存候

浦上宗景、織田信長の上洛と備前表への加勢を報じ

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

一筆令啓候、近日其表如何被仰付候哉、承度候、最細々可申入之処依通道不輒罷過候、非疎略候、於当表之儀者仰無異儀堅固ニ申付候、可御心易候、信長急度可被相救候由ニて早上洛之由二候間、可得本意之事眼前候、今少之儀候条、少々御行專要候、諸方之趣委曲牧兵衛申候、恐々謹言

浦上

二月七日

宗景判

牧管

申付之由承候、尤之儀候、何様無油断、被相催候之趣、可令顕然之条、可御心安候、猶御使僧江申候間、抛書細候、恐々謹言

二月七日
牧兵庫助殿御報

惟教(花押)

志賀鑑信書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

尚々、至公私、拙者其取合、無疎意候、於向後も相応之御用等候者、可蒙仰事、所仰候
当年之御吉嘉、幸甚々々、猶以不可有隙限候
一去年閏十一月之御状、当年正月中旬到着、令拜見候

一御手前方々御堅固被仰付之由、尤珍重候
一三村元親、以御武略、被成執御一味中之由、可然御事候、就夫一国之儀同意之由、御賢慮之故候
一防長両国御調略之儀、当春相調候、為始両田原、其外豊筑之諸勢、至赤間関口、被差向候条、以其響、貴辺御本意眼前候、御道も此節候、於旨趣者、御使可有演説候

一因州之儀、手堅被申付由、爰元二茂其間候、弥可被仰談事、肝要存候
一彼御使僧、能折節□差下候而、御返事等早速相調候、殊更爰許御行等、具被仰聞、被差上候間、珍重候、細碎東順可有演説候、恐々謹言
二月七日
鑑信(花押)
牧兵庫助殿まいる御報

○次の封紙は本書状のものか。

牧兵庫助殿 志賀丹波守

まいる御報

志賀親度書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

牧兵庫助殿 親度

其表之立柄、以御口能、御入魂之趣、各申合具申聞候、如仰、宗景・当方之儀、別而被申談首尾候之条、此節一稜可被申付之通、被用直書候之間、不及口能候、細碎衆儀同前申入候之条、書面不詳候、恐々謹言

二月七日
牧兵庫助殿御報

親度(花押)

天正三年(一五七五)

備中讓葉城主三村元範、落城に際し三浦貞広を頼らんとする

備中兵乱記 卷之上 新見讓葉城落之事附流刑之事

『古備群書集成』第二輯

明れば天正三年の元三七ケ日も打過ぐれば、去らば年始に新見の城を責て、新年の慶賀せんと押寄たり、此讓葉の城主三村元範は元親の弟也、縦へ松山は落すと云へ共、此城は不危、其地理は天より釣たる

に不レ異、人の登る便りなければ、無数の名城也、

然るに元範、一人当千と頼み思はれる富屋大炊之助・曾爾・八田以下忽に饒て、正月八日の巳の刻ばかり、敵を諸丸に引入れ、端丸に火をかけ、一同本丸に詰めしかば、元範少も不レ屈、各々我に忠義を存せん者は今此時ぞと云へば、勇士七十騎ばかり物具ひし／＼と堅めて、元範と一所に死を決する覚悟にて出立たり、元範弥々心強く思ひ、扉を開き討て出、鎧を合し突崩す事両三度、漸く其日の戌の刻に成にけり、元範の郎徒或は手負或は疲れ、大半死失せたり、中には甲を脱て降人に出る者も有り、漸く残る兵十人計に討成され、元範も終日の戦ひに精力尽て息を継て居らるゝ所に、伊勢の入道と云ふ古老の義を存する者立寄て、腹を切給ふ共、打込の人数と云ひ、夜中と云ひ、分明に人の知る事有るべからず、又夜明る迄は難レ堪、一先落給はゞ、定て三浦貞広は年来の御知音なれば、此火さきを見て途中迄御迎に不レ出事はあらじと、気色を背て諫め、石指と云在所へ一里計引退き休らふ所に、芸州の武士多治部雅楽頭五十余騎にて押寄たり、上は雲に聳え峨々たる岩なれば、可レ押入一様なくして、鎗長刀をひらめかし喚き叫べ共、静り返て居ける所に、太田と名乗て荒武者一騎進みけるを、三村左馬助は平生弓を得たれば、火急の退口なれ共、塗籠藤の弓の曲高なるに、当国に逸る国重が鍛へたる鋒矢五つ筋に指て持たれば、打番ひ好曳て兵と放ち、真先に進みたる石州の住人大田源八が太股を射通す、残る矢に

三浦貞広等、豊後大友氏に備作情勢を報じる

大友宗麟書状 上利文書

大分県先哲叢書『大友宗麟』資料集第四卷

閏十一月十三日の御音問今月十六下着、具逐被閱候、

其堺之儀、宇喜多依逆意、所々令違交、浦上宗景籠

城之由、無是非候、雖然貞広对宗景、累年甚深之契

諾、弥無別儀之通承候、寔御頼敷存候、仍連々宗景

任申談首尾、防長行無余儀存候砌、芸州之者至備中

表取出之由候条、此方出勢急速申付候、然者二村元

親被仰合、敵不拔足様御才覚此時候、元親兄弟江令

書音候之条、向後別而入魂可為祝着之趣、能々御伝

達肝要候、猶田原近江守可申候、恐々謹言

正月卅日

三浦次郎殿

宗麟 (花押)

大友義統書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

一 牧兵庫助殿

義統

其表立柄示給候之趣、具令承知候、防長行無油断申

付候条、浦上宗景・三村元親其外諸堺目被申合、備

中表江取出候芸州之者、可被討果御才覚肝要候、仍

矢根十国重送給候、祝着候、自是鈍金老端進之候

正月卅日

牧兵庫助殿

義統 (花押)

大友義統書状 (切紙) 石見牧家文書

『岡山県史』家わけ史料

一 牧彦十郎殿

義統

矢根一手国重送給候、遠方御懇志之儀、祝着候、自

是鈍金老端進之候、猶田原近江守可申候、恐々謹

正月卅日

牧彦十郎殿

義統 (花押)

○封紙は福岡市立博物館所蔵の原本で補った。

吉弘鎮信書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

一 牧兵庫助殿

鎮信

依遠路、相過不通、心外候之処、去年閏十一月十三

日御音書、近日到来、令披見、本望此時候、自宗景

御同意示預候キ、此節為当方、於関表一行之儀、不

可有緩候也、併衆談之続、細碎各可有入魂候間、不

及委筆候、爰元相応之儀、連々不可有疎略候、猶期

来喜之時候、恐々謹言

二月二日

牧兵庫助殿 御報

鎮信 (花押)

吉岡鑑興書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

其表立柄、以御口能示給候趣、具令承知候、從爰元

茂行等無緩被申付候之条、可御心安候、雖無申迄候、

毎事堅固之御才覚肝要存候、於様躰者、田原親賢可

被申之条、不能書載候、恐々謹言

二月四日

牧兵庫助殿 御報

鑑興 (花押)

田北鎮周書状 (切紙) 石見牧家文書

一 牧兵庫助殿

鎮周

每度御音札恐悦之至候、然者、其表立柄之儀、就

宇喜多逆心増長、無正儀候哉、當時之事者、宗景及

難儀之由承候、寔無曲候、雖然、無油断於賢慮者、

不可有異儀候哉、爰元聊不被存心疎候、於巨細者、

直被申入候之条、不及口能候、事々期後喜候、恐々

謹言

式月六日

牧兵庫助殿 御報

鎮周 (花押)

佐伯惟教書状 (切紙) 石見牧家文書

一 牧兵庫助殿

惟教

其表立柄為可被仰越、預使札、得其意候、浦上宗景

事、依宇喜田和泉守逆心、被及氣遣之由、無是非次

第候、併五六ヶ城堅固被仰付之由候之条、尤珍重候、

尚春御事、代々宗景被仰段首尾、于今無相違、御同

意之通承候、誠御頼敷存候、然者、從此表行等可被

牧尚春、豊後大友氏に硯を贈り、煙硝・鈍金の進呈を受ける

浦上宗鉄書状（切紙） 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

至宗麟・義統、御音問之段、具申聞候、祝着之段、銘々以状被申候、珍重候、随而其境堅固之御才覚之由候、為宗麟^茂満足被存候、仍塩硝一壺申聞被進候、猶以彼一種之儀者、節々可差上申之由候之条、不可有緩之儀候、宗景別而被仰談間之事候間、無御隔心、

每事御入魂可目出候、随而山中鹿介方、如其意、越山候、誠之無比類覚悟、不及言語候、爰元公私之悦過賢察候、何様従当方、一稜可被加力事、不可有別儀候間、寄々相応之儀者、非疎略候、自然之時ハ憑存候、直以状申入候、仍硯一面令拜受候、近々出頭之事候間、陣中諸方之調、御芳情珍重候、猶湯浅方江申候、恐々謹言

十一月十八日 宗鉄（花押）
牧兵庫助殿 御報
浦上左京入道 宗鉄
『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

○次の封紙は本書状のものか。

牧兵庫助殿 御報

大友宗麟書状（切紙） 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

宗麟

其表立柄銘々示給候、得其意候、浦上遠江守被申談、

堅固之覚悟案中存候、弥無油断才覚專一候、殊龜井鹿介至其堺在陣之由候、是又肝要候、每事可被申合事專要候、仍硯一面送給候、祝着候、従是^茂塩硝一壺進之候、補寸計候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言

十一月十九日 宗麟（花押）
牧兵庫助殿

大友義統書状（切紙） 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

預音問候、祝着候、向後可申談之条、本望候、仍硯一面送給候、喜悅候、従是^茂鈍金一端進之候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言

十一月十九日 義統（花押）
牧兵庫助殿

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

牧兵庫助殿 御宿所 可真

追而至宗景被進候之条、今五三日ハ可致滞在候間、重々可申通候
依湯浅七郎右衛門尉方下音問、従^{大友}宗麟塩硝壺壹從義統鈍金壺端被進候、書状湯浅方被請取候之条、委細彼方可被申達候、每事重畳可被申承候、恐々謹言

十二月十三日 可真（花押）
牧兵庫助殿 御宿所

山中幸盛、豊後大友氏に高田城の堅固を報じ、煙硝を乞ふ

大友宗麟書状 橋本文書

大分県先哲叢書『大友宗麟』資料集第四卷

追而 作州高田城弥堅固之由、尤肝要候、仍塩硝之事承候条、壺式進之候、委細此使可申候、恐々謹言

十一月十九日 龜井鹿介殿

天正二年（一五七四）

浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、三浦貞広は宗景に与同し所領を宛行われる

浦上宗景書状写 下河内牧家文書

今度備作雖無正儀候、貞広無^{三浦}二之御覚悟誠以無比類怡悅候、併券前々無御別儀故候、然向村上跡職之事進置候訖、段錢共御領知不可有相違候、向後弥御入眼專要二候、恐々謹言

卯月五日 浦上

宗景判 牧首兵衛殿

牧彦十郎殿御報

宗鉄

至宗麟、被仰入候之趣、具申聞候、祝着之段直被申候之条、珍重候、於向後者、節々可被申談之条、每事相応之儀、信可預御入魂事所希候、尚春別而申承候条、御同前可目出候、事々期来音之時候、恐々謹言

六月廿七日

宗鉄 (花押)

牧彦十郎殿御報

田原親賢書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

至備作、芸州衆及行候哉、就夫防長表計略之段示給候、得其意候、何様無緩候、可御心安候、殊其塚堅固之御覚悟之由、尤干要候、弥不可有御油断候、次硯一面送賜候、芳情之至不知所謝候、依遠方御報延引候、猶期来信候、恐々謹言

七月廿八日

親賢 (花押)

牧兵庫助殿御報

元龜四年・天正元年 (一五七三)

山中幸盛、尼子勝久を奉じ因幡で毛利方の城を攻略、日野衆・牧尚春等はこれに協力するところ

大友義統書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

預音問候、祝着候、於向後者節々可申談候、仍太刀一腰・馬一疋・鳥子百枚送給候、令悦喜候、自是茂

太刀一腰・純金二端進之候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言

八月十一日

義統 (花押)

牧兵庫助殿

立原久綱書状 (切紙) 美作米井家文書

『福野ノ八吉』

いなはわけ

原一まいる

より

原太

なをく女房衆へも心得

一

其後者久敷候、一其元于今在身候て仕合共能候、而可然存候、一我等事去六月二至因番罷渡、幸盛得加持候て在居仕候、如形仕合候間可心安候、日野衆・牧兵など不相易馳走候間本望候、一女房共其外湯藤無何事候、我等同前二爰元逗留候、一從隠州勝久様御渡海候、弥当国如御本意可成行候、一其之儀此方へ於被越者可然候、我等事ハはたはりもな候間、幸盛可有御抱由候、然者又太郎事ハ、我等所に不弁候共堪忍仕、向後愁詔等被相違候者、我等も外聞能候へく候、家来事委細存知前候へく候、いづれなり共、先年之老者共跡職一人前可申付候、当座かんにんの所も涯分可心付候、只今十も廿も召遣候者共、たふん新参者にて事をかき候、菟角先早々かりそめに又太郎を此方へ可給候、様躰直二談合仕、爰元之趣をも見せ候て、其上にて思安をすゝめ候て、其時その事ハ左有次第二可被罷越候、如此申候へ

共、其方にて仕合共一段能候者、此方之儀ハ不苦敷候、先々手前相つかれ候て可然候、其方も弓矢前にて候へ共、此表之儀、たゞいまの時分かん用之折節にて候間、又太郎事早々可被越候、我等当国にての知行之儀も随分相定躰候、何もく向後之思安分別此時候哉、恐々謹言

八月廿二日

久綱 (花押)

岡本氏秀、牧尚春の質問に答える

岡本氏秀書状 (モト折紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

返々、伯州面御動之由、山鹿所より被申越候、其分候敷、無御心元候、彼是新免任口上候キ三ヶ条之御存分事、不及□仰越、節々致気遣無油断神妙候、我等非油断候、反錢儀ハ置塩へ進納候間、一心理被申候へハと被申分候、久田事ハ西屋被作持候へハ、当時彼城其下代をも仕事候間、無事二被相放事も不成候、而遅々候、何篇拙身事右如申候、聊以無緩心遣仕候、成候共不成候共、自是返事可申候、次鹿介方事、先日新免進之候時、委細申候つる、將亦自能島之折紙両通進之候、此分二候へハ、陰景此面被罷出事ハ不可有之候、追々吉事可有之為躰候、恐々謹言

岡太

氏秀 (花押)

岡本氏秀、牧尚春の質問に答える

岡本氏秀書状 (モト折紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

返々、伯州面御動之由、山鹿所より被申越候、其分候敷、無御心元候、彼是新免任口上候キ三ヶ条之御存分事、不及□仰越、節々致気遣無油断神妙候、我等非油断候、反錢儀ハ置塩へ進納候間、一心理被申候へハと被申分候、久田事ハ西屋被作持候へハ、当時彼城其下代をも仕事候間、無事二被相放事も不成候、而遅々候、何篇拙身事右如申候、聊以無緩心遣仕候、成候共不成候共、自是返事可申候、次鹿介方事、先日新免進之候時、委細申候つる、將亦自能島之折紙両通進之候、此分二候へハ、陰景此面被罷出事ハ不可有之候、追々吉事可有之為躰候、恐々謹言

九月廿七日

氏秀 (花押)

牧兵 御返報

候趣、具申聞候、被添御心候次第、祝着之由、直被

申候、当方之事、赤間関口・同与州表行之儀、堅被

申付候、此節宗景被逐御熟談、弥堅固之御才覚、無

申迄候、仍硯一面被懸御意候、御丁寧之至畏存候、

猶御使江申候之条、省略候、恐々謹言

六月廿三日

宗欽(花押)

牧兵庫助殿 御報

大友宗麟書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ意〕

牧兵庫助殿

宗麟

重々示給候、祝着候、殊太刀一腰・馬一疋送給候、

喜悅候、然者其表之儀、浦上宗景被申談、堅固之才

覚無油断之由、預入魂候、就中尼子勝久隠州江滞在

無異儀之由、尤肝要候、弥被申合、其堺調達不可有

緩之儀候、此方行之儀、門司口・与州表同前申付候

条、勝利之趣従是可令注進候、仍鈍金老端進之候、

委細猶浦上左京入道可申候、恐々謹言

六月廿七日

宗麟(花押)

牧兵庫助殿

大友宗麟書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ意〕

牧兵庫助殿

宗麟

追而

太刀一腰・馬一疋并内曇百枚送給候、祝着候、従是

茂太刀一振・鈍金二端進之候、猶浦上左京入道可申

候、恐々謹言

六月廿七日

宗麟(花押)

牧兵庫助殿

作陽誌 真島郡附録 月田紙

『新訂作陽誌』三

月田紙 井原・月田郷、別所・佐引庄皆製月田紙、

本村最多出之、昔別宮山八幡寺僧初造之、以

故一名「八幡紙」、為用甚広、又鹿田郷出鹿田紙

一、大抵似「月田紙」、亦好紙也、其余若代紙・神

代紙・下田紙等数品随處出之、此皆小幅造者亦

少矣

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

重々至宗麟御懇之段、被申聞候、祝着之段、直被申

候条、不及書載候、仍其表立柄、銘々御入魂之続

乍案中、御頼敷被存候、当方行之儀、門司口・与州

表同前被申付、既兵船出津之儀、一両日議定候、彼

御使節御存知之前候条、不及口能候、弥其表之事、

宗景被申談、堅固之御調專一之由、相心得可申旨候、

仍従此方茂一種被進之候、銘々被用直書候之条、不

能重言候、事々期来音之時候、恐々謹言

六月廿七日

宗鉄(花押)

牧兵庫助殿 御報

○次の封紙は本書状のものか。

〔封紙ウハ意〕

浦上左京入道

牧兵庫助殿 御報

宗鉄

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ意〕

浦上左京入道

牧兵庫助殿

宗鉄

追而

簾中方江硯一面・内曇紙百枚進上之趣、令披露候、

御嬉之由相心得可申旨候、是此茂鈍金式端被進候、

為御存知候、委細猶重々可申承候、恐々謹言

六月廿七日

宗鉄(花押)

牧兵庫助殿

大友宗麟書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ意〕

牧彦十郎殿

宗麟

如音問、未申通候之処示給候、祝着候、貞広事別而

御入魂之条、珍重候、弥兵庫助被申談、向後可預馳

走事可為喜悅候、仍硯一面送給候、自愛此事候、従

是茂鈍金二端進之候、猶浦上左京入道可申候、恐々

謹言

六月廿七日

宗麟(花押)

牧彦十郎殿

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ意〕

浦上左京入道

六月五日
惟教 (花押)

田北鎮周書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
不存寄候之處、御札畏入候、仍就雲伯立柄之儀、示給候之處、各申談、具申聞候、弥宗景以御一致、堅固之御才覚專要之通、被申候、爰元於寄々之儀者、向後不可有油断之由候、随而硯一面被懸御意候、御丁寧之儀恐悦候、猶期來信候、恐々謹言

六月五日
鎮周 (花押)

○次の封紙は本書状のものか。
〔封紙ウハ巻〕

田北新介
牧兵庫助殿御報 鎮周

松心軒一楽書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
雖未申通候、預御札候、本望之至候、其表御行等之儀、宗景被仰談之由候、尤肝要存候、示給候之趣、令披露候、從爰元茂、至海上警固船數百艘、至陸地諸軍出勢之儀、被申付候之条、出張半候、定而可有其聞候、随而硯一面被懸御意候、遠方之御志、御丁寧之儀、畏入候、秘藏異于他候、向後每事可申承事所仰候、恐々謹言

六月十日
一楽 (花押)

牧兵庫助殿御報

○次の封紙は本書状のものか。
〔封紙ウハ巻〕

松心軒
一楽

吉岡鑑興書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
浦上宗景被仰合、其表御行等無御油断之通、御状之趣、各申談、具令披露候、別而御入魂祝着之由、直被申候、此方之事、赤間関口・与州表、何茂堅固被申付候、可御心安候、仍硯一面被懸御意候、御丁寧之至畏存候、猶御使江申候之条、省略候、恐々謹言

六月十一日
鑑興 (花押)

志賀親度書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
就其表立柄之儀、示預候之趣、各申談、令披露候、爰元於行者、堅被申付、赤間関口并至与州目へ、茂兵船渡海之儀、急速被申催候之条、其境之儀、浦上宗景被仰合、火急御調略肝要候、委細直被申候之条、不罩口能候、仍硯一面得御意候、御丁寧之至畏存候、猶重々可申承之間、閣筆候、恐々謹言

六月十六日
親度 (花押)

志賀安房守
親度

志賀親度書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
雲伯立柄無是非候、雖御城彼境目候、御賢慮之故、無異儀之由、其聞候、千秋万歳候、仍勝久・同諸勢、隱刃江無恙之由候、龜鹿但州江居住之通候之条、添口被仰合、早速可被逐御本意事、可目出候、然者尚春御入魂之趣、内々令披露候、丁寧之儀、御祝着之由候、至各も其取合無疎口候、殊与州表二兵船數百艘被差渡候、為防長御行、如門司・赤間関口、諸軍勢被差立候、淵底湯七・御使僧存知之前候、其表之儀、弥堅固之御才覚、尤肝要存候、於旨趣者、從老中被申之段、直家可有伝達之条、令省略候、恐々謹言

六月廿日
鑑信 (花押)

志賀左京亮
鑑信

志賀鑑信書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
無異儀之由、其聞候、千秋万歳候、仍勝久・同諸勢、隱刃江無恙之由候、龜鹿但州江居住之通候之条、添口被仰合、早速可被逐御本意事、可目出候、然者尚春御入魂之趣、内々令披露候、丁寧之儀、御祝着之由候、至各も其取合無疎口候、殊与州表二兵船數百艘被差渡候、為防長御行、如門司・赤間関口、諸軍勢被差立候、淵底湯七・御使僧存知之前候、其表之儀、弥堅固之御才覚、尤肝要存候、於旨趣者、從老中被申之段、直家可有伝達之条、令省略候、恐々謹言

六月廿日
鑑信 (花押)

志賀左京亮
鑑信

志賀親度書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
浦上宗景以御同意、其表御調儀無御油断之通、示給

六月廿日
宗歎

宗歎

吉岡越前入道

吉岡宗歎書狀 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
浦上宗景以御同意、其表御調儀無御油断之通、示給

六月廿日
宗歎

宗歎

候、大事之御一行之間、父子二人持參可申候へ共、
月廻与申、昨夕帰宅仕候間、為其三大町与二郎二進
之候、委曲口上三令申候条、不能具候、恐々謹言

(元龜三年)

十二月廿八日

原田藏人

豊佐 (花押)

牧兵庫助殿
まいる御宿所

元龜三年 (一五七二)

昨年より美作国に滞在の亀井 (山中) 幸盛、今は但
馬国にありといふ

牧尚春書状写 「島家遺事」 所収島文書

『瀬戸内海地域史研究』第 七 輯

態令啓上候、当時宗景被仰談之候者、我等式迄大慶
此事候、当表之儀者堅固之覚期、伯備中境目無異儀
申付候条、可御心安候、就中亀井鹿介去秋此表被取
退候、(定子期込) 隠州為卜祇今者但州在身候、此節自豊州至防
長御進発候者以其響雲伯之儀可及道候分二候、為其
重而是使者之同前二御助言専用存候、仍硯一面令進
入候、誠表輕志計候、尚永々可申述候、恐々謹言

(元龜三年)

三月十一日

尚春 (花押影)

村上中務小輔殿

まいる御宿所

村上武吉書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

三月十一日之貴札到着、令拝見候、如仰近年宗景別
而申談候、然処、芸州不慮之存分共候而、及鋒楯候
其表堅固之御覚悟之故、備作無異儀之由候、本望候
此口之儀も随分相支候、乍恐可御心安候、就中亀
井鹿介方、頃但州御在身之由候、專要二存候、豊州
御行御延緩故、諸国之行不相応候、雖然、旁御覚悟
無二之首尾候者、各可為勝利事、覚前之儀候、仍硯
一面送給候、遠遠之御懇志云、爰元之珍器云、自爰
不一候、猶期万吉令省略候、恐々謹言

(元龜三年)

卯月八日

武吉 (花押)

牧兵庫助殿
御返報

○次の封紙は本書状のものか。
〔封紙ウハ書〕

村上

武吉

牧兵庫助殿
御返報

牧尚春、豊後大友氏へ太刀・馬・硯を送り近況を報
じる

葛西宗釜書状 (切紙) 石見牧家文書

〔封紙ウハ書〕

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

葛西掃部入道

牧兵庫助殿

まいる御報

宗釜

連々雖承及候、未申通故、罷過候之処、只今預御札
披閱珍重候、其表御行無御油断之由候、当国出勢之
儀、無緩被申付候条、可御心安候、爰元相応之儀、
於向後聊不可存心疎候、仍硯毛面大被懸御意候、遠

方御懇志之至畏入候、何様自是可遂御札之趣、猶御
使者江申述候、恐々謹言

(元龜三年)

五月廿四日

宗釜 (花押)

原田可真書状 (切紙) 石見牧家文書

〔封紙ウハ書〕

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

原田隠岐入道

可真

先年者、備前表迄罷登候付而申通候、本望存候之処、
重々預御札候、殊爰許大切候硯一面送給候、寔之御
芳情欣悦之至候、仍諸口行之事、于今延引之儀、非
御油断之儀候、被申調之儀候、弥宗景可被仰談事、
御肝要候、委細彼方可被相達之間、不能書載候、恐々
謹言

(元龜三年)

五月廿五日

可真 (花押)

牧兵庫助殿
御返報

佐伯

佐伯惟教書状 (切紙) 石見牧家文書

〔封紙ウハ書〕

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

佐伯

惟教

未申通候処、御懇札畏入存候、仍御内意統、各申談
達上聞候、被仰出候趣、従方分定可被申入候、殊更
硯一面被懸御意候、不寄存之儀候、一段快然候、於
向後者、弥可申承候事候、猶彼方へ令申候、恐々謹
言

〔封紙ウハ巻〕

浦上左京入道

牧兵庫助殿御報

宗鉄

去春從宗麟被用直書候之処、今度尼子勝久、以使者被仰越候、就其御伝書之趣具申聞候、祝着之段直被申候、仍於私^茂硯一面被懸御意候、遠方之御懇情長存候、一入驚目候、秘藏此事候、猶態可申入候、可得御意候、恐々謹言

八月二日

宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿御報

作陽誌 真島郡附録 高田硯

『新訂作陽誌』三

高田硯 普以作州產物馳名天下、無出於高田硯、王侯縉紳而下迨輸人・墨客、爭翫索之、古硯名製珍藏于良家者多、是斯石豈非我邦端歛邪然真偽相廝硯工琢他産、名高田硯、雖本州之匠、尚取備中石、贗之、比真甚殊、真者石色多蒼黑盤沢、堅密、扣之聲清越和以好墨、倍発其良、与彼歛石鋒世多尺墨無声者上固不同、本神庭山出之、石脈既盤沢、竹原村卒波多山尚多、有司封固石坑、随用取之、又見神庭瀑潭中、有石、頗似良質、但瀑勢奮擊不得撈之

元龜二年 (一五七二)

牧尚春、豊後大友氏から書状を受ける

大友宗麟書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ巻〕

牧兵庫助殿

宗麟

去秋染一輪候之処、懇示給候、令喜悦候、分国中無残所任案中、防長之行相催半候之条、其表之儀、弥馳走肝要候、恐々謹言

三月八日

宗麟 (花押)

牧兵庫助殿

浦上宗鉄書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ巻〕

浦上左京入道

牧兵庫助殿御報

宗鉄

去秋以直書被申入候、其後無音心外之段被申候、併其表無別儀御座候之由候、珍重候、宗景每事可被仰談事可目出候、於爰元相応之儀、不可存心疎候、委細勝久御使者可被申達候、恐々謹言

三月八日

宗鉄 (花押)

牧兵庫助殿御報

志賀鑑信書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

〔封紙ウハ巻〕

志賀左京亮

牧兵庫助殿

鑑信

参御宿所

罷下候硯、種々御懇之段、畏入存候、被仰下候趣、具令披露、〔殿様へ以直書被申入候、拙者防長へ之

出勢為案内者、差留候条、湯淺方計被罷上候、定而彼仁可申候、恐惶謹言

三月廿日

鑑信 (花押)

牧兵庫助殿 参御宿所

浦上宗景、三浦貞広の知行所段錢につき牧尚春の裁判による進納を定める

浦上宗景書状 (切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

貞広御当知分所々段錢之事、有尚春裁判、為公用百貫文毎年可有進納候、自然於無沙汰者、不可有其曲候、恐々謹言

元龜式

浦上

拾式月廿六日

宗景 (花押)

牧兵庫助殿

原田豊佐書状 (モト折紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

貴殿可捧書状候へ共、定可御事茂之条、可預御心得候、かしく

歳暮之御慶、重畳申旧候、仍御知行分宗景一筆之事調、被進之候、文牒等之儀者、岡本如何候て可然候ハル由申候て認被申候間、定可応貴意候哉、從宗景、両太郎左衛門尉書状令進覽候、然者御反錢方之儀者、春三十貫御進納候て、残所之儀、秋早速御收納肝要之由、能々自我等可申達之由候、可被成其御心得

継下戦フ、敵追扨、討取首十五六、直ニ入城ス、
其後敵將玉串監物・真木勘兵衛城ヲ攻、戦数刻
ニ及フ、春継遂ニ玉串ト鎗ヲ合セ討取申候処、
敵勢弱リ颯ト引、又引返ス敵討取コト数々、春
継カ玉串ヲ討シ所、無双ノ鎗場トテ一町四方黍
稷ヲ植ス、草茫々トシテ香川ノ鎗場ト称セシヨ
シ

三浦貞広、高田城に入るといふ

作州高田城主覚書 下岩牧文書

『久世町史』資料編 第二卷

然レ共牧ハきりぬけ、備中ニ居ル貞久之御子貞広、
名ヲ才五郎殿ト申ヲ取立、元龜元年七月ニ先ツ篠向
ヲ切取、同年十月ニ高田つづさ山ヲ責大合戦仕、取
候而則貞広ヲ入

(中略)

- 一貞久
- 一貞勝
- 一貞守
- 一貞広
- 右四代之内
- 二丸 牧官兵衛 知行千石取
- 二丸次 細田久右衛門 同式百石取
- 本段出張 牧河内 同式千石取
- 三丸 草加部平内 同式百石取
- おくび 江川炊助 同三百石取

松之段上 牧道市 同式百石取

松ヶ段 牧藤左衛門 同五百石取

西下丸 牧大膳 同式百石取

水ノ手 福富久右衛門 同式百石取

同下 笠原帯膳 同百石取

同向 石井与平 同百石取

小屋ノ段 牧兵庫 式千石取

上町 浜口平次郎 三百石取

同 江川小四郎 百石取

同 船津李之丞 五十石取

同 牧惣兵衛 五百石取

同 此式行損シ申相不訳ス

永祿一三年・元龜元年(一五七〇)

豊後の大友宗麟、牧尚春に尼子・浦上両氏との談合
が重要とする

大友宗麟書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
一 宗麟 一 宗麟

其表之堅固之才竟無緩之趣示給候、喜悅候、勝久・
浦上遠江守被申談、弥可被励馳走事肝要候、猶浦上
左京入道可申候、恐々謹言

卯月四日 宗麟(花押)

牧兵庫助殿

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
一 浦上左京入道

一 宗鉄 一 宗鉄

是又祝着之段、直被申候之条、珍重候、其表之事、
勝久・宗景被仰談、弥堅固之御才竟肝要之段、能々
可申旨候、下目渡口之事者、可御心安候、防長之行
等之儀、不可有余儀候由、相心得可申由候、猶期来
音之時候、恐々謹言

卯月五日 宗鉄(花押)

牧兵庫助殿 御報

牧尚春、豊後大友氏に硯を送る

大友宗麟書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二
一 宗麟 一 宗麟

先書如申候其表之儀、勝久一意之由候、尤肝要候、
毎事此節可被励馳走事專一候、必以飛脚重々可申候
仍硯一面送給候、遠遠之懇志祝着候、自是可遂礼儀
之趣、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言

八月二日 宗麟(花押)

牧兵庫助殿

浦上宗鉄書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

シ当国高田ノ城ニ香川美作守・長左衛門大夫(永禄十一年)ヲ去年ヨリ入置タリシヲ攻ントテ取囲ミ日々迫合無止

安西軍策 卷第四 美作高田城攻事

『改定中箱集』第七冊 通記類

同年七月、美作ノ国高田城ニハ牛尾太郎左衛門・足立十兵衛・国衛隱岐守先年ヨリ被置ケレ共、当国三浦ノ一族動レハ城ヲ落サントス、然間城中小勢ニシテ難守、大将一人被籠宜カラントテ、去年七月香川左衛門尉ヲ美作守ニ成、嫡子ヲ左衛門尉ニ被成、高田ノ城ニ被差籠、去程ニ当国ノ住人三浦・芦田・市等、宇喜田ニ加勢ヲ乞ハ長船紀伊守・岡信濃守・沼木新右衛門四千余騎差添テ当国へ出張ス、芦田五郎太郎ハ幼少ノ故叔父同民部大輔ニ五百騎、植野勘兵衛ニ五百騎、玉串監物ニ八百差副備前勢ヲ後詰トシテ日々城下ニ働ケル、城中ニハ熊野入道等尼子ニ志アリケレハ兵糧蔵ヲ放火シ敵陣へ逃入程ニ城中難堪ソ見ケル、香川兵部大輔九州ヨリ上リ芸州ヨリ家人八十余人ヲ引率シ兵糧ヲ入ケルニ敵打留ントシケレ共追払々々無難城ヘソ入ニケル、又佐伯七郎次郎ト云大剛ノ者心変リシケルヲ討手ノ者トモ見余シテ程経ケルヲ兵部自身討果ス、敵是ヲ聞テ同十月五日高田ノ麓へ押寄放火シ城兵懸レト待カケタルヲ、牛尾・足立打出敵六人討取ケリ、香川郎等大乃美・材間・同名宗右衛門毛鐘下ニ討死ス、城中ヨリ入江与三兵衛・遠藤左京・香川左衛門尉・同兵部大輔統テ

懸出レトモ、敵早引退、香川郎等三宅追懸敵一人切伏、頸ヲ捕、同六日互ニ伏兵ヲ置敵ヲ欺ントシケルカ、寄手、城兵ノ伏を知伏兵ノ真中へ切懸ル、牛尾・足立等纒ノ勢ニテ起シ合切結ケレ共、猛勢ニ突立ラレケルヲ見テ、城中ヨリ吾モ我モト馳下ス、玉串・植野兼テエミシ事ナレハ弱々ト引退ヲ、城兵追懸ケレハ相凶ノ太鼓ヲ打三所ノ伏兵ヲ起シテ一度ニ四方ヨリ突攻ケレハ城兵散々ニ敗軍ス、敵頻追懸レハ牛尾・足立幾度モ引返トモ三千余騎ノ大敵ナレハ無力引退香川右衛門大夫ハ討死シテ味方ヲ助ケント踏留多ノ敵ヲ突伏終其ニテ討死ス、其外返シ合セ防ケレ共既ニ城へ乗入ント見ケレハ大将美作門ヲ開キ討出レハ嫡子左衛門尉ハ早山八分ニ下シタリ、二男兵部大輔ハ宗像二郎左衛門ト云郎等相具シ郷中ニ打出ケルカ多勢ニ突立レテ引退、爰ニ一村薄ノ枯立前ニ追田ノ有ケルヲ究竟ノ処ナリト追来敵ヲ待カケタリ、玉串味方ニ五六段許進テ馳来ル香川薄推分出ルヲ見テ敵誰ト問、香川兵部大輔ト名乗レハ敵玉串監物ト名乗懸互ニ鐘ニテ渡合、玉串カ艸摺ヲカケテ細腰後へ突貫ハ小膝ヲ折テ倒タリ、跡ヨリ大勢統テ頸取間モナケレハ兵部突伏タル識ニサスカヲ拔テ玉串ニ刺置鐘提テ立タリ、香川カ郎等猿渡走来敵二人来ケルヲ一人ハ猿渡、一人ハ宗像突倒ス、香川佐渡守・同石見守ハ向ノ尾ニテ植野カ勢ニ渡合二人ナカラ敵ヲ突立兵部ニ声ヲ懸タリケリ、扱玉串打レケレハ敵不堪敗軍ス、先陣ノ大将討レケレハ後陣ノ備前勢モ不レ及進引退ケリ、又モヤ寄ント待処ニ品川市右衛門

山上ニ走リ上リ見ケルカ弥敵ハ引タリト云ニコソ城中ノ兵安堵ノ思ヲ成ニケリ、其后敵モヨセサリケリ、終ニハ牛尾豊前ト牒シ合三浦ノ一族悉打果ケリ、又玉串カ討レタル所ヲハ里人香川カ鐘場トテ畠ニモセス薄生茂、今ニ在下ソ聞エシ

香川家軍功略記 吉川家中并寺社文書一

『大日本史料』第十編之三

光景 美作守

(中略)

一 尼子降参ノ後、牛尾太郎左衛門・安達十兵衛・国衛隱岐守、美作ノ高田城ニ候処、芦田五郎太郎(正永)其外三浦ノ一族共責候ニ付、堪忍ナリ難クヨシ頻ニ申ニ付、光景并二世佐広景ヲ指向ワレ、敵数多打取、三浦ノ一族ヲ責亡シ、御利運ニ相成候

一 其後高田ノ城ニ、光景父子其外一族数多差置レ候、玉串監物・真木勘兵衛等攻メ、伏勢ヲ置、城外ニ欺出シ戦ヒ、大崩ニ相成ヲ、城中ヨリ光景父子大門ヲ出テ、敵ヲ討取追払ヒ、利運ニ相成候

春継 兵部大輔

(中略)

一 其後父光景、作劬高田ノ城ニテ難儀ニ及ヒ、泯滅既ニ逼ヌト聞ヘ、急ニ春継モ赴クヘシト、元春公ヨリ下知ヲ蒙リ、八木・仁保島ノ残兵百八十騎ヲ具シテ高田ニ趣ク、路ニテ伏兵出、春

被抽御馳走之由候、誠御入魂之段、更不及言語候、

『岡山県古文書集』第一輯

国弘隠岐守

其表任存分候者、一廉可申談候、委細先書申候、以

高美 (花押影)

其儀御内衆被相勇、堅固御覚悟肝要候、頼入候、猶

長左衛門尉

重畳期古事候、恐々謹言

就連 (花押影)

七月廿一日

輝元 (花押影)

元就 (花押影)

今度作州表諸牢人乱入付而、貴殿預御入魂候、祝着候、殊御方事、高田在城候而、別而馳走之由、御粉骨不淺段、太慶候、仍於其表一所可進置之候、
弥景忠父子へ可被相心得事、可為本望候、猶香川・
蔵田与三右衛門尉可申候、恐々謹言

安立十兵衛尉殿

進之候

八月廿日

輝元 (花押)

元就 (花押)

○「吉川家中并寺社文書」では料紙を「半切」とする。

原太郎左衛門尉殿

進之候

森脇寛書 九州御陳之事

『戦国期中国史料撰』

蔵田元貞・香川光景連署起請文写

香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

長就連・国弘高美・香川光景連署起請文写 香川家文書

今度爰許御籠城、別而御馳走被抽御粉骨之段無比類殊更御息御女中之儀俄不慮之儀付而、雲州牢人雖取籠、一篇被差切無二之御覚悟不浅、然上者乍勿論於此方少、疑申儀有間敷候、若於偽者、

「礼紙ノ頭折紙ノ上書

『山口県史』史料編 中世2

日本国中大小神祇・八幡大菩薩・天満大自在天神、殊敵島大明神可蒙御罰者也、仍神文如件

今度至下口雇申差下候、乍憚使者一篇之儀候間、聽而可有御上国候、於御進退族ケ間敷取沙汰候間、連々無御等閑印ニ存知当通申談、乍勿論、無式之御覚悟之趣、互晴胸中候て本望候、自然此儀下陣などへ可申候哉と思召候而者、口惜候、毛頭致取沙汰間敷候、向後之儀、御愁訴等、彼是以無疎心可申分覚悟候、若此旨於偽者、可蒙

安達十兵衛尉殿此紙表ニ朱印ノ形子見へ全
牛王ニヤ見へ難シ

永祿貳年 香川美作守

今度至下口雇申差下候、乍憚使者一篇之儀候間、聽而可有御上国候、於御進退族ケ間敷取沙汰候間、連々無御等閑印ニ存知当通申談、乍勿論、無式之御覚悟之趣、互晴胸中候て本望候、自然此儀下陣などへ可申候哉と思召候而者、口惜候、毛頭致取沙汰間敷候、向後之儀、御愁訴等、彼是以無疎心可申分覚悟候、若此旨於偽者、可蒙

七月廿一日

光景 (花押影)

蔵田与三右衛門尉

元貞 (花押影)

安立十兵衛尉殿

○「吉川家中并寺社文書」は廿八日付けて、料紙を「堅

白紙熊野牛王継合」とし、花押部分に「血判」とある。

永祿十貳年

香川美作守

毛利元就・同輝元連署書状 備中原家文書

八月廿一日

光景 (花押影)

長左衛門尉

就連 (花押影)

安達十兵衛尉殿 まいる

○「吉川家中并寺社文書」では料紙を「堅牢王之裏」とし、

「卷封ニシテ上書」に「安達十兵衛尉殿」とあるとする。

森脇寛書 九州御陳之事

『戦国期中国史料撰』

一作州高田之城ニハ香川左衛門尉光景・長左衛門太夫、其外加番被置候、加番之内、雲伯衆熊野を初而

鹿介申談、番所ニ火を懸、二丸兵糧前悉焼はらひ罷退候付而、香川兵部を被遣候、備前岡本・長船・赤・

斎藤頭ニ而取懸候、十月五日、山下ニ而一戦候、其時、

大乃美修理・香川宗右衛門・財間新左衛門討死候、

敵六人討取候、翌日戦ニ香河右衛門大夫・門田弥二郎打死候、玉越監物物頭ニ而参候を、香川兵部鐘下

にてつきふせ討取候、又佐伯と申、鹿介あねむこにて候、是も高田城番仕候が、鹿介より内通候て、心

替仕候、討手のもの仕損候を、香川兵部討果候

安西軍策 卷第四 雲伯近国侍属尼子事付雲石兵多帰国事

『改定史籍集覽』第七冊 通記類

尼子勝久雲州ニ入シヨリ以来、城ヲ掠取事十五城、

其勢六千余騎ニ及タリ、赤松力牢人馳集テ伯耆国岩

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

倉ノ城攻取、又美作ノ芦田・三浦・市カ一族モ一味

毛利元就・同輝元連署書状写 (切紙) 香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

就今度高田表之儀申付、各被申談悉被討果候、殊御方分捕一所衆等粉骨之次第、祝着千万候、何様追々可合申候、先聞懸ニ申計候、此由宇山方へも可被相心得候、謹言

二月廿六日

輝元 (花押影)
元就 (花押影)

安達十兵衛尉殿

○「吉川家中并社文書」では料紙を「半切」とする。

毛利元就・輝元連署書状写 閩閩録五十一 小川右衛門

兵衛

『秋藩閩閩録』第一卷

就今度高田表之事申付儀、別而令心遣、悉討果之候、寔以悦入候、殊其方手江、数輩討捕之由、感悦之至候、一所衆中歴々被疵之由候、粉骨之段祝着候、能々可申聞事肝要候、謹言

二月廿六日

輝元 (花押影)
元就 (花押影)

小川右衛門兵衛尉殿

作州高田城主賞書 下岩牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

永祿十一年二月十九日ニ芸州衆、長・川・志ん三人たはかり貞守ニ腹ヲきらせ申候

長就連・香川光景、注連大夫に高田領の社役を安堵する

長就連・香川光景連署書状 美作岡田家文書

『香野神社の文化財』

作州西郡之社役、自前々其方存知之儀候哉、就其被申之通承知候、左候間、高田領之内当座ノ我等裁判之在所之儀、於兩人者不可有余儀候、恐々謹言

永祿十一年

十月廿三日

香川
光景 (花押)

長
就連 (花押)

注連大夫殿

永祿十二年(一五六九)

牧首兵衛尉、金田氏等の敵対に隨身せず。三浦貞広、これを賞し所領を宛行つとする

三浦貞広感状写 美作国諸家感状記 大庭郡久世村牧家所持

『久世町史』資料編 第一卷

今度金田源左衛門尉敵心之処、不組彼衆中、到此方罷退之段、誠神妙候、為其忠儀、月田惣領分之内、諸給人別相除之、百貫前之事宛行候、弥可抽忠心者也、仍状如件

永祿十二

六月八日

貞広

牧首兵衛尉殿

作州高田城主賞書 下岩牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

然レ共牧ハきりぬけ、備中ニ居ル貞久之御子貞広、名ヲ才五郎殿下申ヲ取立、元龜元年七月ニ先つ籐向ヲ切取

美作平人衆、尼子氏を支援して蜂起、浦上宗景の合力で高田城を攻める

毛利元就・同輝元連署書状 (切紙) 香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

態申候、某元之事、各堅固之覚悟誠大慶之至候、粉骨之段無申計候、仍雲伯念劇付而在所辺相破之由、朦氣口惜候、此節其表之儀以馳走相拘候者、静謐之上ニ一所可進之候、弥忠儀肝要候、尚香川美作守可申候、恐々謹言

七月廿一日

輝元 (花押影)
元就 (花押影)

安達十兵衛尉殿

進之候

○「吉川家中并社文書」では料紙を「半切」とする。

毛利元就・同輝元連署書状写 (切紙) 香川家文書

『山口県史』史料編 中世2

追而申候、其表之儀御人数普請已下、不進自余別而

為替知と有岡弥兵衛分まいらせられ候、於此儀
(首少茂)
「出入有間鋪候、弥^二而奉公肝要候、恐々謹言
(加部平四)
草平

六月廿六日 貞吉判

河元 宗左衛門尉
貞秀判

松井又左衛門殿

○次掲史料は年未詳であるが、しばらくここに収める。

三浦貞広書状写 船津家文書

『久世町史』資料編 第一卷

有岡弥兵衛分之儀、田老町無之候ハ、牧原か又者
何れ^二成共見合候、而可遣候、委ハ草平申渡候、恐々
謹言
(加部平四)

三月十五日 貞広判
(三浦)

松井又左衛門殿

高田衆が目木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と
戦う

三浦貞広感状写 美作国諸家感状記 大庭郡久世村中山
家所持

『久世町史』資料編 第一卷

今度神森合戦之砌、入江主計頭被討捕候事、高名就
無比類、太刀一腰送託、弥可被抽軍忠者也、仍感状
如件

永祿十年七月廿六日 貞広
(三浦)

中山三郎兵衛尉殿

牧左馬助覚書 第三条 美作国諸家感状記 大庭郡社村
牧九郎左衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

一明年大庭郡篠向城、岩屋衆取懸候時、岩佐勘ケ由
与申者、与某罷出、山下^二而首式ツ討取申候段、
(三浦貞広)
同人より感状給候事

牧尚春、太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与
える

太河原貞尚・牧尚春所領書立(堅紙) 美甘文書

『岡山県史』家わけ史料

(前欠カ)

- 一 重延名
- 一 家重名
- 一 馬渡名
- 一 中尾名
- 一 松本名
- 一 鞍懸名
- 一 於路名

以上

永祿十年

八月吉日

美甘助右衛門尉進之候

牧兵庫助

尚春(花押)

貞尚(花押)
(太河原)

○本文書は検討を要する。

牧尚春書状写 美作国諸家感状記 大庭郡社村美甘平十郎
并従弟喜兵衛・長五郎三人所持

『久世町史』資料編 第一卷

御うとく敷折簡、御左右承本望候、殊^二樽代拾足
送給祝着申候、仍^二而存分之事承候、我等事少も不可
有等閑候、委曲宗藏へ申候間、具^二可有御物語候、
恐々謹言

八月三日

牧兵尚判
(尚春)

美甘 御宿所

○年未詳であるが、しばらくここに収める。

永祿十一年(一五六八)

三浦衆等、小早川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞
守(盛)も自刃するという

小早川隆景書状写 吉川家中并寺社文書四

『大日本史料』第十編之三

横

今度三浦衆、其外逆意之輩、被討果候、御心仕推察
候、頓相調者本望候、時儀弥可承候、恐々謹言
(永祿十一年)

二月廿六日

小早川

隆景公御判

安立十兵衛尉殿
(信春)

進之候

之業、郡郷共発、撃壞之歌、仍短札如件
于時永祿九年丙寅五月十八日沙門宝月房謹書

永祿九年

九月七日

三浦貞広之
貞判

三鴨助右衛門尉殿

三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、
齋藤親実から配慮の誓約を受ける

三浦貞広感状(切紙)

美作美甘文書

『岡山県史』家わけ史料

齋藤親実起請文(堅紙) 石見牧家文書

今度山内表両度動申付候処、案内者仕、如存分之申
付、神妙候、弥致氣遣、所々無異儀可申付事肝要候
也、仍感状如件
拾月廿四日
三浦貞広
貞(花押)

美甘助右衛門尉殿

三浦貞広感状(切紙)

美作美甘文書

『岡山県史』家わけ史料

高田御家之儀、宗景被得御意、御調之由可然存候、
就夫吾等式事、貴殿御近之儀候条、彼御進退之儀、
随分無如在分才之可致氣遣候、若此旨於偽者、日本
国中大小之神祇、殊二者当国二社、八幡大菩薩・天
滿天神、愛宕大仙可蒙御罰存候、仍神文如件
閏八月廿五日
三浦貞広
親実(花押)

去七日、久田表朝懸申付候処、坂手藤次郎二鑓付仕
之由、每度心懸神妙候、弥可抽忠儀者也、仍而感状
如件
十一月九日
三浦貞広
貞(花押)

三浦貞広、山内表など諸境目に出陣する

三浦貞広力感状写

美作国諸家感状記 大庭郡社村 美

甘五郎并 従弟喜兵衛・長五郎三人所持

『久世町史』資料編 第一卷

爰許就逗留、種々懇之段神妙二候、然者境目取出候
付而者随分忠儀可仕之由申候間、為給知、社村之内
寺社領諸給除候て、相残而四分一分可当行候、弥忠
儀可致者也、仍如件

牧左馬助覚書 第一、二系 美作国諸家感状記 大庭郡社
村 牧九郎左衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

一某十六歳之時、真島郡有為山之城主由井宗四郎と
申仁与及合戦、太刀打仕、則三浦貞広より感状給
候事
一同歳、作州岩屋・高田取合之時、大庭郡櫻村高の

上之城下二而、首式ツ討取申、右同人より感状給
候事

永祿一〇年(一五六七)

三浦貞広、關所とした金田・舟津氏等の所領を松井
氏等に宛行つ

三浦貞広書状(堅紙) 石見牧家文書

長田之内金田与兵衛分等原扶持仕候、然ハ長田衆土
居分之由候而、于今遅々候、金田蔵介分〇為替地可遣
候、此由山禰・入沢所可申遣候、何かと申候共、堅
可合異見候、恐々謹言
五月十日
三浦貞広
貞広(花押)

牧兵進之候

貞広

三浦貞広知行宛行状写 船津家文書

『久世町史』資料編 第一卷

舟津与三兵衛分之儀内々望之由候条、我等本意以上、
其方身体二可分仕候、少茂不可有相違者也
六月十九日
三浦貞広
貞広判

松井一

河元貞秀・草加部貞吉連署書状写 船津家文書

『久世町史』資料編 第二卷

今度舟津与三兵衛分之
進之候、山内、又さ
とにてハ一色少もふけなしニ相調申候、廿五名之内、

牧兵庫助殿 御宿所

三浦貞広、高田城を回復するところ

作州高田城主覚書 下岩教文書

『久世町史』資料編 第一卷

右貞勝腹ヲ御切候時、牧一とう三浦貞守ヲ取立、永禄九年九月ニ高田つぶさ山へ直申候、右貞勝ニも貞広ニも祖父ニテ候

三浦氏、浦上宗景による三星表攻撃の軍勢催促に応じる

浦上宗景書状写 美作国諸家感状記 久米南条郡下神目

村二郎左衛門所持

『久世町史』資料編 第一卷

御折紙拜見本望之至候、如仰此度者就三星表働之儀御人数之儀申入候処、歴々被指出喜悦候、年内ハ無余日之条、至明春ハ早々可置行覚悟ニ候、其節猶以被合情者可為祝着候、委細岡本所可申候条、不具候、恐々謹言

十二月十二日

三浦殿 御返報

宗景

永禄九年(一五六六)

牧尚春、合戦に先立ち美甘氏より興心なき旨の誓紙を受ける

牧尚春書状(堅紙) 美作美甘文書

『岡山県史』家わけ史料

芳身向後迄、別心有間敷之由候て、宝印翻、血判被申事可然候、此上以弥御取合不被油□存候間、可御心安候、為後之□筆、如件

二月□日

尚春(花押)

美口助右衛門尉殿

○当時の状況から考え、ひとまずここに置く。

尼子義久、高田衆の神社建立に私領内の段銭を免除する

尼子義久書状(切紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号一

一

牧兵庫助殿

義久

一

其江契約之地之内、寺社可有建立之由、得其意候、并私領分反銭之事、承候条、令免許候、何茂於向後、聊不可有相違候、恐々謹言

二月廿日

義久(花押)

牧兵庫助殿

宝月房勸進帳写 作陽誌 真島郡寺院部 真言宗 神村

山神林寺

『新訂作陽誌』三

勸進沙門

請レ令下蒙一十方檀那助成二造立美作国真島郡神林寺本堂上状

当山開闢和銅二年之比、里民弥次・弥三兄弟者入此山一逐獸、忽有金色光、怪而見之、千手尊像儼然、兄弟感涙銘肝立、發菩提心、其法名曰日山・日心、然建二字草堂、安大慈大悲尊像、其後經四百八十余星霜、入唐沙門円蒼、以下從大唐一求得之仏舍利上、為当寺開山、恭達之後白河法皇觀聞、御志甚重、刺寄田代、今神毛是也(神毛地名、從爾為御祈願所、仏閣・僧坊双覺、在日名村) 茲前右大将源頼朝、仰此尊靈驗、而當国西六郡十七郷之人民等捧公物、每年不易之舍利会令執行一畢、応仁丁亥歲、郡内凶悪之族、於仏閣有干戈之角、其後衆僧微力、難當修造、然処文龜之比、高田城主平朝臣三浦駿河守貞連付沙門、投財産、御堂造營速成也、永禄七年甲子七月十九日不図火災、又起而一時成灰燼、爰隣山普善寺新發意宝月房、依曩昔善縁、奉拜大慈悲尊顔、其時分野言語道断也、故馳走東西、覓修功、往還南北、勸奉加、凡諸仏悲願雖無勝劣、誰不致誠於此尊、耶鉄木不簡大小、絹布不嫌尺寸、微善成仏道、小因感大果、冀以巨細奉加、將遂周備莊嚴、若然者結縁道俗開現世安穩之榮花、合力貴賤、登後生善所之宝蓮、国家久伝平均

永祿八年（一五六五）

三浦氏の家臣、舟津与三兵衛が讒言により自刃する
と云つ

舟津先祖之系図 船津家文書

『久世町史』資料編 第一卷

舟津先祖之系図

玄蕃 貞政

采女 貞供

左近 貞次

玄蕃 貞吉

源太 貞家

弾正左衛門貞政

作州真島郡高田大津□□□主、從 三浦

貞宗公、貞国公御代迄代々家老、知行五

十名之内、下屋鋪組村、長六十間、横三

十七八間、東・南・西之三方ニ拾式間、

高廿四五尺ノ築地、北ハ高岸、南向之門、

半分より西へより石之雁木口、丑寅之

方にお方屋鋪あり、弾正左衛門母ハ遠江

守公之妹、享祿元年六月十五日七十八

而死去、則下屋敷組村に舟津八幡と祝

六月十五日、九月十五日村中祭礼仕候

舟津与三兵衛貞家

享祿元年より永祿八年迄、右本知之内廿

五名為跡目ト被下之、永祿八年七月九日

ニ讒言ニ付切腹、五十歳ニて死、法名紅

月宗円、内方法名ハ春岸妙心、三月廿一
日

舟津与惣次郎貞平

永祿八年式歳之時母家来藤井孫平ヲ召

連、伯翁おかも藤井弥三郎方へ立のき申

候、父与三兵衛跡式ハ、從 三浦次郎貞

広公松井又左衛門へ被遣候由承候、おか

もニ而類火ニ逢、感状・折紙敷通焼失申

候、夫より天正十年二作州久世村へ帰参

致住居ス、寛永元年十月十三日、五十九

才ニ而死ス、法名窓嶽道休与号、内方同

十四年九月廿五日七十四才ニ而死ス、法

名薰蒼妙遍与申候

（後略）

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系 三浦貞久女子

『新訂作陽誌』三

女子 嫁 家臣舟津弾正、弾正永祿初、依 讒誅死、

其靈為 妖、貞勝復 其家、立 祠奉 邑、組村舟

津社是也、祖舟津玄蕃至 弾正五代、世三浦長臣

也、弾正子曰 三与三兵衛

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 舟津屋敷

『新訂作陽誌』三

舟津屋敷 在 同村、有 小祠、三浦臣舟津弾正

左衛門旧宅也、永録初遭 讒弃 市、後人憐而立

祠祭之

牧尚春、久米南条郡原田にあり。尼子義久これを謝
し所領の宛行を約束する

尼子義久書状（切紙） 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号一

（封紙ハ甚） 牧兵庫助殿

義久

于今此方為届、原田在身之由、無比類候、就其先
年晴久契約之地、不可有相違候、若於差合儀者、雖
不足候、北賀茂可宛行候、以此旨、其堺目知略肝心
候、恐々謹言

八月廿日

義久（花押）

牧兵庫助殿

立原久綱・森脇久貞・牛尾幸清連署奉書（切紙） 石

見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

今度被任本意候者、先年晴久契約之地、必可進之旨
候、若相違之儀候者、東郡之内大原・新野、為替地
北賀茂可宛行之由候、以此上、両所ニ一方者、是非
可有御知行候、委細福久江申渡候、恐々謹言

永祿八

八月廿日

幸清（花押）
久貞（花押）
久綱（花押）

家系 三浦貞勝子桃寿丸

『新訂作陽誌』三

桃寿丸 永祿八年乱牧菅兵衛扶^二貞勝之妻子^一、遁于

備前国、貞勝已卒、宇喜多直家以^二其妻新寡才

色絶倫、強而納^レ之撫育^一、為^二己子^一、歳余生

男秀家、直家寵幸益甚

○「作州高田城主竟書」に桃寿丸のことは見えない。

三浦貞勝墓碑銘 新見市千屋井原字蓬所在

『新見市史』通史編上

(右面) 于時享保十九甲寅一月造立之

作州高田城主三浦貞勝

永祿七甲子天

(正面) 妙法文翁院宗順大居士

十二月十五日

(裏面)

備中阿賀郡井原村

本願施主 石田佐五郎資正

并 蓬草里村井入野

同国同郡新見町 近藤勘兵衛

○この墓碑は自然石で、同地の藁師堂裏にあるとされる。

和歌森太郎編著『美作の民俗』には高田城を落ち延びた

貞勝が同地で自刃したとの口碑を載せる。

備中地誌 阿賀郡

岡山県立図書館蔵

山奥村 葛籠畑山古城 麻苧出ル 三浦定勝塚

○本書は備中国の地誌で、享保二年(一七二七)成立。

備中集成志 第五之巻 古墳之部

『備中集成志』

二三浦貞勝墓

^(上房) 同郡山奥村二有

○本書は備中国の地誌で、宝暦二年(一七五二)自序、同

七年序。

虎倉聞書 類纂虎倉記二

『吉備群書集成』第三輯

直家の内室ハ作州高田の城主三浦能登守娘か妹かの

よし、高田落城之節、親類江川小四郎^(下)与^(上)申者、女姓を

つれ備中之内にかくれ居申を、何者やらん直家へと

り遣申候、是秀家公の御母儀のよし

○三浦能登守は、後掲する「渡辺道因奉公書」に拠れば、

三浦貞広の受領名とされており、弟貞勝の室は確かに能

登守の義妹にあたる。

虎倉記 類纂虎倉記三

『吉備群書集成』第三輯

一福島六郎右衛門ハ、土井治郎右衛門死後跡式受取、

下土井村木戸ノ屋敷へ罷越、則土井ト改居申候、

御尋ノ時分モ別紙書付ハ書上不申候、土井一所ノ

書上ニ仕候、然共此者本来笹吹ノ城主福島三郎兵

衛二男也、芸劾ヨリ笹吹ヲ切落申時分、二男ノ半

六ハ有漢ノ内クエ田ト申ニ内縁有之、クエ田ヲ頼

罷越居申候内、土井三郎右衛門ヨリ虎倉伊賀殿へ

有付可申ト申付、下土井村へ参居候処ニ、無間モ

虎倉潰レ候故、下土井村ニテ入賀仕百姓ニ成、半

六母ハ三浦能登守娘故、父母先祖健成筋目書所持

仕、殊ニ母方ノ守神玉藻明神ヲ尊行イタシ下土井

村罷在候、本名ハ福島ニテ、然共御尋ノ時分土居

ト一所ノ書上、福島ノ系図ハ書上不申候

岡山藩士渡辺道因奉公書 医師家譜

『岡山藩家中諸士家譜五音奇』第三巻

医師

渡辺道因

^{扶持五人} 寛文四十八歳

一自享祿年中至天正二年迄、備中上房郡松山之城主

ハ三村修理進源元親 知行高ハ不存

一同年代下道郡鬼ノ身之城主ハ上田近江守家実 右

同断

一同年代美作真島郡高田之城主ハ三浦能登守貞広

右同断

(中略)

一私祖父渡部源右衛門尚陳ハ和泉ニハ従弟、三浦能

登守親父ニ奉公仕、愚父^(天文二十三年)二歳之時病死仕と祖母語

伝申候

○貞広の通称は才五郎(道祖五郎)、次郎が知られているが、

三村元親が尾張守と改名したように、最末期に能登守と

称するか。

九月三日 誠明(花押)
中尾四郎兵衛殿 まいる

永祿七年(一五六四)

尼子義久、倉敷江見氏を通じ、高田衆の働き次第で三浦道祖五郎(才五郎、貞広)の帰国を認めるとする

尼子義久書状(切紙) 石見牧家文書

江見伊豆守殿

森田大蔵丞殿

小坂田但馬守殿

『岡山県史』家わけ史料

義久

追而申候、去年以湯浅、久盛被仰越候キ高田之儀、

何分二茂計略肝要候、幸三浦人躰、爰許在身之儀候

間、彼方於入眼者、即差上可成、則宇山右京亮事、

起別家可宛行候条、不可有違儀候、於旨趣者急度示

給、従是茂可申候、猶相含口上候、恐々謹言

二月九日 義久(花押)

江見伊豆守殿

森田大蔵丞殿

小坂田但馬守殿

○封紙は東大史料編纂所影写本で補った。

江見久資他五名連署請文(假紙) 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二

就道祖五郎殿御進躰之儀、御懇状得其意候、涯分雲へ申理、被成御上国候様、氣遣可仕候、以相調上、向後互入魂可被申、此段偽者、日本国中大小神祇・八幡大菩薩・天満天神、殊者氏神可蒙御罰者也、仍請文状如件

卯月五日

田中信濃守

誠□(花押)

井上右兵衛尉

誠清(花押)

森田大蔵丞

尚盛(花押)

野口与一兵衛尉

誠次(花押)

小坂田但馬守

資勝(花押)

江見伊豆守

久資(花押)

連署

久資

牧兵庫□殿 御返報

○礼紙は現状では断簡となっており、うち差出部分「江見伊豆守 久資(花押)」は本紙の奥に、ウハ書部分は本紙の前に置かれている。

三浦貞勝、家臣の離反で自害する。貞勝の室はその後、宇喜多直家に迎えられるその室となるといふ

作州高田城主覚書 下石牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

永祿八年十二月二金田ハ三浦ノヒクハンニテ候へ共、心替り致し備中松山ノ家チカトムネヲ合、貞勝ニ腹ヲ切らせ申候、其時、備前中納言殿御代節大方ハ貞勝御代ニテ候ヲ、牧右衛門尉引取、其後直家ノ御代ニ御成候、中納言殿ハ其後ノ御子也

○貞勝の室はのち直家に迎えられるその室となり、秀家を生む。実名は「太万」「鮮」「福・ふく」とされるがいずれも誤り。田融院の院号のみが伝わる。

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家 系 三浦貞勝

貞勝 号孫九郎、後改遠江守(中略)、歳二十一、法名称名院殿真月宗金

作陽誌 真島郡寺院部 真言宗 神村山神林寺

上人塚 在本堂東、開山口誉上人墓也、一説永祿八年高田城主三浦貞勝家臣兼田叛、神林寺上人者貞勝弟也、以其負武毅兼田常嫉之、至此窃令中山三郎兵衛者縦中殺之、是其墓也、未詳孰是也、又去本堂西十一町有首塚、寺僧嘗張兵於加那女岐山、与篠向城兵相戦、緇徒死者百余級、瘞首骸於此因名首塚

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

多くもこれに従う。

弘治三年（一五五七）
宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行う

作陽誌 真島郡神社部 美甘庄 八幡宮

『新訂作陽誌』三

八幡宮 在美甘村、鳥井勝云、八幡宮鳥居大檀那
勝氏宇山右京亮真明、代官一衣助兵衛并内郡十郎
右衛門、時弘治三年二月九日

草加部八幡宮棟札墨書銘

真庭郡久世町大字草加部 郷社八幡神社所在

『岡山県金石史』続

○左に掲載。全長三尺三寸六分、幅三寸八分、厚五分、剣
先高五分。現在は所在不明である。

作州高田城主覚書 下山牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

永祿二年三月三日三浦貞勝飛驒ヲ責、大合戦候テ城ヲ
渡シ退申候、其時より三浦貞勝城主也、牧右衛門尉
ヲ河内ニ御なし候

○『作陽誌』の「三浦氏十三世系図」には、貞勝は「号孫
九郎、後改遠江守」とある。

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系 三浦貞久

『新訂作陽誌』三

貞久（中略）永祿二年三月起兵、討宇山、大
勝得利、宇山出走、此時三浦臣金田加賀於高田
川口戦死之

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 高田川

『新訂作陽誌』三

弘治四年・永祿元年（一五五八）か
牧右衛門尉等、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回
する。またこの時金田弘久が戦死するという

城下有「柘淵」、高田村横部村界也、其下寺淵、古
有「禪利」、因名、其下有「土橋」、長四十二間、其
下一町許有「金田瀬」、金田加賀戦死地也、本江村
大奈留川会于此、其下名「下尻」、神代川会于

（表面）
秀 宝語家无忌 光連人地巨那宇山右京助勝部誠明本願平木奉行中門四郎衛之時弘治三年
光 庚戌年六月十五日
室壬癸在神 日供四海水禪光院鍛冶大工清水源長 大工和田四郎作 籠勝源秀總之
二月三日上封

（裏面） 奉 建立 当社富貴 武運長久 安穩諸人快樂

地、其下曰「奈久止淵」、備前往還之舟着次焉

永祿四年（一五六二）

三村家親、西美作へ侵入し真島郡月田口で交戦する

三村家親書状写 備藩古文書 卷之三 津高郡小森村又

次郎所藏

東京大学史料編纂所架蔵

尚以、為褒美と銀子一枚遣之候、以上

今度作劔州月田於御頸之合戦、別而之手碎、於鎗下
大谷久助被討捕、剩左足之被太刀疵候、重々粉骨之
至、無比類候、仍太刀一腰進之候、向後尚以、可被
励戦功事肝要候、猶竹井宗左衛門可申述候、恐々謹
言

永祿四年

六月七日

（三） 家親（花押影）

菱川右京亮殿

永祿六年（一五六三）

宇山誠明、中尾四郎兵衛へ美作西六郡の商人問に命
じること約束し、通路の確保を命じる

宇山誠明書状（折紙） 美作中尾文書

『久世町史』資料編 第一卷

作州西六郡商人問之儀、御弓箭以御本意上可被仰付
旨御意候、然者、通路等之儀馳走肝要候、恐々謹言

永祿六年

宇山右京亮

天文二〇年（一五五二）

太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務める

証如上人日記 天文二十年（一五五二）十月条

『石山本願寺日記』下巻

十五日

尼子民部少輔至美作令出張之間、以直

札・太刀（国光田合作、上下八貫計）・馬代（黄金廿枚）遣之、為使僧対馬内兵

部卿、号芳春軒越之、△尼子式部少輔（取次也、依本宗寺意見也）以直

書・太刀恒慶、上下五貫計・馬代金十両、△

同子孫四郎へ、太刀・馬代・梅染三端遣之、△大河

原孫三郎へ、太刀・馬代（此人、尼子刑部少習、先懸する者也）、△屋葺七

郎兵衛へ、太刀・馬代、△大石三郎衛門へ、太刀・

馬代、△立原二郎衛門へ、太刀・馬代、△深田四郎

左衛門へ（式部少輔取次也）、太刀・馬代、△此奥六人へ為馬代・

金十式両出之（十五貫金）、又自然之用心ニ金五両半持之、

太刀にも余慶持之、使僧明朝可立分也、此次ニ（下

文中断）

作州高田城主覚書 下山牧文書

『久世町史』資料編 第一巻

三番目へ貞尚トテ岩屋ノ城主

尼子晴久、三浦才五郎（貞広）の知行を安堵する

尼子誠久・牛尾幸清連署書状（堅紙） 石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

三浦貞広

才五郎殿家之儀、今度取扱之姿、弓矢八幡茂照覽候へ、不可有相違候、然上者、牧兵彼題目急度其行肝要候、最前神文牧兵望之由候つれ共、弥晴久前為可

申縮、延引候キ、諸知行出入、既ニ加袖判、如所望調候、此上ニ牧兵於難洗者、悉不可有其曲候、此等

之趣可被仰達候、恐々謹言

十二月十六日

幸清（花押）

誠久（花押）

（堅紙ウ書）

尼子式部少輔

牛尾遠江守

（墨引）大河原孫三郎殿御陣所 誠久

紙 石見牧家文書

尼子晴久袖判尼子誠久・牛尾幸清連署知行書立（堅

紙）

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

晴久（花押）

一高田荘并草賀部村

一久世保

一大庭保惣領分

一真島荘

一古見・田原但除國領

一赤野郷除上原分

一垂水郷除國領

一関・一色

一月田 除國領

一井原郷除國領

一美甘新荘・本荘除國領

右此旨高田衆へ可被仰渡候、為向後、晴久袖判被仕候也

十二月十六日

牛尾遠江守

十二月十六日

幸清（花押）

尼子式部少輔

誠久（花押）

大河原孫三郎殿

まいる

太河原貞尚書状（堅紙）

石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

（モノ油書封ウハ書）

太河原

（墨引）牧兵庫助殿御宿所 貞尚

就御家之儀、晴久前之申縮、既誠久以神文被申候上

者、我々事、对才五郎殿申、日本国大小神祇・弓矢

八幡も照覽候へ、不可有別心候、恐々謹言

十二月廿一日

貞尚（花押）

天文二四年・弘治元年（一五五五）か

宇山久兼、化生寺に玉雲権現の像立を行うつという

作州高田城主覚書 下山牧文書

『久世町史』資料編 第一巻

弘治二年ニ化生寺ニ玉雲野御エイヲ作、三浦不入、

飛騨ヲ守候様ニト建立ニテ候へ共

○同覚書の年次の多くは、他史料との比較から一年のずれ

があるとみられる。よってひとまずここに収め、以下の

三浦貞久感状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

今度皆部(巻)菅兵衛尉抽粉骨致討死候事、忠節無比類候、然者当知行并代官所与力等候儀聊以相違、如前々可申付候、当弓矢於開運(三浦)者別而可加褒美者也、仍而下知如件

天文十六

十月廿日

牧幸松殿

貞久判

天文一七年(一五四八)

三浦貞久、尼子氏との対峙中に病死し、高田城も落去するといふ

作州高田城主覚書 下山牧文書

『久世町史』資料編編年資料

天文十三年八月、雲州(宇山)より尾山飛驒(宇山)ト云人取出貞久(三浦)ヲ責大合戦候処ニ、貞久者籠城之内ニテ病死被致候、其時分より尾山飛驒城主也

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家

系 三浦貞久

『新訂作陽誌』三

貞久 初号「下野守」、後改「上野介」(中略)、天文十七年九月十六日貞久病死、法名正法院殿月江良円(後略)

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城三浦氏十三世家

系 三浦忠近

『新訂作陽誌』三

忠近 号「美濃守」、居麓城、天文年中与「尼子晴久」相戦、軍敗自殺

作陽誌 真島郡山川部 美甘庄 麓城

『新訂作陽誌』三

麓城 在「麓村」、天文年中城主三浦美濃守忠近、与「尼子修理大夫晴久」戦而不レ克、城下有「腹切石」、相伝、忠近坐此自裁焉、人若触レ石、則必患「心腹卒痛」、繇此邑人立祠配「享泉社」、今無「崇祭」矣
○年未詳であるが前掲文書との関連からしばらくここに収める。麓城は真庭氏美甘に所在する山城で、腹切石も河田地区に移転され現存する。

田地区に移転され現存する。

作陽誌 真島郡占跡部 井原郷

『新訂作陽誌』三

柴田塚 在「岩井谷村」、柴田助丞者於「本村浅井」与「三浦美濃守」相戦而死、柴田及其党六人之墓也
○年未詳であるが、前掲文書との関連からしばらくここに収める。

作陽誌 真島郡山川部 高田郷 大料城

『新訂作陽誌』三

大料城 山東面属「本江村」、山西面属「神代村」、失

「城主姓名」、山高百八間、半腹古道僅通、山上乏

水、山南少下名「伯耆川」、居民言、伯州尼子兵陣此、又大料山西有「備後嶺」、備後兵屯「聚大料山」、麓有「古墳」、嘗瘞「城兵」地也

作陽誌 真島郡山川部 高田郷 陣山

『新訂作陽誌』三

陣山 在「高田川西」、此山北組村、東横部村、南本江村、尼子兵方レ攻「高田城」、陣于此「山」、上有「屯跡」
○尼子氏の在陣はこの時か、しばらくここに収める。

高田城下の妙円寺が再興されるといふ

作陽誌 真島郡寺院部 金原山妙円寺

『新訂作陽誌』三

金原山妙円寺者在「高田村」、去レ府七里、天文十七年戊申法性院日能再興焉、開基不レ詳矣

天文一八年(一五四九)

三浦貞久の子駒徳丸、没する

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家

家系 三浦貞久子駒徳丸

『新訂作陽誌』三

駒徳丸 天文十八年二月廿日早世、歳七歳、法名源秀童子

天文一三年（一五四四）

尼子国久父子等、高田城等を攻めるといふ

安西軍策 卷第二 尼子紀伊守隴美作之諸城事

『改定史籍集覽』第七冊 通記類

（天文三年）

同年十月初旬、尼子紀伊守・嫡子式部大輔・次男左

衛門大夫、備作ノ城々陥ント請、晴久則河添美作守・

森脇長門守二人ヲ相加五千余騎、備後ノ国へ打越小

早川正平力城ヲ圍、正平於嶋巢川、為一揆雖被害、

家人等嫡子又鶴丸ヲ取立城堅固ニ守ケル、責手モ攻

アクミケルカ差捨テ通り、頓テ奴田表へ陣替シ高野

山久代カ人質ヲ捕、同十一月美作ノ国へ打越、浦上

力勢ヲ入置タル高田・篠吹・伊王山等三ヶ城ヲ陥、

出雲へ帰陣シタリ

天文一四年（一五四五）

三浦貞久、中蔵山円融寺を再興する。また王子権現

社に社田を寄付するという

作陽誌 大庭郡寺院部 天台宗 中蔵山円融寺

『新訂作陽誌』三

当寺者在「上河内村」、去「府四里半」、与「王子権現社

「共永観帝所」建也、初号「別宮寺」、天文十四年春

三浦下野守貞久再興焉事在「棟勝」

作陽誌 大庭郡神社部 河内庄 王子権現社

『新訂作陽誌』三

王子権現社 在「上河内西谷村」、相伝、円融院馭寓

国司依勅勸請熊野社於「河内庄」、所謂本宮也・新

宮在下河内村・那智在上河内村是也、天文年中三浦貞久寄

附社田、「到」宇喜多黄門「而没絶矣」

この頃か

播磨広峰社の檀那に高田城下の下市場・旦の住人が

見える

檀那村付帳 肥塚家文書

『姫路市史』三

一西ミまさか内たかた

しもいちほこもう殿

たんこんや

孫三郎

○本帳は播磨国広峰御師による天文中期前後の檀家帳。「し

もいちほ」(下市場)、「たん」(旦)はそれぞれ高田城下

東方の氾濫原微高地と同城南麓の舌状台地上に遺跡地が

ある。後者からは、且坂方面に伸びる城下町の景観が窺

われる。

刀工忠光が高田城下の旦に居住し、三浦氏の武器を

鍛造するという

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 鍛冶屋敷

『新訂作陽誌』三

鍛冶屋敷 在「同村」、嘗治「忠光者居」此、鑄「三浦

家兵器」、銘鑄「且忠光」者也、且者地名、在「勝山

麓」

天文一五年（一五四六）

代官舟津国之、見明戸村八幡宮を再建する

作陽誌 真島郡神社部 建部庄 八幡宮

『新訂作陽誌』三

八幡宮 在「見明戸村」、祭神三座、当社及金山権現

社見明戸之氏神也、梁勝曰、見明戸村八幡宮建立、

文明五年四月十九日、本願平助守、又曰、奉建立

八幡宮、天文十五年十月六日初、同十一月十三日

成就、代官舟津新左衛門尉国之

○新左衛門尉の実名「国之」は三浦貞国の偏諱によるか。

高田城下に大雲寺が開山されるといふ

作陽誌 真島郡寺院部 真宗 大雲寺

『新訂作陽誌』三

大雲寺者在「高田村」、去「府七里」、開基為「教伝」、

至「当住玄立」六代

○寺伝では天文十五年（一五四六）の開山とされる。

天文一六年（一五四七）

牧管兵衛尉、備中国皆部で討死する。三浦貞久、牧

幸松にその跡職を安堵する

末本名之事諸役免許扶持仕候、弥（忠）節奉公肝要
（二候者）□□□也、仍而状如件

天文六

七月朔日

牧菅兵衛尉殿

（三通）
貞久判

三浦貞久赦免状写

下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

石井次郎左衛門・同与三郎・同太刀・同助五郎・松岡藤次、此者共面々侘言仕候間、如前々返付候、然而松岡次兵衛一人事者面々為与力可引廻候、此上候て違乱仕候者我々者存間敷候条、面々可相計候者也、仍而為後日如件

天文六

七月朔日

牧菅兵衛尉殿

（三通）
貞久判

天文九年（一五四〇）

三浦次郎、岩屋城に拠り山下で合戦する

陶隆房・同隆満・青景隆著連署書状（切紙カ）

『久世町史』資料編 第一卷

（封紙ウハ巻）

連署

三浦上野介殿御宿所

隆房

急度申候、播州与其国確執之儀、不可然候之間、至彼国者以観音寺被申控候、互御存分雖在之、此砌事、有御堪忍、被和融候者、肝要之通、以直札、始中終

被申候、对庄・三村茂可有助言之由、令申候、隨而去比村上左京進令敵同意、既一城取誘、雲州衆相共雖出張、既時取懸、被追崩之由候、御勝利無比類候、諸軍人事、弥御誘不可有御油断候、不及申候、彼是委細申合万勝寺候、恐々謹言

六月八日

（實公）
隆著（花押）

（實忠）
隆満（花押）

（實久）
隆房（花押）

三浦上野介殿

御宿所

○次掲文書と関係するものと考えしばらくここに収める。

『大館當興日記』の天文九年二月二十七日条によれば、

赤松左京亮（晴政カ）からの正月二十六日付の書状に「分

国事、尼子方へ御口入之趣」云々と報じていたとある。

赤松晴政書状（切紙）

石見牧家文書

『広島大学文学部紀要』第五五卷特輯号二

（封紙ウハ巻）

「天文九」

三浦次郎殿

晴政

去十三日、於岩屋山下被及合戦、始南条治部数多被討取由候、誠肝要候、春以来堅固被相踐、粉骨不及是非候、仍牧右衛門尉、四郎討死仕候由候、從最前馳走仕候処、如此候、不便候、旁自是別而可令申候、弥調略可然候、尚浦上可申候、恐々謹言

十一月廿七日

（實忠）
晴政（花押）

三浦次郎殿

天文一〇年（一五四一）

三浦氏等、美作国へ出勢した尼子氏に敗北する

岩屋寺快円日記 岩屋寺旧蔵

『出雲尼子史料集』上巻

一観音堂ノ厨子唐様、天文拾年辛丑五月三日二指図始候、番匠同京ノ神左衛門尉 公方様之頭領ナリ、同助兵衛尉・当所大工井本六郎左衛門尉并都万井九郎兵衛、惣而番匠衆十人、又塗師藤九郎、仏壇厨子塗候、院主快円敬白、此砌、作州篠尾中村殿没落、追討八百人、築田ノ城三浦殿落去、大勢被討畢、アサ井ノエキ殿大勢被討畢、尼子民部様、如此御高名、同亀井殿・河本殿ナリ

三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内を宛行つ

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

赤野郷之事、諸給人・社家・寺庵差除、諸役免許ニ扶持仕候、以此旨弥忠節奉公可仕事簡要也、仍而状如件

天文拾年

七月一日

牧菅兵衛尉殿

（三通）
貞久判

一上方之儀、色々雑説申候へ共、御寺家無事ニ御座候由申候、千万目出存候、御氣遣奉察候

一当国事、二ツわかり候て只今取相可為必定候、如何ニ可成行候哉、子細重而可申入候、無事ニて御公用等奔走申度候、御祈念奉頼候、呉々以誓文如

申候、於心中聊不存如在候、此趣可然様、上々へ預御披露候者可畏入候、将又、若狭殿別番可令申候へ共、無指儀候間、不申候、御言伝之由、能々申度候、恐々謹言

六月廿三日

国経(花押)

東寺

公文殿

御宿所

新見国経書状(切紙)

東寺百景文書 ヤ函二九

『岡山県史』家わけ史料

〔墨引〕

去八月晦日之御状、同十七日ニ到来、拝見申候、仍御請取下給候、目出存候、路次物念候へ共、

かさはや中間五郎二郎と申あき人、只今罷上候間、御公用ニ漆指中桶六ツ式十貫文之分ニ上申候、三ツ者去年分、三ツ者当年分ニ御請取を給候者目出可

畏入候、宗見之儀無是非候、彼跡つき之事、委細心得申候

一当年者納幣早々上申候処、いまた無沙汰申候、去年分も路次物念ニ而、いまた不上申候、曲事迷惑仕候、此者舟便宜急候間、重而以好便進之、不可有

無沙汰候

一京都大乱候処、御寺中無何事無御座候、目出珍重候

一孫三郎子共かたへ、御意之趣申聞候、畏入候之由申候、重而以書状、可申之由申候

一年預様へも御報申上候、可預御意得候
一国之事今まで者無事候、雖然大略可為物念候、重而可申候

一尼子方為合力、作州表へ于今番衆立置候、大儀不及申候

一尼子方者備後山内へ出陣候、于今在陣候へく候、年内開陳あるへく候哉、威勢無申計候、恐々謹言

十一月十日

国経(花押)

東寺

公文殿

御返報

○次の新見国経書状封紙(切紙、さ函二三〇)は本文書の封紙。上部欠。

封紙。上部欠。

『天文二癸巳十二月』

□日到来

』

東寺

公文殿

御宿所

新見備中守

国経

天文三年(一五三四)

三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内などを宛行つ

三浦貞久知行宛行状写

下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

赤野郷前々良程之時之給人悉相除候て、其相残分面々為給所遣候、全知行可仕者也、但奉行代官職之替地也、仍状如件

天文三年

七月廿一日

貞久判

牧菅兵衛尉殿

三浦貞久知行宛行状写

下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

開田・法界寺分之事、無相違扶持仕候間、全可致知行者也、仍而後日之ため如件、

天文三

八月六日

貞久判

牧菅兵衛尉殿

天文六年(一五三七)

三浦貞久、牧菅兵衛尉に真島庄の内を宛行つ。また石井・松岡両氏に所領を返付する

三浦貞久知行宛行状写

下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一卷

今度馳午之相届候段忠儀候、其付而於真島庄遣候、

尼子経久、宇山氏に茅部・美甘新庄等を宛行つ

尼子経久宛行状 (切紙) 長府毛利家所蔵文書

『出雲尼子史料集』上巻

今度遣在所之事

かやへ(茅部)

美甘新庄

竹辺本庄・新庄

徳山

やな瀬二口

恐々謹言

享祿五年

七月廿六日

宇山殿

経久 (花押)

新見国経、美作国での戦いが継続中と報じる

新見国経書状 (切紙)

東寺百合文書 ヤ函二二

『岡山県史』家わけ史料

(前欠)

難調候、其分可被仰付候、呉々漆桶者、少も先規

二不可有相違候、御不審有間敷候、聊ル者不可申

候

一当年此方虫損過分ニ申候、国中之儀候間、不可有

其隠候、我等も迷惑此事候

一作州取相、于今無一途候而、細々無便宜候、せうし(美止)

ニて候、少歡樂気候間、如何ニ申候哉、年預様へ

者 可然様御取合可畏入候、恐々謹言

九月廿二日

国経 (花押)

東寺

公文殿

御返報

三浦力孫五郎、中尾氏に月田郷代官職を命じる

三浦力孫五郎代官職補任状 (折紙) 美作中尾文書

『久世町史』資料編 第二巻

月田郷代官職之事申付訖、於公事等ハ速可有取沙汰

者也、仍状如件

天文元

十月廿一日

中尾四郎兵衛殿

孫五郎 (花押)

○発給者の孫五郎は花押から後の三浦貞久と考えられる。

天文二年 (一五三三)

三浦貞久、牧首兵衛尉に永富保等の諸役を免除する

三浦貞久知行宛行状写 下河内牧家文書

『久世町史』資料編 第一巻

面々給所永富保之内助近名、同開田・法界寺分両所

諸役免許ニ一円末代扶持仕候者也

天文二

正月十三日

牧藤兵衛尉殿

貞久判

菅

○同家文書の異本では、本文は「仍而為後日如件」と続く。

尼子詮久、新見氏等に高田城の在番を命じる

新見国経書状 (切紙) 東寺百合文書 ヤ函二二五

『岡山県史』家わけ史料

(墨引)

尚々当年、于今無音申候、更以非如在之儀候、

慈雲定可被寄年罷候、万せうし存候、目出重(美止)而

可申承候

当年者不得幸便、于今無音申、背本意存候、雖事

旧候、御慶重置目出存候、仍二十足任嘉例令進候、

誠表祝儀計候、去年漆小桶二進入候、公文所殿へ

も二十足并漆二桶令進之候、可然様御届所仰候

一御公用三十貫文但漆指中九補にて、只今寺納申候、御年貢方之

帑・漆其外少々用意仕候へ共、通路大事之由申候

間、一度二者不上申、重而以好便、可寺納申候、

去春より御公用可上申心中にて色々短足仕候へ共、

京都・堺・摂州其外海上何方も物念、諸商人不上

下仕候間、乍存知罷過候、此申事、大師も照覽

候へ、非虚言候、当国も弥可為取相候、就作州之

儀、自尼子方合力之儀被申候、去年五月より今ニ

いたり、子共番替ニ高田表ニ立置、大儀不及申候、

伯州東半国与作州一國申合、尼子方ニ敵と成候、

当国も人ニより敵一味候、然共又、尼子方理運ニ

成行候、先以可御心安候

之由、被仰出候也、仍執達如件

大永六

十二月十六日

亮致(松田) (花押影)

盛秀(松田) (花押影)

三浦殿(貞國カ)

室町幕府奉行人連署奉書与

木村家藏一色家古文書

『岡山県史研究』創刊号

豎紙奉書紙

美作国久世保事、

(貞國カ) 先年三浦依有申子細、一旦雖被成

奉書、公用之儀、不及其沙汰、一向無音之条、任

慈照院殿并(貞國カ) 法住院殿御判以下度々御成敗之旨、如

元被返付之訖者、早守先例、可被全領知之由、所被

仰下也、仍執達如件

大永六年十二月十六日

散(松田亦致) 位(松田盛秀) (花押影)

右衛門尉 (花押影)

一色七郎殿(附長)

この頃か

三浦貞国、子息貞久の疾病平癒にあたり熊野三所権

現社に社領を寄進するという

作陽誌 真島郡神社部 高田庄 熊野三所権現社

『新訂作陽誌』三

熊野三所権現社 在高田村、(中略) 古昔社領若

干、嘗三浦下野守貞久病痘瘡、命且危、父貞

国憂之、致懇祈於当社、感瑞多端終得脱

苦厄、此時加社領百石

享祿二年(一五二九)

金田弘久、真島郡草加部村八幡宮に鰐口を寄進する

草加部八幡宮銅鰐口銘 真庭郡久世町大字草加部八幡宮

所在

『岡山県金石史』

(表) 草加部八幡宮御宝前 願主金田加加弘久卯年

(裏) 享祿二己卯年九月吉日 大公五郎左衛門

享祿五年・天文元年(一五三三)

尼子経久、美作国へと進攻し高田城を攻撃の予定と

いう

新見国経書状(切紙) 東寺頁古文書 さ函一五四

『岡山県史』家わけ史料

尚々御公物、今少も可奔走申心中候処、作州三

浦方へ尼子方四五日中可取懸候合力之儀被申候、

さ様之事、殊外短足にて無其儀候、於心中聊

不存如在候、此趣可然様皆々へ御申奉頼存候、

京都無為之由承候間、目出存候

以好便一筆令申候、仍去三月十日比候哉、風早中間

五郎次郎罷上候間、以書状申入候、其時御公用以希、

漆、三十貫文之分進納申候、船便宜候へて、つらしま

辺逗留仕候つる由伝説申候、何比京着候つる哉、

延引候て無御心元存候、只今為御公用、漆指中桶三、

中折紙三十束・小昏二束、十五貫文之分二寺納申候、

慈雲庵可被届申候、臣下二郎三郎と申す者二荷物者

渡候、若慈雲庵他行などの事候者、菓屋道正四郎左

衛門尉二荷物可渡之由申付候間、可有御尋候、此外

納紙国節料十束五帖、納漆指中一桶、只今同渡候、

可有御請取候、一升桶者、いまた無用意にて候間、重

而可上申候、恐々謹言

五月十四日

東寺

公文殿 御宿所

三浦貞国没し、三浦貞久が家督を継ぐという

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系 三浦貞国

貞国 号「駿河守」、天文元年七月九日卒、法名治慈

光寺殿伯々良聖

作州高田城主覚書 下山牧文書

『久世町史』資料編 第一卷

同三年より天文十三年迄三浦貞久城主也、右貞久ハ

貞国之子息也、一男ハヲキ国トテタジメ殿ムコニナ

リ、則タジメヲ御取候

○「おき国」は「作陽誌」に「興国 次郎、続丹治家」とある。

三浦貞国書状 飯尾文書

『吉備地方文化研究』第十七号

一 (包紙) 三浦次郎 貞国

飯尾近江守殿

御返報

古呂々毘村当公用千疋分、差上候、但さいふにて候、相残分、追々可申付候、尚同名事者可申候、恐々謹言

十月六日

(三浦) 貞国 (花押)

飯尾近江守殿

御宿所

三浦力忠広書状 飯尾文書

『吉備地方文化研究』第十七号

将又乏少之至候へ共、鮎之すし五十、江州様へ令進覽候、可被御心得候、御口へ卅進入候、誠左道候へ共、路次大儀候条、非本意候、猶条々弥右衛門方可被申候、万事御心得、奉憑候外無他候

御公用之事、当年分千疋京進申候、加増之事承知仰候、連々如申入候、在所未帰作候、来年より少々致加増、可京納候、於御不審者、御上使可給候、干業者心中無如在候

一若代分之内小中・長谷之事、自去年人お入、只今(包紙)さうろん半候、彼方申事ニハ若代村之内たる上者、飯尾殿御知行いわれす候、殊若代村、去年より中村新兵衛と申者、本領候とて中村知行仕候、就其

此方もおさへし候、古呂々比村并若代村御知行之由、承及候条、いつの時代より小中名・長谷名計御知行候哉、ふしん千万候、不存子細候へ共、御もんたうニなり候は、若代村一向ニ御手ニ可入候歟、あはれ御起しようの案文下給候者、御理運ニ可申達候、何も近度便宜ニ御奉書可成候、奉期候、恐々謹言

十二月十日

野村彦三郎殿

御宿所

三浦貞国書状 飯尾文書

『吉備地方文化研究』第十七号

一 (包紙) 飯尾近江守殿 御返報 貞国

古呂々毘村当公用千疋、運進申候、但割符候、以此旨皆済申候、尚同名事者可申候、恐々謹言 十二月十七日 貞国 (花押)

飯尾近江守殿

御宿所

大永六年 (一五二六)

牧国信、焼失した判物の証明を受ける

氏名未詳某紛失状写

『久世町史』資料編 第一卷

感状覽

- 一 高田庄牧村宗重名四分一之事
- 一 神代けこ屋分之事
- 一 波別之内東分之事
- 一 美甘新庄村之内今井名之事
- 一 関郷之内切符之事
- 一 久世惣領分之内切符錢五貫文之事
- 一 牧村宗重名上総之田式反之事但久世保城原式貫文之替地也
- 一 井原郷之内魚住分之事
- 一 萱部村之内社田名之事

以上

右此条数代々之判形之事、大永六年丙戌八月廿六日二檀上宝持坊ニ預置候処ニ火事ニ而此支証悉焼失候間、重而牧藤左衛門殿国信仁判形宛行訖、以此旨無相違末代可致知行者也、仍而状如件

大永六年

丙戌九月廿六日

○藤左衛門尉の実名「国信」は三浦貞国の偏諱によるか。

三浦氏、幕府に久世保代官職を召し上げられる

室町幕府奉行人連署奉書写

木村家蔵一色家古文書 『岡山県史研究』創刊号

一色七郎晴具申作州久世保事、先年依有被望申之子細、一旦雖被成奉書、公用儀不及其沙汰、一向無音之条、任 慈照院殿并法住院殿御判以下度々御成敗之旨、被返付晴具訖、早可被去渡之、更不可有遲怠

永正一三年（一五一六）

三浦貞国、古呂々比村公用を進納する

三浦貞国書状 飯尾文書

『吉備地方文化研究』第十七号

〔包紙〕
「永正十二」

三浦次郎

飯尾近江守殿

貞国

御宿所

尚々此在所事、近年一向ニ無正躰儀候、悉百姓等遂逐電候、然者在所不作候、殊更境目事候間、毎度不思議なる事共出来候、条々申通、於御同心者、可為本望候、此上者更々無別儀候、次大切候鞞給候、一段為心究候

御知行分古呂々比村之事承候、此在所之事、親之者時より至于今、久抱置候処、昨今可被召放之由承候、迷惑候、雖然前之公用牧大膳亮無沙汰之由承候、驚入之間、加相折檻候、所詮此在所之事、從当年我等ニ預給候者、涯分可申付候、然者公用之儀、式千疋分可差上候、以此旨可申付候、將又若代村事承候、彼在所事者、赤松被官谷太郎左衛門尉と申者、于今知行仕候、此者方之儀者、一向不存候、尚使僧へ申条、擲筆候、恐々謹言

卯月廿一日

貞国（花押）

飯尾近江守殿

御返報

三浦貞国書状

飯尾文書

『吉備地方文化研究』第十七号

就御知行分古呂々比村儀、重而被成御奉書候、迷惑仕候、其謂者、近年此在所之事、一向ニ無正躰、茅所罷成候、雖然涯分申付、如形京進候、成尚以加増仕、御同名大和守殿如時式千疋分、從当年、為我等嚴重京着可申候、於御同心者、無御等閑給而、本望たるへく候、殊若代村事、守護へ知行仕候間、先規之儀者、可有相違候、於子細者、此使僧申候、恐々謹言

六月十日

貞国（花押）

飯尾近江守殿

御返報

三浦貞国力、備中新見荘の内紛を仲裁する

新見国經書状（切紙）

東寺貞白文書 ゆ函六七

『岡山県史』家わけ史料

〔封紙ウハ巻〕

新見藏人

東寺 公文殿 御宿所

国經

尚々、此方之儀、去年中、去春より無為候間、御公用等無沙汰曲事之由、年預さまより又三郎入道かたへ被仰候、如何様之仁躰、さ様候、聊尔申候哉、去七月までハ、領家、宮田近所候、相城申付、日夜国方与取相候、其段者三浦方調法候て、多治部徳光以下とハ和与仕候へとも、于今国方衆競望之子細共候て、取相事候、其かくれあるましく候、少もいつはりハ申ましく候

去二日此方之儀付而態注進申候、定參着候哉、国方より知行所々へ色々申事候間、于今取相分候、然共領家方者不作之在所数多候へ共、自国方、只今手を入候儀なく候、先日書状ニ委申候間、不能巨細候、仍為御公用、式拾貫文分漆指中五桶、老舛桶三ツ、此便宜ニ寺納申候、去年之儀、未進過分ニ可被思食候へ共、国方へ可押領仕候段、以色々武略、相拘候事候、去年之事者、弟候三郎討死候式候間、爰元一向無正躰成行候、去二日之書状ニ委如申候、非如在候事候間、只今上申分者、当毛之御請取ニ、可被懸御意候、更我等寄事於さ右、非申儀候、三職衆さへ于今不帰宅仕候躰候間、可有御察候、將又、御年貢之漆者重而可上申候、先御公用分之儀、京都ニ只今、漆大切之由、宗見被申下候間、早々寺納申度候而急候間、此分候、可然様御取合候て、御申奉憑候、爰元・国方競候ま、寺杜本所領大略押領仕候へ共、我等事、伯州堺目之儀候間、伯州・雲州衆申合、只今まで者国方へ不相隨、取相候て、御領無相違候、おほしめしわけられ候者、可畏入候由、御申肝要候、每事重而可令申候、恐々謹言

十月十七日

国經（花押）

東寺

公文殿

御宿所

三浦貞国、古呂々比村公用を進納する

蔭涼軒日録 延徳二年（一四九二）五月廿四日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』四

自彦龍彦龍使者来云、三浦兵庫助息周謙喝食、当寺参暇事、自里可白相公云云、若有御尋者御返答可預御意得、建仁宝徳院佐蔵主弟子也、与佐孤負佐孤負而出、彼会下、其父以之付嘱余、故云爾云々、愚返答云、就御尋可得其意得云々
○喝食とは禅宗の小僧で未だ半俗半僧の狀態

蔭涼軒日録 延徳二年（一四九二）五月廿九日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』四

早且剃頭謁相府、白疏之御銘如恒、伊勢次郎左衛門白次、葉公曰、建仁喝食三浦兵庫助息事、可預御意得、松木殿被白之云々

蔭涼軒日録 延徳二年（一四九二）七月廿七日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』四

自功叔以結蔵主云、周謙喝食事彦龍小師也、付嘱予云、撫育之者為身後之榮、以故明日可令掛搭、自然之儀可預意得云々、以前内々葉室公被白子細可有之云々、予返答云、彼御喝食事彦龍存生之時内々承之、葉公亦凡及此事、松木殿被白子細可有之云々

明応元、二年（一四九二、三）

僧心月梵初、三浦の化生寺にありといふ

蔭涼軒日録 明応元年（一四九二）十二月六日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』五

及薄暮、茂叔自惠林帰、心月崇寿院事尤本望由、院主被白、依種命近日在作州三浦之化生寺、年内無余日、定年明者早々可有上落、其間御誕生疏等事者可弁云々
○惠林院・崇寿院はいずれも相国寺の塔頭で、本条は崇寿院主の選定に關連する記事。

蔭涼軒日録 明応二年（一四九三）正月廿五日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』五

自作州化生寺返章、茂叔持之来、崇寿塔主辞之

文龜元年（一五〇一）

三浦貞連、高田城主になるといふ

作州高田城主覚書 下山牧文書

文龜元年より永正六年迄、

文龜年間（一五〇一〜三）

三浦貞連、篠向城の山名右近亮を討つといふ

作陽誌 大庭郡山川部 大庭郷 篠向城

篠向城（中略）、文龜年中、三浦駿河守貞連在、高

田城、兵威漸熾每与山名右近亮相之尚觀時、右近亮居篠向、遂為所破而死、貞連遣福田・

金田等、代而守焉福田・金田郷 多在二大庭部一

三浦貞連、荒廢した神林寺の堂宇を造営するといふ

宝月房勸進帳写 作陽誌 真島郡寺院部 真言宗 神村山神林寺

『新訂作陽誌』三

応仁丁亥歳、郡内凶惡之族、於弘閣有干戈之角、其後衆僧微力、難營修造、然処文龜之比、高田城主平朝臣三浦駿河守貞連付沙門、投財産、御堂造營速成也

永正六年（一五〇九）

三浦貞連没し、貞國が家督を継ぐといふ

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家系 三浦貞連

貞連 号駿河守（中略）、永正六年卒、法名宝幢寺殿徳石良賢

作州高田城主覚書 下山牧文書

三浦貞國ト云人、大永七年過享祿二年迄之城主也

『新訂作陽誌』三

文安五年（二四四八）

この年の奉公衆御番帳に三浦近江守が見える

幕府御番帳

『大日本古文書』家わけ第一二 蟻川家文書之二

五番

在国衆

三浦近江守

○『群書類従』巻第五百十一に「文安年中御番帳」として

同様の史料を収める。

この頃か

三浦貞俊、真島郡柴原村にありといふ

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 出羽屋敷

『新訂作陽誌』三

出羽屋敷 在「柴原村」、或名「殿屋敷」、三浦出羽守

貞俊旧宅也、同所有「貞俊墓」、居民彼岸中元祭

之

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世

家系 三浦貞俊

『新訂作陽誌』三

貞俊 初号「孫次郎」、後改「出羽守」

○同家系には、貞俊を三浦貞明の弟、貞連の叔父とする。

年未詳であるがしばらくここに収める。

文明一五年（二四八三）

三浦兵庫助、借錢を返済せず抵当の所領も押領する

政所賦銘引付 文明十五年（二四八三）

『室町幕府引付史料集成』上

（前略）

一 矢部上島掃部助定時 一八 廿五

三浦三郎方

於質券地作州三嶋四分三者即押置之、至借錢者于

今無沙汰云々

文明一九年・長享元年（二四八七）

三浦貞連等、將軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ

出陣する

長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣

衆着到

『群書類従』巻第五百十一

（前略）

五番

三浦駿河守貞連

（中略）

東山殿様祇候人数

三浦兵庫介

長享二年（二四八八）

三浦貞連、近隣荘園の代官職を要望する

蔭涼軒日録 長享二年（二四八八）九月四日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』三

湯郷公文職代官事、自「結城越後守方」、以三

浦駿河守吹嘘之、雖然自「此方」先約之由、寺家

返答云々

蔭涼軒日録 長享二年（二四八八）九月十一日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』三

就「作州建部見明渡代官職事」、寺家返事之趣書「一

行」、遣「三浦駿河守方」、渡之兆藏主、蓋駿河守

返章也

長享三年（二四八九）

三浦貞蓮、相国寺で聴聞す

蔭涼軒日録 長享三年（二四八九）四月十三日条

増補統史料大成『蔭涼軒日録』三

鹿苑半斎々会、大館左衛門佐殿・赤松出羽守殿・小

笠原備前入道殿・岩山 守・三浦駿河守、其外数

輩、在縁半斎聴聞

延徳三年（二四九一）

三浦兵庫助息の喝食、相国寺に帰寺する

作陽誌 真島郡寺院部 禪宗 玉雲山化生寺

『新訂作陽誌』三

玉雲山化生寺者在「高田村」、去「府七里、三浦下野守貞宗創草、貞宗号「化生寺殿長林道祐大居士」、勸「請源翁心和尚」、為「開山祖」。

作陽誌 真島郡寺院部 禪宗 玉雲山化生寺

『新訂作陽誌』三

鎮守 玉雲權現、玉雲者世所謂玉藻也、或号「高田明神」(中略)、相伝、義明射「殺妖狐」、而來狐精每為「祟」、以「故其家世祠」之、源翁授「戒」、後妖初止、貞宗城勝山、建「祠山上」、為「高田鎮守」、城廢亡後、移之化生寺境内。

○本社は現在の玉雲大権現(真庭市勝山)。

作陽誌 真島郡神社部 高田庄 明見権現社

『新訂作陽誌』三

明見権現社 在「如意山麓」、為「城郭鎮護之神」、神紋為「菊」、社内有「鎧一領」、三浦貞宗納「之」、境内三百十歩、社林二段。

○本社は現在の速日神社(真庭市勝山)。

作陽誌 真島郡神社部 高田庄 八幡宮

『新訂作陽誌』三

八幡宮 在「草加部村」、此村氏神也、故宮地在「高田村常平」、相伝、三浦貞宗從「駿河国」勸「請」之、神紋「一手矢(中略)、祭祀九月十九日、境内九十六

歩、馬場長百二十間、横「一間、社林六段

○本人幡宮は現在の草加部八幡神社(真庭市草加部)。

応永年間(一三九四〜一四二七)か

三浦貞宗、死去するといふ

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家系 三浦貞宗

『新訂作陽誌』三

三浦貞宗 号「下野守」、領「作州・備中之内」、最販「禪法」、少参「叩諸徳」、後与「実峯」往来、建隨「慶寺・化生寺」、応永年中卒、法名化生寺殿長林道祐大居士、墳墓在「高田東北横部村」、居民到「今春秋二時備「香花燈燭」、患「瘧疾齒病」者每祈此多「驗

作陽誌 真島郡古跡部 高田庄 三浦氏墓

『新訂作陽誌』三

三浦氏墓 在「横部村」、而処大者三浦下野守貞宗小者三浦武蔵守兼連、居民春秋二時祭「之」、詳し見「山川部大総山」城下、附名「小山」者山北属「組村」、山南属「横部村」、上有「古墳」、亦為「三浦家」一、今無「識者」一矣

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家系 三浦兼連

『新訂作陽誌』三

『新訂作陽誌』三

兼連 号「武蔵守」、横部村同「父有」墓

○化生寺(真庭市勝山)の境内に建つ貞宗の供養塔銘には明徳三年三月十七日に没したとある。「作陽誌」が採録するように、三浦貞宗が美作国高田荘に所縁のあったこと、貞宗に行連という子息のあったことは間違いないが、同時代史料と在地の伝承上の齟齬は、今後検討を要する。

三浦貞宗以降の歴代

作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 三浦氏十三世家系

『新訂作陽誌』三

行連 号「遠江守」、法名徳叟寛清
範連 号「遠江守」、法名永源寺殿博愛良仁
政盛 号「下野守」、法名玉峯宗秀
持理 号「遠江守」、法名宝泉寺殿泰嶽顯宗
貞明 号「遠江守」、法名聴松殿戦叟宗勝

永享年間(一四二九〜四一)

この頃の奉公衆御番帳に三浦遠江守が見える
永享以来御番帳

五番

三浦遠江守

『群書類従』巻第五百十一

中院殿へ行幸ナル、撰祿大臣諸家ノ卿相、周章騷テ馳參ル、宮中ノ宮女上達部、徒歩ニテ逃フタメケバ、八座・七弁・五位・六位・大吏・外記、悉階下庭上ニ立連、禁中変化ノ有様ハ目モ不_レ被_レ當事共也、曆応以来ハ天下武家ニ帰シ、世上モ少穩ナリシニ、去年楠正行乱ラ起セシカ共討死セシカバ、弥無為ノ世ニ成ヌト裏合処ニ、俄ニ此乱出来ヌレバ、兎ニモ角ニモ治マラヌ世ノ中ト歎カヌ者コソ無カリケレ、將軍モ左兵衛督モ、師直・師泰縦押寄ト云共、防戦ニ及ン事返テ恥辱ナルベシ、兵門前ニ防バ、御腹召ルベシトテ、小具足許ニテ閑リ返テ御座ケリ、師直・師泰、義勢ハ是マデナレ共、サスガ押寄ル事ハナク、徒ニ時ヲ移シケル

○傍注等は『新横須賀市史』古代・中世IIに準拠した。

文和三年（一二三四）

三浦道祐（貞宗）、美作国西高田庄内の寺領に替ス、土佐国吾川山庄内の私領を土佐吸江庵へ寄進する

三浦道祐寄進状案 吸江寺文書

『新横須賀市史』古代・中世II

三浦下野入道殿道祐寄進状案文

土佐国吾川山庄内上谷川村事

右所領者、道祐重代相伝之私領也、而為美作国西高田庄内甘浪村並安名替、限永代令寄進也、一親菩提及道祐没後追善、不退転之様御計候者悦存候、但此内任先年寄附、拾貫文奉寄進吸江庵者也、若於違此

旨子孫者、可為不孝之仁候、為後証之状如件

三浦下野守

文和三年二月晦日

道祐判

妙葩首座 御庵へ

貞治四年（一二六五）

三浦行連、幕府から越後国奥山莊金山郷・堰沢条地頭職を沙汰付けるよう命じられる

室町幕府引付頭人斯波義高奉書 三浦和田文書

『新横須賀市史』古代・中世II

三浦遠江前司行連代道玄申、越後国奥山庄内金山郷・同堰沢条地頭職事、道玄訴状副具如此、子細見状、寄事於世上擾乱、堰沢孫次郎去觀応已采非分押妨云々、事実者世不可然、早止波妨、沙汰付下地於道玄、可被全向後所務之状、依仰執達如件

貞治四年十月十四日

左近将監（花押）

上杉民部大輔入道殿

貞治七年・応安元年（一二六八）

三浦道誠（行連）、幕府から越後国奥山莊金山郷・塩沢条地頭職を沙汰付けるよう命じられる

室町幕府引付頭人山名氏冬奉書 三浦和田文書

『新横須賀市史』古代・中世II

三浦遠江入道々誠代志道申、越後国奥山庄内金山郷・同塩沢条地頭職事、重訴状・具書如此、度々被

仰之処、塩沢孫次郎并金沢称名寺雜掌濫妨未休云々、

招重科歟、不日止彼妨、沙汰居下地於志道、可被執進請取、使節不可有緩怠之状、依仰執達如件

応安元年十一月廿四日

中務大輔（花押）

上杉左近将監殿

永徳年中（一二八一〜三）

三浦貞宗、実峰良秀に帰依するといふ

作陽誌 大庭郡寺院部 禅宗 栴林山瑞景寺

『新訂作陽誌』三

当寺者在「上河内下村」、去「府五里半、瑞景元作」随慶、或号「栴寺」、実峰良秀和尚開基、曹洞派下名利也、実峰者関東人、嗣「法峨山」、往「来於」美作・備中間「而道風大被」遐邇、永徳年中三浦下野守貞宗在本州高田城、帰「峰德望」常参訪傾心宗門、遂事跡詳三高田城及化生庄寺之下剃落号長林道祐

実峰良秀禅师語録 卷之下 開示

『訓註曹洞宗禅語録全書中世編』第 卷

示道祐居士

一人徳祐、一物作略、変大地為黄金、攪長河為酥酪、大用現前、諸塵廓落、妙円一片、内外空素、皎潔老兔秋容、清凉靈犀夜魄、正恁麼時、汝如何摸索去、悲思量処識情難測

○以下、美作国における貞宗所縁の寺社所伝を掲出する。

田、而時如請文出現之後、變先言之條、失陳謝之故、
且可注申寺家知行分限之由、於内談之座、仰
雜掌之処、元弘已前僅一兩年之所務也、彼代官堯觀房
向背寺家訖、不知其故矣、動亂已後者、亦佐々木加
地近江前司濫妨之間、不寄付所務、仍地下事、敢無
才学云々、会尺又以下審、不知行之条勿論歟、凡道
祐所進公驗与寺家所帶寄附状、更難対揚、然則於
当郷者、奇捐寺家競望、任御下文、道祐一円知行不
可有相違焉、次寺家所進平氏状真偽事、道祐雖申子
細、彼状不及許容之状、見先段、此上糺明無用也、
仍不及沙汰矣者、下知如件

貞和二年七月十九日

貞和五年（一三四九）

三浦行連、足利尊氏の屋敷を囲んだ高師直のもとに
参じる

太平記 卷第二十七 御所開事

日本古典文学大系『太平記』三

去程二洛中ニハ、只今可有合戦トテ周章立テ、
貞和五年八月十二日ノ宵ヨリ数万騎ノ兵上下へ馳達
フ、馬ノ足音草摺ノ音、鳴休隙モ無リケリ、
先三条殿へ参リケル人々ニハ、吉良左京大夫満義・
同上総三郎満貞・石堂中務大輔頼房・同左馬頭頼直・
石橋左衛門佐和義・子息治部大輔宣義・尾張修理大
夫高経・子息民部少輔氏経・舍弟左近大夫将監氏頼・
荒河三河守既詮頼・細川刑部大輔頼春・同兵部大輔

頼氏・畠山大藏少輔直宗・上杉伊豆守重能・同左馬
助朝房・同弾正少弼朝貞・長井大膳大夫広秀・和田
越前守宣茂・高土佐守師秋・千秋三河左衛門大夫惟
範・大高伊予守重成・宍戸安芸守朝重・二階堂美濃
守行通・佐々木豊前次郎左衛門尉頼清・里見藏人義
宗・勝田能登守助清・狩野下野三郎・苑田美作守・
波多野下野守・同因幡守・瀬津小次郎・和久四郎左
衛門尉・斎藤左衛門大夫利康・飯尾修理進入道・須
賀老岐守清秀・秋山新藏人朝政・島津四郎左衛門尉、
是等ヲ宗トノ兵トシテ都合其勢七千余騎、轅門ヲ固
テ扣タリ、執事師直ノ屋形へ馳加ル人々ニハ、山名
伊豆守時氏・今川五郎入道心省・同駿河守頼貞・吉
良左近大夫将監貫経・大島讚岐守盛真・仁木左京大
夫頼章・舍弟越後守義長・同弾正少弼頼勝・桃井修
理亮義盛・畠山宮内少輔国頼・細河相模守清氏・土
岐刑部大輔頼康・同明智次郎頼兼・同新藏人頼雄・
佐々木佐渡判官秀綱・同四郎左衛門尉秀定・同近江
四郎氏綱・佐々木大夫判官氏頼・舍弟四郎左衛門尉
直綱・同五郎左衛門尉定詮・同大原判官時親・千葉
介貞胤・宇都宮三河入道・武田伊豆前司信氏・小笠
原兵庫助政長・逸見八郎信茂・大内民部大輔・結城
小太郎・梶原河内守・佐竹掃部助師義・同和泉守・
三浦遠江守行連・同駿河次郎左衛門・大友豊前太郎
頼時・土肥美濃守高真・土屋備前守範遠・安保肥前
守忠真・小田伊賀守・田中下総三郎・伴野出羽守長
房・木村長門四郎・小幡左衛門尉・曾我左衛門尉・
海老名尾張六郎季直・大平出羽守義尚・粟飯原下総

守清胤・二階堂山城三郎行元・中条備前守秀長・伊
勢勘解由左衛門・設楽五郎兵衛尉・宇佐美三河三郎・
清久左衛門次郎・富永孫四郎・寺尾新藏人・厚東駿
河守・富樫介ヲ始トシテ、多田院御家人・常陸平氏・
甲斐源氏・高家ノ一族ハ申二不レ及、畿内近国ノ兵、
芳志恩顧ノ輩、我モノト馳寄間、其勢無レ程五万
余騎、一条大路・今出河・転法輪・柳ガ辻・出雲路
河原ニ至ルマデ、無レ透間一打込タル
將軍是ニ驚カセ給ヒ、三条殿へ使ヲ以テ被レ仰ケル
ハ、「師直・師泰過分ノ奢侈身ニ余テ忽主従ノ礼ヲ
乱ル、未代下午云事常篇ニ絶タリ、此上ハ如何様
其へ寄ル事モ可有、急是へ御渡候へ、一所ニテ安
否ヲ定メン」ト被レ仰ケレバ、左兵衛督馳集タル兵
共ヲ召具シテ、將軍ノ御所、近衛東洞院へ御坐ケル
ル、此事ノ様ヲ見、不レ叶トヤ思ケン、初馳集タル
兵共、五騎十騎落失テ師直ノ手ニゾ加リケル、サレ
バ宗徒ノ御一族、近習ノ輩無レ武忠ヲ存スル兵僅ニ
千騎ニモ不レ足ケリ、明レバ八月十三日ノ卯刻ニ、
武藏守師直・子息武藏五郎師夏、雲霞ノ兵ヲ相卒テ、
法成寺河原ニ打出テ、二手ニムズト押分テ、將軍ノ
御所ノ東北ヲ十重二十重ニ囲ミテ、三度時ヲ擲タ
リケル、越後守師泰ハ七千余騎ヲ引分テ、西南ノ小
路ヲ立切、搦手ニコソ廻ケレ、四方ヨリ火ヲ懸テ燒
責ニスベシト聞ヘシカバ、兵火ノ余烟ニ遁トテ、
其辺近御相雲客ノ亭、長講堂・三宝院へ資財雜具ヲ
運ビ、僧俗男女東西ニ迷惑フ、内裏モ近ケレバ、軍
勢事ニ触テ狼藉ヲモ可レ致トテ、俄ニ龍駕ヲ被レ促持

隨兵

(中略)

後陣以右為上

(中略)

六 三浦遠江守

右敷

天龍寺供養日記

結城文書

『新橫須賀市史』古代・中世II

(前略)

隨兵

(中略)

三浦遠江守行連

天龍寺供養供奉人交名写東北大学日本史研究室保管文書

『新橫須賀市史』古代・中世II

(前略)

隨兵

已上杉原左近將監

(中略)

三津下野入道(傳)息(貞宗)

貞和二年(一二三六)

三浦道祐(貞宗)、武蔵国称名寺雜掌と越後奥山荘内

金山郷を争う

足利直義裁許状案

三浦和田文書

『新橫須賀市史』古代・中世II

御判(足利直義)

〔同前〕

三浦下野前司貞宗法師法名道祐代頼田与武州金沢称名寺雜掌持田相論、越後国奥山荘内金山郷事

右、就両方解状、召決内談之座訖、相論之趣雖区、

所詮当郷者、為元弘没収之地、道祐拝領之処、称本

寺領、雜掌掠給安堵之条、令依違之由、頼田依訴申

之、於一方内談依田左衛門尉貞行奉行有其沙汰、被渡津方之間

所糾決也、爰彼地者、本主由井尼是心所領也、相副

永仁元年八月廿九日下知状、讓補養女平氏前中務權大輔時如妻、

越後道入、之間、同二年十一月廿日充給安堵御下文知

行之条、兩方無論、而去建武四年六月十九日道祐拜

領恩賞之隨一也、雜掌押領無謂之由、頼田訴申之処、

就元德三年九月六日平氏寄進状、寺家知行之間、建

武三年十二月一日為信濃入道行珍奉行、充給安堵之

上、依道祐之訴、於津津方有其沙汰、於寺家者、重

賜施行、至道祐者、可充給其替之由、同四年十一月

十八日裁斷訖、今更不可依違之旨、雜掌陳之、先伺

申子細之処、可勘申之旨、今年六月十九日評議訖、

凡当郷者、時如亡妻平氏所領之条勿論、縱雖為別相

伝之地、又先立時如雖早世、一類難差別、元弘没収

無異儀、寺家本知行之条、敢無公驗、為当寺領之由、

被載建武安堵之条、令依違之由、頼田所申非無子細、

仍先沙汰之次第仰行珍、召出建武三年記、訖、如状

者、尋問長井大膳權大夫広秀、佐野四郎左衛門尉資

清等之処、寺家所申無相違之旨、捧請文之由、所見

也、為没収之地者、難依証人申詞、如同記六者、

或被付 勅裁之地於南禪寺、或被寄江間尼淨元寄附

之地信州伊賀良、庄中村河路、於開禪寺大鑑禪師開山之由所見也、於 勅

裁之地者、各別御沙汰也、至淨元寄附之地者、為庄

内寺領之上、新給人承諾之由所見也、不足比量、

次成敗御免之仁等分、被許寄附之条、後年別儀之大

法也、於没収之地者、就後家女子行跡、新法已前之

安堵不足信用、次同四年施行者、被遵行先日安堵

之由所見也、難称裁斷之上、理非者不依安堵之条、

定例也、仍同前、次如本所雜掌所帶正慶元年御下

知状并時如同年請文等者、本主平氏者、元德二年死

去之条顯然也、同三年九月六日寄附状、謀作之条勿

論、且当郷時如相伝之条、証跡既分明也、寺領不実

之条、不及御不審之由、道祐申之処、彼状者、榎下

左近大夫淑連法師銘封也、当時現存之間、有疑殆之

上、平氏者同三年十一月廿四日死去、崇頭已下親類

禁忌之日限無其隱、宜被札尺之由、雜掌陳之、如下

知状者、当郷年四十四貫文也、而地頭越後入道惠、元

德三二年對捍云々、如時如請文者、於元德二年分

者、本主存主之時、致弃帶返抄訖、至同三年時如分

者、可令究濟候、殘分者、懸面々領主、可訴申云々、

云時如判形、云淑連銘封、無指謀難之間、於本主死

去年限者、聊雖有了見、至下地者、寺家不知行之条

明白也、道祐所難有其謂歟、而寺領者、自元非一

円、有各別分領之条、見寄附状、寺家雜掌誤不弁申

惣別分限歟之由、雜掌雖遁申之、如寄附状者、人々

爾申与候事者、不違可有御計候云々、為一円寄附之

地、本主被管之輩活計、可為寺恩之由所見也、隨而

寺家雜掌、自建武主今致一郷補任訴訟訖、敢不立除

曆心寺

備後国三谷西条地頭職事

右、為当寺造管料所 奉寄如件

曆心四年四月廿一日

権大納言源朝臣御判

一荷 尾張権守

其後着本座、被行御時之後、開山以下真俗共以御出

真如寺仁和寺、上棟云々

(後略)

越後守護代長尾景忠打渡状 三浦和田文書

『新横須賀市史』古代・中世II

越後国奥山庄内堰沢条地頭職事、任被仰下之旨、沙

汰付于三浦下野入道々祐代候訖、仍渡状如件

康永三年五月二日 景忠 (花押)

曆心四年 (一三四一)

三浦道祐(貞宗)、曆心寺の地曳に加わり一荷を運ぶ

天龍寺造管記録

『新横須賀市史』古代・中世II

同年七月十三日 晴、曳地遂行

(中略)

国師取納芝土於平籠、出堂前東向、持置之給、

是則為表開山之儀也

次將軍如前 次武衛同前

其後一荷兩人運送之次第不同

僧衆分

一荷 臨川長老 等持院主

一荷 端照塔主 妙了都寺

俗家分

一荷 武蔵守師直白直垂 越後守師泰

一荷 婦部頭親秀 信濃入道行珍

一荷 阿波守和氏 伊与権守重成

一荷 南遠江守 大和権守重茂

一荷 三浦下野入道 宇都宮遠江入道

一荷 対馬守行重 引田妙玄

康永二、三年 (一三四三、四)

三浦道祐(貞宗)、足利尊氏から戦功を賞される

足利尊氏下文 三浦和田文書

『新横須賀市史』古代・中世II

「康永二年十二月廿六日」

下 三浦下野守 法師

可令早領知越前国粟田島、越後国奥山庄内関郷・

歙江村・堰沢条・金山郷等事

右以人、為勲功之賞所充行也者、守先例、可致沙汰

之状如件

康永二年十二月廿六日

室町幕府執事高師直奉書 三浦和田文書

『新横須賀市史』古代・中世II

越後国奥山庄内堰沢条事、任去年十二月廿六日御下

文、可被沙汰付三浦下野入道々祐代官之状、依仰執

達如件

康永三年正月廿九日 武蔵守(花押)

上杉民部大輔殿

康永四年・貞和元年 (一三四五)

三浦道祐(貞宗)の息行連、天龍寺供養に奉供する

園太曆 康永四年八月二十九日条

『新横須賀市史』古代・中世II

後 (前略)

三浦遠江守 (中略)

後陣隨兵 (中略)

三浦遠江守 (中略)

師守記 康永四年八月二十九日条

『新横須賀市史』古代・中世II

隨兵 (前略)

六 三浦遠江守 (中略)

右 (中略)

右 (中略)

右 (中略)

ハ御本衆等召文にて候」「候、是ハ御本訴にて候へハ、悦入候へとも、但始終」にして、鶴執候てハ、一旦三可被捨取、八院」「彼等地下猛勢、当方ハ無案内の他国」「只仰上裁許、如此令申候とて、毎度以強訴口口難道行候、其上守護一味にて、先度未道行」「百姓等二いたり候までも、皆引級所存之」「いづも不可申斐候、所詮御和談の道候ハ、」

氏名未詳某書状 金沢文庫保管称名寺文書 隨時意抄別
教行布紙背文書

『新横須賀市史』古代・中世II
去月十九日以妙義令進金口之正文四通候、定参着候歟、此法師未下向候、又今月九日文一房令上洛候便宜、進愚状候、上洛之間。委細令申候了、此腫物いかにもして、年内療治候、明春ハ可思立之旨相存候、存京等之資縁可被懸御意有御案候。又金山よりも近日令首信候、如其状申候者、三浦下野入道可打入当郷之由、「荒説候と歎申候つるに、「」当
時京都沙汰之体、申下候了、付其候者」

暦応二年（一三三九）
三浦道祐（貞宗）、越後国奥山荘内金山郷での代官の
濫暴を停止される

室町幕府禅律方頭人奉書案 金沢文庫保管称名寺文書

『新横須賀市史』古代・中世II

『御奉書案』
「同 奉行 雅民」

金沢称名寺雜掌光信申、越後国奥山荘内金山郷地頭職事、重訴状、如此、子細見状、所詮使節緩急云々、所存何様事哉、甚無其謂、早大見肥後彦五郎相共停止三浦下野入道々祐代官濫妨、沙汰付当郷於寺家雜掌、載起請之詞、可被申左右之状、依仰執達如件
暦応二年十月廿日 散位在判
佐々木加治近江權守殿 二方文章同前

暦応三年（一三四〇）

三浦道祐（貞宗）、暦応寺木作始の儀につき行事所の
警固を務める

天龍寺造宮記録

『新横須賀市史』古代・中世II
同三年四月廿一日 天晴、木作始

当日早旦、院司邦雅朝臣来臨、先於龜山殿中門相待儀式、兼引屏幔於三門之地、午刻着此席、召工宗重於屏幔之外、可始木作之由命
先仏殿木作始、工自東参向之後、經木裏方西、至木末北、着笏取鉄尺墨壺、長先持之授引頭、
々々取之授大工、定寸方之点、左手持墨壺、
經木面東、至木本南、如上定寸方出墨繩、次取斧、
次第削之、長八人

同前
次僧堂木作始 儀式如先、科木一支、
置渡東西、木面北也

次庫裏 同前、科木同
前、木面南也

次法堂 同前、木面東也

次山門 同前、木面同前

見物緇素成市、僧衆群衆、
未刻事了、院司退出、任長講堂木作始、
有其沙汰云々

院司
播磨守邦雅朝臣 乘車
主典代東市正景有
庁官左兵衛尉康経
已上於寺家不及有心之沙汰
召次則清泰清云々、任所望、
工司
大工宗重 東帯
引頭四人 衣冠
長八人 布袋
已上十三人出現、列立隨役、酒肴料錢三千疋、内々下行、此外不与俸禄、依未歷功勞也
勅願之先例云々、連輩出仕事、雖申子細、不能許容、子細同前
武家奉行入不及出仕、院司参会之礼無骨之故也、但兼構行事所、
三浦下野入道 白井八郎左衛門尉宗明、
等也
今日故先被寄寺領一所、
武州奉 円忠成草 師英清書
奉寄

建武四年（一三三七）

三浦道祐（貞宗）、越後国奥山荘内金山郷を拝領するも武蔵称名寺との相論に敗れる

室町幕府引付頭人細川和氏奉書案 金沢文庫保管称名寺文書

『新横須賀市史』古代・中世II

〔御奉書案金山郷事〕

御奉書案 奉行 諏大

金沢称名寺雜掌光信申、越後国奥山荘内金山郷事、重解状如此、子細見状、三浦下野入道道祐帯後日御下文、雖申子細、依為寺領、可充賜其替之旨御沙汰畢、早任先日安堵状、止方々違乱、可沙汰付下地於雜掌、遵行之後亦有濫妨之訴者、重雖不破仰下、每度加対治、全寺家知行、載起請之詞、可注申子細、使節緩怠者、可有其科之状、依仰執達如件

建武四年十二月五日

阿波守在判

高越後守殿

氏名未詳其書状

金沢文庫保管称名寺文書 湛稿戒八十

一紙背文書

『新横須賀市史』古代・中世II

「私を存候へ、又そうへの儀候ハす候、在候はす□とも、きら／＼しからず候へハ、御心本なく候、もし又人／＼も御座候へハ、別人にも仰付候て、当郷衆をおほせ付候へかすと存候、愚身は「所詮御意にて候へく候

一 当郷を八人の給はりて候なんと申合候、心「

三肺下野入道・和田黒川是等二人・加地近江守も「

内々所望申申聞にて候へハ、相構／＼真如「

而使の渡状をも御上候て、能やうに御はか「

何事もまことしからぬことにて候へとも、御用□候へく候、これにも当時当郷を寺家二知行

仕候ハ、なにさま近江守寺家へ渡候ハ、打

入「打落一旦押領之事、内々巧候よし、普開

□是も心苦候、但愚身ハ惣ハ御寺僧衆の御□

当郷之狼藉の仁「百万「にても候へ「を

き候て、事□体をもう□り、打死をも仕て世体

なんきに候間、餓死仕候へきにて□、寺のため

人き／＼もはかり入候へハ、仏具お□罷上候て、

御寺にて餓死仕候へく候

一 近江守方より物をかい候使者、□さう／＼しか

ら□御寺下部、町買よくしつへく候はん仁二、

此使□添候て、日記ニまかせてかハせて給はり

候よし申□

一 義憲房方より罷下候し時、茶を給はりて候し間

□□六室と茶を二種、近江守ニはたこふるいに

仕□おりふし諸群勢打聚て候し中にて、茶「

此六室四室を立て候へ、近江守をはしめて諸人

おもしろかり申候、其付候てハ、御寺の事「

候しついでに、凡当御代ニ無双之事にお「め

され候て、將軍も大事と仰候様、長老の御□凡

御行住坐臥体、御行字のありさ□、一日一夜諸

人中にて、物物申て候「さてハ天下無双御寺

にて候也、さてこそ御大事□□□給候らんなんと申合候

一 旁以御辛勞御痛敷事候、御延引畏入候「事も

承及候者、法勝寺三月廿日為類火□令炎上候了、

仏法衰微、返々殘猿御事候、□「眼露候者也、

且被聞食候何ニ、御周章仰「愚身も御上洛の

御迎とも候ハす、又当所事とも「不可尽候之

間、已去月末可令參上之「地下の様も打捨候

ても、跡事不可有正体「今夏ハ罷留候、大方

申当郷方方沙汰□「百姓等訴訟事、何の僧御

下向候とも、懸□「曲申談度存候、返々御為

貴寺、始終落居心「

一 当郷去年御年貢用□事、先日又三郎「如申入

候、百貫文ハ光接寺筑前殿許令「候、所殘十

一貫八百余候しを京都へ□「

一 可進上之候、次去年貢結解状、御寺へ可進「

筑前房方へ令調進之候き、定參着「御不審候

ハ、委細示給候者畏入候

一 智土師去年貢事、廿六貫文進候云々、先にも如

申入候、雜掌料足の文、相擬候き、「京都相殘

候も、令受用候ハ、可為何程候哉、□啓案内候

き、自国より結解状定令進上「

一 又彼代官尊禪門状とて、愚身方へ光接「被下

候、寺家へも令進覽よかしく候「候程ニ令進

覽之候、為得御意候

一 近日京都雜掌方より申たひて候ハ、八□重申成

候云々、今度ハ張本衆等召文にて候「候、是

高田城関係史料集

凡 例

- 一 本史料集は、中世から近世前半期に至る高田城関係史料を収録した。
- 一 収録にあたっては、既刊の刊行物から収集した史料を中心にした。ただし未刊であっても妥当と思われるものは新たに翻刻・収録した。なお東大史料編纂所蔵資料の検索・利用にあたっては多くを同史料編纂所公開用データベースに拠っている。
- 一 史料は原則的に史料名を付して年代順に配列し、事件毎に網文を付し、適宜解説を加えた。
- 一 史料の体裁はできるだけ原文書等を参照しその雰囲気の再現に努めたが、改行はいちいち指摘せず、文書の年月日・差出の位置なども概ね統一した。
- 一 史料本文の字体は、原則として常用漢字を用い、異体字・略字・俗字・あて字については一部を使用した。また変体かなは平かなに改めたが、格助詞のうち次の文字は原文書の体裁に「」を付し、活字を小さくして使用した。
者(は) 江(へ) 二(に) 茂(も) 与(と)
而(て) 越(を) 而(の)のみ
- 一 史料中の句読点は引用史料集の体裁に「」を付し、全て読点(、)に統一し、適宜並列点(・)を付した。
- 一 闕字・平出は原文書又は引用史料集の体裁を尊重した。
- 一 誤字・誤記は右肩に正字を()で示し、意味不明の場合には(ママ)を付し、疑念が残る場合には(カ)を加えた。脱字は()、脱、衍字は(衍)と注記した。

- 一 史料の理解を助けるため、編纂者が付した按文には○を付し、地名・人名・年号・語句の説明は()、或いは(カ)で注記した。
- 一 収録にあたってはつとめて原本または写真等を参照した。
- 一 本文にある抹消訂正は、特に必要とする場合には、原則として左側に「」で示し訂正文がある場合には、右側に記した。抹消などで文字が判読できない場合は■で示した。
- 一 虫損・破損等について文字の判読し難い箇所は、字数のわかるものは□□□で示し、わからないものは「」で示した。
- 一 朱書の箇所及び裏書・奥書・端裏書・後筆・付紙(張紙を含む)また書状の奥封・端裏封のウハ書などは「」を付し、その旨右肩に()で注記した。
- 一 原本に花押・押印がある場合には(花押)(花押影)(朱印)(黒印)で表現した。筆で印・判・花押と記している場合はそのまま印・判・花押などとした。

- 一 前近代の社会では、身分制にもとづく支配が行われ、社会の様々な場面において徹しい差別が存在していた。そのため当時の史料中には差別的な用語が記されていることがある。本史料集では、差別や被差別民の生活の実態について、科学的な歴史認識を進め、差別を根絶する立場から、それらを原史料のまま掲げた。但し差別的助長につながるかねない固有名詞などについては「」で示し、あるいは記載を差し控えた場合もある。
- 一 本史料集の編集は、森 俊弘が担当した。

主要参考文献

- 久世町史料編纂委員会編『久世町史』資料編 第一巻 編年資料 久世町教育委員会 二〇〇四(掲載資料の多くは本書に依拠している。巻末に詳細参考文献一覧を掲載しているのを参照されたい)
- 陸奥英雄編『陸奥軒日録索引』臨川書店 一九八九
- 福田豊彦『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館 一九九五
- 榎原雅治『前田育徳会所蔵『飯尾文書』所収の美作三浦氏関係文書』『吉備地方文化研究』一七 二〇〇七
- 横須賀市編『新横須賀市史』資料編 古代・中世Ⅱ同市 二〇〇七
- 辰田芳雄「中間地域における戦国期荘園の展開とその意味―東寺領備中国新見荘代官新見国経を事例に―」『岡山朝日研究紀要』三〇 二〇〇九、のち『室町・戦国期備中国新見荘の研究』日本史料研究会企画部 二〇一〇二に収録
- 森 俊弘「岡山城とその城下町の形成過程」『岡山地方史研究』一一八 二〇〇九
- 同 「中近世移行期草刈氏に関する通史的言説をめぐって」『鳥取地域史研究』一五 二〇一三
- 同 「中近世移行期の猿掛庄氏とその一門衆」『倉敷の歴史』二四 二〇一四
- ※また、関連記事や史料の検索・参照にあたり、東京大学史料編纂所データベースを利用した。



図2 高田城下地割図

(大正期頃。各種資料に基づき作成)

山城としての高田城は、この期間に含まれる正保二年（一六四五）までに廃城となり「古城」の状態であったことが確認できる。ただし、廃城年次や具体的な措置は、不明である。

これに先立ち、江戸幕府から元和の一国一城令が発せられているが、森氏が履行したのかは不明である。

確實などころでは、寛永十五年（一六三八）の平地居館の破却が数例知られるが、これも山城破却の事例までは確認できない。今後の博捜による関係史料の発見に期待したい。

× × × × × × × ×

なお、近世後期、明和元年（一七六四）に三浦明次が三河から入部して以降の状況については、史料の悉皆的調査に至らず、紙幅の関係もあって今後の課題となった。

ちなみに、三浦家では、まず城下に長屋を建築して藩士を入れている。

そして、翌々三年には、出丸（勝山）山頂に太鼓櫓を、翌四年には、城山（如意山）の西麓に大手門を築き、同七年には、藩庁の御殿を完成させている。

その後も、領民からの御用銀などにより、城山中腹の「小屋ヶ壇郭」に土塀を築造し、安政四年（一八五七）頃からは、領民による多数の「御城築御手伝人足」差上により、何らかの造成工事を続けている。これは例えば兵錬場（調練場。現二の丸グラウンド）の掘削の可能性が考えられる。

この兵錬場は、入部当時の築城計画を示す絵図に、「二之丸」として記されているものである。しかし、結局は山上の城郭整備はほとんど実現していない。廃城直前の明治初年の時点で、城内の施設としては、小屋ヶ壇郭の土塀、兵錬場の小屋、出丸の守辰場（太鼓櫓）程度があるに過ぎなかった。

主要参考文献

- 森本清丸・勝山町史編集委員会編『勝山町史』前・後編 勝山町 一九七四、八二
- 牧 祥三『美作地侍戦国史考―岡山県・美作・真庭郡牧一族の史料に拠りつつ―』私家版 一九八七
- 角田 誠編『播磨利神城』城郭談話会 一九九三
- 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館 二〇〇〇 など

※参考として高田城下の地割図を掲載しておく。

によつて、まったく別の年代のものとなつてゐるが、「隠岐守」が美作西郡の社役を安堵した史料も存在する。

隠岐守の子孫は、岡山藩士となつた。同家の家伝によれば、隠岐守は、大坂の陣で籠城して戦死したとされる。嫡子の藤内は、秀家に奉公し、知行千石等を与えられて高田城を預り、「城代」となつた。しかし、秀家没後は牢人して、備前国の上道郡浦間村（岡山市東区浦間）に居住したと伝えている。事跡の混乱がみられるものの、服部氏と高田城との関係はこれによつても確認できる。

以上から、勘助と隠岐守は、おそらく同一人物で、播磨利神城から高田城に転じ、隠岐守の受領名を称したとみられる。時期的には、天正十六年（一五八八）の岡山築城開始を契機として、翌十七年に実施されたとみられる、領国内の破城、支城整備に関連した措置である可能性が考えられる。

三 その後の高田城

宇喜多氏Ⅱ期（岡市丞・不破内匠カ・小瀬中務）

岡山藩士服部氏の家伝からは、慶長五年（一六〇〇）の宇喜多家没落まで、同氏が「城代」を続けたようにも受け取れる。しかし、文禄末年に原形が成立した宇喜多家の分限帳にも、隠岐守父子の名前は見えず、以降は不明の点が多い。

高田城の所在する高田村は、文禄四年（一五九五）以前から岡市丞と
いう人物が給人となつてゐる。

その後、慶長三年（一五九八）九月に、市丞の異父兄で宇喜多家重臣の戸川達安が、当主の秀家から「山内・高田近辺」五一〇〇石を預け置かれ、市丞も同年に「高田城領」として一〇〇〇石を加増されている。

こうした所領の預け置きや、城領の加増は、時期的に、同年八月の豊臣秀吉死去に伴う領国防備の一環と考えられ、高田城にも何らかの改修

が加えられた可能性がある。

戸川達安は、同五年初頭に起こつた、いわゆる「宇喜多騒動」を経て、他家へ蟄居となつた。同年八月、関ヶ原合戦に先立ち、宇喜多秀家は、領国内の城に籠めた在番に対して、人質の差出を求めており、その内に「高田中務」として小瀬中務正による高田在番が確認できる。

このほか、正保期（一六四四〜七）前後に成立した「美作国古城之覚」（以下、「古城之覚」）には、天正年中から宇喜多氏の家臣「不破内匠」が高田城を抱えたとしてゐる。ただし、他に拠るものがなく不明である。小早川氏（木下齋之助）

宇喜多氏没落後の高田城について「古城之覚」は、慶長六年（一六〇一）から小早川秀秋の陪臣、木下齋之助が城を抱えたとする。「作陽誌」は小早川氏の支配期に「服部隠岐守・同勘介・木下齋之助等」が城を守つたとあるが、前二者は先にみたとおり誤りである。

秀秋は、同七年十月に急死したことから、その支配は二年で終わった。

森氏Ⅰ期（各務元峯）

慶長八年（一六〇三）二月、美作国は、森忠政に与えられた。「古城之覚」は、同八年から、各務四郎兵衛が城を抱えたとする。

四郎兵衛の実名は、元峯。津山藩森家の執権で、高田城下に多くの家臣「高田侍」を抱え支城支配を行つたが、同十三年に起こつた家中騒動の責任を取つて切腹した。

森氏Ⅱ期（大塚氏）

「古城之覚」は、慶長十四年（一六〇九）春以降は、大塚丹後とその子孫五代が、相次いで城を抱えたとする。

大塚氏は森家の重臣で、各務元峯没後の同十三年冬に執権となり、慶安二年（一六四九）夏まで大塚（森）丹後某、主膳三俊、丹後氏次の三代が同職にあつた。以降、内膳某、監物氏重、左門可明と続き、可明は、延宝三年（一六七五）に森家を致仕し、退去してゐる。

に「番所」があり、兵糧が備蓄されていたことが記されている。また別に、当事者である、香川家の子孫が記した軍記物語「安西軍策」には、「兵糧蔵」と「門」が見える。さらに、同書を増補した「陰徳記」には、加えて「三ノ曲輪ノ懸出ノ雪隠」と、「塀」「棚（柵か）」の伴う「矢倉」が現れる。管見で城内施設の具体的な記事はこれだけである。

三浦貞広Ⅲ期 才五郎、次郎、能登守。

「覚書」は、難を逃れた「牧」が、当時備中にあつた三浦貞広を擁立し、元亀元年（一五七〇）七月に篠向城を攻略。十月に高田城を攻撃し「大合戦」となり、城を取って貞広を入城させたとする。貞広の不在理由は不明である。

毛利勢の籠城するなか、備前の浦上宗景からの加勢を受け、十月五日に行われたというこの戦いは、同時代史料などから、永禄十二年であることが確実である。「覚書」と一年のずれがある。

以降、「覚書」は、貞広が「七年程」城主の後、備前の宇喜多直家が「芸州衆」へ高田城を渡すよう調停、十月に榑崎氏へ城を引き渡したとする。

同時代史料では、三浦氏は、天正二年（一五七四）二月に端を発する浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、宗景に与している。その結果、同氏は、同年末から翌三年早々にかけて宇喜多勢、次いで毛利勢の攻撃を受けた。ついに九月十一日に高田城は落去し、貞広は直家の仲介で下城した。

ちなみに、長く通説となっていた、高田城が天正四年に落城したとする説の年次は、「覚書」に由来する元亀元年から起算したものであると考えられる。起点が永禄十二年となれば天正三年落城となり、同時代史料からの推定と一致することになる。こうした一年のずれは、おそらく「覚書」の筆者牧藤助が、自身の年齢を元に事件の年次を逆算した過程で生じたものと思われる。

毛利氏Ⅱ期（榑崎元兼）

以降、同城は、毛利方の拠点としてしばらく推移する。牧氏は、宇喜多氏に従い高田城を離れたため、「覚書」の記事は、榑崎氏の在城をわずかに伝えるのみである。

ただし、天正七年（一五七九）以降の宇喜多氏と毛利氏の対立にあつては、毛利輝元、吉川元春、小早川隆景をはじめとした諸将が入城し、高田城を拠点に、美作平定に当たったことが確認できる。

そして同十年の和睦ののち、翌十一年に始まる毛利・宇喜多領の国分け交渉にあつては、高田城も引き渡しの対象となっている。

宇喜多氏Ⅰ期（牧一党）

「覚書」は、「直家」が榑崎元兼に、高田城を牧氏に渡せと命じ、牧氏は天正十三年（一五八五）三月に入城したとする。なお、巻末には、牧家信をはじめとした、在番者の交名（せうみやう）を載せる。

直家を主体とするのは、同十年正月までに没していることから明らか誤りである。しかし、牧氏の入城の年次は、先の例に従えば、前年の同十二年三月となる。これは、国分け交渉の一応の決着に添う、妥当な年次といえる。

なお、「覚書」には、三浦貞広の頃の状況という交名も収められており、双方を比較すると、高田城における城郭利用の規模縮小が窺われる。
宇喜多氏Ⅱ期（服部勘助〔介〕・隠岐守）

「覚書」は、その後、宇喜多秀家の時代に行われた「人直」（ひとなほ）によって、「八鳥勘助」が高田城主に命じられたとし、ここで「覚書」の本文は擱筆されている。「八鳥勘助」は別に、「服部勘介」として、宇喜多氏が播磨の佐用郡を領国に編入するに伴い、利神城（兵庫県佐用町）で在番したことが知られている。

これらとは別に、「高田城主服部隠岐と申仁」が、篠向城主江原親次の家臣、中島本政に脇指を与えたとする史料がある。また、後年の付年号

市勝山)に、同氏不入と宇山氏守護を祈願し、玉雲権現(玉藻前・九尾狐)の影像を像立したとする。

こうした宇山氏の活動の背景には、天文二十三年(一五五四)十一月に新宮党が肅清されたことによる、太河原・三浦氏の没落があったとも考えられる。弘治三年には、美甘八幡宮(同市美甘)、高田荘内の草加部八幡宮(同市草加部)で、久兼の一門宇山誠明による寺社造立が行われていることから、現地支配は誠明が司っていたとみられる。

三浦貞勝 孫九郎、遠江守。

「覚書」は、永禄二年(一五五七)三月、貞勝が宇山氏を攻撃し「大合戦」の末、高田城から立ち退かせて城主となったと記す。そして功績のあった牧右衛門尉に河内の受領名を名乗らせた。しかし同八年十二月に家臣の金田氏が翻心、備中三村氏と謀って貞勝に切腹させたとする。二十二歳、称名院殿真月宗金。

「系図」では、貞広の前に配列するが、「覚書」は、特に兄弟の順を明記せず、貞広を特に「貞久御子」と記す。状況的には、貞広・貞勝の順である。また、貞勝の没年月日は、別に地元で伝えられる、永禄七年十月十五日の可能性が高く、一年のずれがある。

この前後を通じて、貞広は、出雲尼子氏のもとにあり、家臣の牧尚春も尼子方として活動している。このことから、貞勝は、金田弘久や・尚春の弟と伝わる牧河内ら、家中の反尼子派勢力に擁立された存在と考えられる。このように「覚書」は、牧河内・藤助父子の視点から記されているらしいことにも留意する必要がある。

三浦貞守・貞広Ⅱ期

貞守は、「系図」では、「貞盛」として貞久の末弟に位置付けられている。しかし、「覚書」には、貞久の兄弟は、「おき国」と「貞尚」の二人とし、貞守を貞勝・貞広の「祖父」とする。生母の父か。

貞勝切腹の際に、「牧一とう」は、貞守を擁立、永禄九年(一五六四)

九月に高田城へ戻ったとする。ただし、これは牧河内父子の視点であって、同時代史料では、同八年九月頃に出雲尼子氏から帰国を許された貞広が高田城へと戻っている。貞広は、翌九年には、焼失していた神林寺の再建、近隣への軍事活動を展開するとともに、翌十年には、東に所領を接する岩屋城(津山市中北上)の城主中村氏との交戦を続けている。ここでも「覚書」と同時代史料で一年のずれがある。

毛利氏Ⅰ期(長就連・香川光景ほか)

「覚書」は、「永禄十一年二月十九日」と日付まで記したのち、「芸州衆」の「長・(香脱カ)川・志ん(道カ)」の三人が謀り、貞守を切腹させたとする。年次はこれで正しいようである。

同時代史料には、毛利元就と輝元が「高田表之儀」を命じ、足立信泰や宇山氏、「二所衆」が同月、「三浦衆其外逆意輩」を「討果」したとある。ただし、具体的な経緯については、不明な点が多い。

以降、足立氏をはじめ、長就連・国弘高実・香川光景、出雲・伯耆衆らが在番、長・香川の二人が「高田領」の支配を司っている。

永禄十二年(一五六七)前後の状況を記す「森脇覚書」には、「二丸」

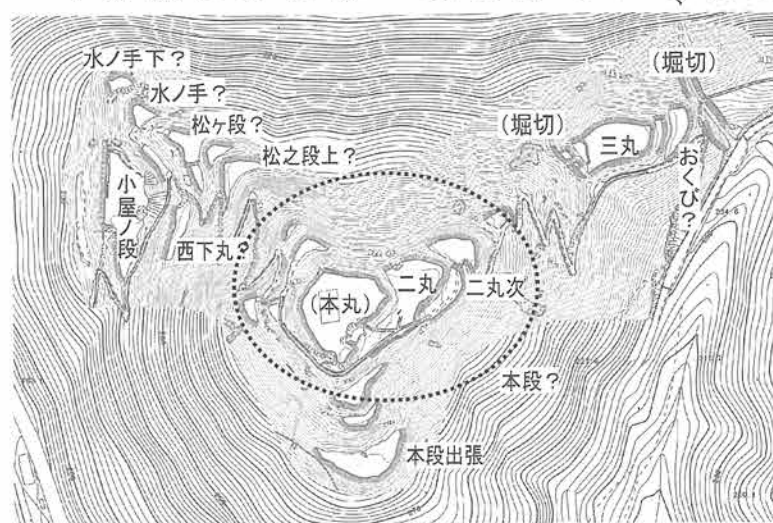


図1 「覚書」による曲輪名比定試案

根本史料の「覚書」を縦軸に、諸史料によって高田城史の通覧を試みることにしたい。

二 高田城史をたどる―「作州高田城主覚書」を縦軸に―

近世初頭の成立とみられる「覚書」によると、高田城は、文亀元年（一五〇一）、十六世紀初頭の三浦貞連の居城に始まると認識されていた。この認識は、応仁・文明の乱を契機とした、戦国期への突入と軌を一にし、中世山城をめぐる普遍的な傾向とも一致する。

三浦貞連 駿河守。

「覚書」は、文亀元年から永正六年（一五〇九）までの城主とする。貞連以前にも、室町幕府奉公衆として、三浦遠江守・近江守の名前が見える。しかし、具体的な行動を確認できるのは、貞連からである。

断片的な史料からではあるが、当主の貞連は、奉公衆として在京、足利將軍家に近侍するとともに、美作内の御料所の代官職獲得に奔走。荒廃した神林寺（真庭市神）を再建し、篠向城（同市三崎・大庭）に拠る山名右近亮と戦ったとも伝わる。

また、本拠の高田荘（同市勝山一帯）を中心に、「作州三嶋」（同市美甘一帯）など周辺へと拡大していた所領は、一門の三浦兵庫助が経営に当たっていたようである。宝幢寺殿徳岩良賢。

三浦貞国 次郎、駿河守。

「覚書」は、大永七年（一五二六）から享禄二年（一五二九）までの城主とする。大永は永正の誤りと考えられる。

永正十三年には、隣国備中の紛争を仲裁。また、「親」（貞連か）から継承したという古呂々比村（同市古呂々尾）の代官として、未納していた家臣を処罰し、年貢金を納入している。その一方、大永六年には、幕府から与えられた久世保（同市久世一帯）の年貢を滞納したとして、これを取り上げられている。貞連と同様に、平時は在京し、現地では、一

門の三浦忠広が経営に携わっていた可能性がある。

享禄五年（天文元年。一五三二）五月、出雲尼子氏が美作国へ侵攻、備中国の新見氏を高田城に在番させた。貞国は、その最中、同元年七月九日没。慈光寺殿伯々良聖。「覚書」と年忌史料では三年のずれが生じている。

三浦貞久 孫五郎カ、次郎カ、下野守、上野介。

「覚書」は、享禄三年（一五三〇）から天文十三年（一五四四）までの城主とする。

父貞国の没後まもなく孫五郎の通称で文書を発給。以降細かな推移は不明なもの、出雲尼子氏に対立的な姿勢をとる。

「覚書」は、同十三年八月に出雲の宇山氏が出勢、「大合戦」となったところ、城主の貞久が高田城での籠城中に病死したという。

尼子氏が美作に侵攻した享禄五年の時点で、宇山氏は、茅部（真庭市蒜山東茅部・西茅部・本茅部付近）、美甘新庄（新庄村付近）・竹部本庄・新庄（同市見明戸など旧湯原町西部一帯）、徳山（同市蒜山上徳山・下徳山）などを与えられている。このことからみて、三浦氏と宇山氏の戦いは、所領境を接して行われたことになる。

天文十七年九月十六日没、正法院殿月江良円。「覚書」と年忌史料では四年のずれが生じている。

三浦貞広 I 期 才（道祖）五郎。

「覚書」は、貞久の「御子」とする。貞久の没後、天文二十年（一五五一）の頃か、貞久の弟太河原貞尚を通じて、遺児才五郎（貞広）に本領が安堵されている。貞尚は当時、尼子氏に属し、新宮党の一門となっていた。従って、以降の三浦氏当主は、この貞広ということになる。

尼子氏（宇山久兼） 飛騨守。

尼子氏の家臣。「覚書」は、貞久病死の頃から高田城の城主となったと記す。そして、弘治二年（一五五七）には、三浦家菩提寺の化生寺（同

文献史料でみる高田城と城主の推移

森 俊 弘

(真庭市教育委員会)

高田城(真庭市勝山)は、主に中世から近世初頭にかけて機能した、美作西部有数の山城である。

元禄四年(一六九二)に成立した地誌「作陽誌」は、「大総山」として立項、「本城」を如意山、山へは一二〇間、周り一六町、その南は「二廓」で勝山といい、合わせて「大総山城」と称したと記す。

如意山とは、手許から奥に立ち上がる山容を仏具の如意になぞらえ、また大総山もその「粒」さな山容を形容したのである。特に後者は、現在も地域で用いられている雅名、「顆山」の由来と考えられる。

同書は、高田城を本拠に近隣を支配した、高田三浦氏(以下、三浦氏)の始祖とされる貞宗について、関東から近藤・石井・宇野・白石の四氏を伴い来住したと記す。そして、一四世紀後半を中心に活動、高田城を築き、諸寺社を開いたとする。現在、貞宗が高田荘の地頭として入部し、高田城の初代城主となったとされる所以である。

しかし、こうした貞宗像は、同時代史料から知られる活動年代と一世代近くずれており、必ずしも一致しない。従って、そのまま史実とするのは難しく、今後のさらなる検討が必要である。このことは、程度の差こそあれ、貞宗以降の三浦氏、そして高田城をめぐる通説に対しても、同様といえる。

一 「三浦氏十三世家系」とその依拠史料

さて、これまで高田城や、三浦氏の叙述で参照されてきた基本史料として、「三浦氏十三世家系」(以下「家系」)がある。

「家系」は、その名のとおり、三浦氏の始祖とされる貞宗から、最終的に高田城から退いた貞広までを対象とした、十三代の系図史料である。三浦氏については、近年、複数の研究者によって、同時代史料を元に再検討が行われ、尼子氏をはじめ、諸近隣勢力との関係などに新たな知見がもたらされている。

しかし、同氏の系譜関係や、動向の具体的な叙述にあたっては、やはり、「家系」を原典に派生した、通説を参照せざるを得ない現状がある。となれば、通説の根本的な見直しには、その溯源である「家系」そのものの検討・解明も欠かせないと考える。

「系図」の成立について、「作陽誌」の前文には、「今摘諸家記」、採「士民説」、贅「録于此」とあり、同書の編者江村宗晋(春軒)が、「諸家記」と「士民説」をもとに編纂したことが知られる。

このうち、「諸家記」については、特に「牧氏家譜」及び家譜と同一とみられる、「本州牧氏家有二冊子」(以下「家譜」)と、「社村美甘氏家蔵」の史料二点を具体的に掲げている。

「家譜」は、近世初頭の成立とみられる覚書、「作州高田城主覚書」(下岩牧家文書。以下「覚書」)との対応関係が指摘される。筆者については、その内容から、三浦氏の旧臣牧河内の長男で、社村(真庭市社)に帰農した、牧藤助とみられる。「系図」と比較しても、両者の参照関係は明らかで、「覚書」に由来する年次や、系譜の混乱、破損を原因とする誤読もある。

次に、「家系」から「覚書」由来の要素を除くと、実名・通称・官途名・没年月日・戒名・没年齢のまとまりが現れる。三浦貞連より前代の人物は、ほぼこうした情報のみで、別に年忌史料などが参照された可能性を示す。残る三浦忠近や、舟津氏に嫁した女子、桃寿丸らの情報が、「諸家記」、あるいは「士民説」、書上や聞き取りに当たるとのたろう。

「系図」については、概ね以上である。以下では、その性質に鑑み、

慶長三年（一五九八）

宇喜多秀家、戸川達安に高田周辺の地を預け置く …………… 66

この頃か

宇喜多秀家、不破内匠を高田城番に命じるといふ …………… 67

同 五年（一六〇〇）

宇喜多秀家、高田城番小瀬中務正等に人質の供出を命じる …………… 67

同 六年（一六〇一）

小早川秀秋、木下斎之助を高田城番に命じるといふ …………… 68

小早川秀秋、化生寺に寺領を寄進する …………… 68

同 七年（一六〇二）

西部五左衛門、化生寺の寺領を安堵する …………… 68

同 八年（一六〇三）

森忠政、各務元峯を高田城番に命じるといふ …………… 68

同 九年（一六〇四）

森忠政、化生寺に寺領を寄進する …………… 68

同 一三年（一六〇八）

高田城番の各務元峯が闘死する …………… 68

森忠政、森（大塚）丹後守に高田村等を加増する …………… 69

同 一四年（一六〇九）

森忠政、大塚丹後守を高田城番に命じるといふ …………… 69

同 一七年（一六一二）

大塚丹後守死去し、高田城下に葬られる …………… 69

大塚氏の歴史 …………… 69

元和六年（一六二〇）

高田町が焼失し、街道が付け替えられる …………… 70

寛永七年（一六三〇）

大塚三俊、高田城下の熊野大権現社を葺替する …………… 70

同 一五年（一六三八）

美作国内の諸城館が破却される …………… 70

正保二年（一六四五）

正保の国絵図に古城・勝山が見える …………… 70

明暦元年（一六五五）

大塚守周、高田城下の熊野大権現社を修葺する …………… 71

延宝三年（一六七五）

大塚可明、森家を退出する …………… 71

貞享元年（一六八四）

高田村の免定に古城山番が見える …………… 71

元禄元年（一六八八）

化生寺境内に三之丸・勝山本丸の地名が見える …………… 71

参考史料

一作州高田城主覚書 …………… 72

二作陽誌 真島郡山川部 高田庄 大総山城 …………… 73

小早川隆景、三村元親の高田方への逃走に備える	48	岡本秀広・牧左馬助、高田近辺の通路で鷺見氏を討ち取る。また宇喜	
牧尚春、小早川隆景の捕虜となるも許されるとい	49	多直家、左馬助と市三郎兵衛に命じ寺畑城を夜討させる	59
三浦貞広、宇喜多直家の仲裁で高田城を毛利氏に明け渡す	50	牧左馬助、高田神代で榑崎元兼の家臣を討ち取る	59
同 四年(一五七六)		同 一〇年(一五八二)	
三浦貞広、牧菅兵衛尉に高田下城時の気遣いを謝す	50	高田表で羽柴秀吉の使者が礎となる	59
この頃か		同 一一年(一五八三)	
備前伊賀氏の侵攻した地に高田が見える	50	福原元俊、草薙氏への対応のため高田表に赴く	59
榑崎カ元兼、備中植木氏を頼み同名蔵人を討つという	50	羽柴秀吉と毛利氏の和睦交渉の過程で、高田城など美作国内諸城の引	
同 五年(一五七七)		渡しが話し合われる	59
高田城に忍びが付くという	51	榑崎元兼、高田城下の熊野大権現社を造修する	62
同 七年(一五七九)		同 一二年(一五八四)	
鈴木氏が宇喜多方に属し、高田・松山間を封鎖する	52	羽柴秀吉、高田城の毛利氏保有を許容せず	62
吉川元春と小早川隆景、高田表の儀につき連絡を受ける	52	宇喜多氏、榑崎元兼が退去した高田城に牧一党を置く	63
同 八年(一五八〇)		三浦貞勝の子桃寿丸、京都で圧死するという	64
吉川元春、一兩日中に高田表へ陣替と報じる	53	同 一四年(一五八六)	
吉川元春、近日中に高田陣替と報じる	53	牧家信、勇山寺領を安堵する	64
吉川元春、二月三日に高田へ陣替したと報じる	53	同 一七年(一五八九)頃か	
小早川隆景、まもなくの高田着陣を報じる	55	宇喜多秀家、服部隠岐守を高田城に置くという	65
吉川元春、九月十九日に高田着陣という	57	高田城主服部隠岐、中島本政に脇指を与える	65
毛利輝元、一兩日中の高田陣替を報じる	58	文禄三年(一五九四)	
毛利輝元、高田城から山見に出陣、高仙築城を命ず	58	宇喜多秀家、高田商人の岡山城下移住にあたり措置を命じる	65
毛利輝元、要時には高田へ連絡するよう枅形城将に指示する	58	同 四年(一五九五)	
同 九年(一五八一)		宇喜多秀家、高田村の給人岡市丞に替地を与える	65

牧尚春、合戦に先立ち美甘氏より異心なき旨の誓紙を受ける	31
尼子義久、高田衆の神社建立に私領内の段銭を免除する	31
三浦貞広、浦上宗景の計らいで所領支配を継続し、斎藤親実から配慮の誓約を受ける	32
三浦貞広、山内表など諸境目に出陣する	32
同 一〇年(一五六七)	
三浦貞広、闕所とした金田・舟津氏等の所領を松井氏等に宛行う	32
高田衆が目木村の神森、次いで篠向城下で岩屋衆と戦う	33
牧尚春、太河原貞尚の所領書立に加判し美甘氏に与える	33
同 一一年(一五六八)	
三浦衆等、小早川勢に討たれる。三浦貞広の祖父貞守(盛)も自刃するという	33
長就連・香川光景、注連大夫に高田領の社役を安堵する	34
同 一二年(一五六九)	
牧菅兵衛尉、金田氏等の敵対に隨身せず。三浦貞広、これを賞し所領を宛行うとする	34
美作牢人衆、尼子氏を支援して蜂起、浦上宗景の合力で高田城を攻める	34
三浦貞広、高田城に入るといふ	37
同 一三年・元龜元年(一五七〇)	
豊後の大友宗麟、牧尚春に尼子・浦上両氏との談合が重要とする	37
牧尚春、豊後大友氏に硯を送る	37
元龜二年(一五七一)	

牧尚春、豊後大友氏から書状を受ける	38
浦上宗景、三浦貞広の知行所段銭につき牧尚春の裁判による進納を定める	38
同 三年(一五七二)	
昨年より美作国に滞在の亀井(山中)幸盛、今は但馬国にありといふ	39
牧尚春、豊後大友氏へ太刀・馬・硯を送り近況を報じる	39
同 四年・天正元年(一五七三)	
山中幸盛、尼子勝久を奉じ因幡で毛利方の城を攻略、日野衆・牧尚春等はこれに協力するという	42
岡本氏秀、牧尚春の質問に答える	42
牧尚春、豊後大友氏に硯を贈り、煙硝・鈍金の進呈を受ける	43
山中幸盛、豊後大友氏に高田城の堅固を報じ、煙硝を乞う	43
天正二年(一五七四)	
浦上宗景と宇喜多直家の対立にあたり、三浦貞広は宗景に与同し所領を宛行われる	43
三浦貞広等、豊後大友氏に備作情勢を報じる	44
同 三年(一五七五)	
備中讃葉城主三村元範、落城に際し三浦貞広を頼らんとする	45
牧菅兵衛尉等、宇喜多勢の陣所多田山を夜討する	46
浦上宗景、織田信長の上洛と備前表への加勢を報じる	46
山中幸盛、美作境出勢について三浦氏に誓紙を送る	47
牧氏等、真木山城を夜討ちして伊賀勢を逐う	47

同 一三年（一五四四）

尼子国久父子等、高田城等を攻めるといふ……………24

同 一四年（一五四五）

三浦貞久、中蔵山円融寺を再興する。また王子権現社に社田を寄付するといふ……………24

この頃か

播磨広峰社の檀那に高田城下の下市場・且の住人が見える……………24

刀工忠光が高田城下の且に居住し、三浦氏の武器を鍛造するといふ……………24

同 一五年（一五四六）

代官舟津国之、見明戸村八幡宮を再建する……………24

高田城下に大雲寺が開山されるといふ……………24

同 一六年（一五四七）

牧菅兵衛尉、備中国皆部で討死する。三浦貞久、牧幸松にその跡職を安堵する……………24

同 一七年（一五四八）

三浦貞久、尼子氏との対峙中に病死し、高田城も落去するといふ……………25

高田城下の妙円寺が再興されるといふ……………25

同 一八年（一五四九）

三浦貞久の子駒徳丸、没する……………25

同 二〇年（一五五一）

太河原貞尚、美作に出勢した尼子晴久の先駆けを務める……………26
尼子晴久、三浦才五郎（貞広）の知行を安堵する……………26

同 二四年・弘治元年（一五五五）か

宇山久兼、化生寺に玉雲権現の像立を行うといふ……………26
弘治三年（一五五七）

宇山誠明、西美作の諸社で造立等を行う……………27

同 四年・永禄元年（一五五八）か

牧右衛門尉等、三浦貞勝を擁立し高田城を攻め奪回する。またこの時金田弘久が戦死するといふ……………27

永禄四年（一五六一）

三村家親、西美作へ侵入し真島郡月田口で交戦する……………27

同 六年（一五六三）

宇山誠明、中尾四郎兵衛へ美作西六郡の商人間に命じることを約束し、通路の確保を命じる……………27

同 七年（一五六四）

尼子義久、倉敷江見氏を通じ、高田衆の働き次第で三浦道祖五郎（才五郎、貞広）の帰国を認めるとする……………28

三浦貞勝、家臣の離反で自害する。貞勝の室はその後、宇喜多直家に迎えられるその室となるといふ……………28

同 八年（一五六五）

三浦氏の家臣、舟津与三兵衛が讒言により自刃するといふ……………30
牧尚春、久米南条郡原田にあり。尼子義久これを謝し所領の宛行を約束する……………30

三浦貞広、高田城を回復するといふ……………31

三浦氏、浦上宗景による三星表攻撃の軍勢催促に応じる……………31

同 九年（一五六六）

長享二年（一四八八）

三浦貞蓮、近隣荘園の代官職を要望する……………16

同 三年（一四八九）

三浦貞蓮、相国寺で聴聞す……………16

延徳三年（一四九一）

三浦兵庫助息の喝食、相国寺に帰寺する……………16

明応元、二年（一四九二、三）

僧心月梵初、三浦の化生寺にありという……………17

文亀元年（一五〇一）

三浦貞連、高田城主になるとい……………17

文亀年間（一五〇一〜三）

三浦貞連、篠向城の山名右近亮を討つとい……………17

三浦貞蓮、荒廢した神林寺の堂宇を造営するとい……………17

永正六年（一五〇九）

三浦貞連没し、貞国が家督を継ぐとい……………17

同 一三年（一五一六）

三浦貞国、古呂々比村公用を進納する……………18

三浦貞国カ、備中新見荘の内紛を仲裁する……………18

三浦貞国、古呂々比村公用を進納する……………18

大永六年（一五二六）

牧国信、焼失した判物の証明を受ける……………19

三浦氏、幕府に久世保代官職を召し上げられる……………19

この頃か

三浦貞国、子息貞久の疾病平癒にあたり熊野三所権現社に社領を寄進するとい……………20

享祿二年（一五二九）

金田弘久、真島郡草加部村八幡宮に鰐口を寄進する……………20

同 五年・天文元年（一五三二）

尼子経久、美作国へと進攻し高田城を攻撃の予定とい……………20

三浦貞国没し、貞久が家督を継ぐとい……………20

尼子経久、宇山氏に茅部・美甘新庄等を宛行……………21

新見国経、美作国での戦いが継続中と報じる……………21

三浦カ孫五郎、中尾氏に月田郷代官職を命じる……………21

天文二年（一五三三）

三浦貞久、牧菅兵衛尉に永富保等の諸役を免除する……………21

尼子詮久、新見氏等に高田城の在番を命じる……………21

同 三年（一五三四）

三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内などを宛行……………22

同 六年（一五三七）

三浦貞久、牧菅兵衛尉に真島庄の内を宛行。また石井・松岡両氏に所領を返付する……………22

同 九年（一五四〇）

三浦次郎、岩屋城に拠り山下で合戦する……………23

同 一〇年（一五四一）

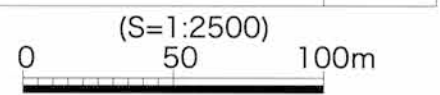
三浦氏等、美作国へ出勢した尼子氏に敗北する……………23

三浦貞久、牧菅兵衛尉に赤野郷の内を宛行……………23

三浦道祐(貞宗)、美作国高田荘内の寺領に替え、土佐国吾川山荘内の私領を土佐吸江庵へ寄進する	14
貞治四年(一三六五)	
三浦行連、幕府から越後国奥山荘内金山郷・堰沢条地頭職を沙汰付けるよう命じられる	14
同 七年・応安元年(一三六八)	
三浦道誠(行連)、幕府から越後国奥山荘内金山郷・塩沢条地頭職を沙汰付けるよう命じられる	14
永徳年中(一三八一〜三)	
三浦貞宗、実峰良秀に帰依するという	14
応永年間(一三九四〜一四二七)か	
三浦貞宗、死去するという	15
三浦貞宗以降の歴代	15
永享年間(一四二九〜四一)	
この頃の奉公衆御番帳に三浦遠江守が見える	15
文安五年(一四四八)	
この年の奉公衆御番帳に三浦近江守が見える	16
この頃か	
三浦貞俊、真島郡柴原村にありという	16
文明一五年(一四八三)	
三浦兵庫助、借銭を返済せず抵当の所領も押領する	16
同 一九年・長享元年(一四八七)	
三浦貞連等、將軍足利義尚の六角征伐に伴い近江へ出陣する	16
三浦道祐(貞宗)、越後国奥山荘内金山郷を拝領するも武蔵称名寺との相論に敗れる	9
暦応二年(一三三九)	
三浦道祐(貞宗)、越後奥山荘内金山郷での濫暴を停止される	10
同 三年(一三四〇)	
三浦道祐(貞宗)、暦応寺木作始の儀につき行事所の警固を務める	10
同 四年(一三四一)	
三浦道祐(貞宗)、暦応寺の地曳に加わり一荷を運ぶ	11
康永二、三年(一三四三、四)	
三浦道祐(貞宗)、足利尊氏から戦功を賞される	11
同 四年・貞和元年(一三四五)	
三浦道祐(貞宗)の息行連、天龍寺供養に奉供する	11
貞和二年(一三四六)	
三浦道祐(貞宗)、武蔵称名寺雑掌と越後国奥山荘内金山郷を争う	12
同 五年(一三四九)	
三浦行連、足利尊氏の屋敷を囲んだ高師直のもとに参じる	13
文和三年(一三五四)	
高田城関係史料集 凡例	8
建武四年(一三三七)	
文献史料でみる高田城と城主の推移	1



第2図 高田城城域地形図 (1/25,000)



(S=1:2500)

真庭市指定史跡

高田城総合調査報告書

文献編